

平成31年 2月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録
平成31年 3月 6日～ 8日・12日

場 所 第2委員会室

平成31年 3月 6日(水曜日)

例の一部を改正する条例

午前 9 時59分開会

会議に付託された議案等

- 議案第 1 号 平成31年度宮崎県一般会計予算
- 議案第 2 号 平成31年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算
- 議案第 3 号 平成31年度宮崎県公債管理特別会計予算
- 議案第21号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第31号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第33号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第34号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第42号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第46号 宮崎県総合計画の変更について
- 議案第49号 平成30年度宮崎県一般会計補正予算(第 6 号)
- 議案第50号 平成30年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第51号 平成30年度宮崎県公債管理特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第67号 宮崎県税条例の一部を改正する条例
- 議案第68号 宮崎県開発事業特別資金特別会計条例の一部を改正する条例
- 議案第69号 宮崎県消費者行政活性化基金条

- 議案第71号 工事請負契約の変更について
- 議案第72号 工事請負契約の変更について
- 議案第73号 工事請負契約の変更について
- 総合政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・宮崎駅西口広場再整備の検討状況について
 - ・国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭実施計画(案)について
 - ・記紀編さん記念事業の取組状況について
 - ・人権に関する県民意識調査結果の概要について
 - ・2巡目国体に向けたスポーツ施設の整備について
 - ・宮崎県中山間地域振興計画の改定素案について
 - ・適正な文書管理に向けた取組について
 - ・「宮崎県の内部統制に関する方針」について
 - ・県の行政機関庁舎における受動喫煙防止対策について
 - ・防災拠点庁舎建設工事の進捗状況等について
 - ・新燃岳の噴火警戒レベル引上げについて
 - ・宮崎縣市町村消防広域化推進計画の策定について
 - ・みやざき消防団の日(仮称)の制定について
 - ・防災消防ヘリコプター相互応援協定の締結について
 - ・平成31年度組織改正案について
 - ・新たな行財政改革プラン(素案)について
 - ・平成31年度宮崎県職員採用試験制度の見直しについて

出席委員(8人)

委 員 長 松 村 悟 郎
副 委 員 長 田 口 雄 二

平成31年3月6日(水)

委員	緒嶋雅晃	総務部次長 (総務・市町村担当)	吉村久人
委員	蓬原正三	総務部次長 (財務担当)	大西祐二
委員	井本英雄	危機管理局長 兼危機管理課長	高林宏一
委員	右松隆央	部参事兼総務課長	丸田勉
委員	前屋敷恵美	人事課長	河野譲二
委員	武田浩一	行政改革推進室長	田村伸夫
欠席委員(なし)		財政課長	吉村達也
委員外議員(なし)		財政総合管理課長	横山直樹
説明のため出席した者		防災拠点庁舎整備室長	楠田孝蔵
総合政策部		税務課長	棧亮介
総合政策部長	日隈俊郎	市町村課長	日高幹夫
総合政策部次長 (政策推進担当)	松浦直康	総務事務センター課長	佐藤領子
総合政策部次長 (県民生活担当)	鶴田安彦	消防保安課長	室屋利春
総合政策課長	重黒木清	会計管理局	
部参事兼秘書広報課長	横山浩文	会計管理者	福嶋幸徳
広報戦略室長	渡久山武志	会計管理局次長	大田原節郎
統計調査課長	長倉健一	会計課長	福嶋正一
総合交通課長	小倉佳彦	物品管理調達課長	川上清
中山間・地域政策課長	日高正勝	人事委員会事務局	
産業政策課長	米良勝也	総務課長	佐野由藏
生活・協働・男女参画課長	小川雅彦	職員課長	原拓実
交通・地域安全対策監	水口圭二	監査事務局	
みやざき文化振興課長	川口泰夫	事務局長	郡司宗則
記紀編さん記念事業推進室長	坂元修一	監査第一課長	和田括伸
人権同和対策課長	磯崎史郎	監査第二課長	松原哲也
情報政策課長	斎藤孝二	議会事務局	
国体準備課長	岩切喜郎	事務局長	片寄元道
総務部		事務局次長	上山伸二
総務部長	畑山栄介	総務課長	谷口浩太郎
危機管理統括監	田中保通		

議事課長 齊藤安彦
政策調査課長 日高民子

事務局職員出席者

議事課主査 弓削知宏
総務課主事 浜砂貴裕

○松村委員長 ただいまから、総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、当初予算関連議案の審査方法についてであります。

お手元に配付している資料、委員会審査の進め方案をごらんください。

まず、1、審査方針についてであります。

当初予算の審査に当たっては重点事業、新規事業を中心に説明を求めるとし、あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明を求めるとしております。

次に、2、当初予算関連議案等の審査についてであります。当初予算については、当初予算全体の説明を聞くため、総務部の審査を最初に行い、その後、総合政策部などの審査を行いたいと存じます。また、総務部及び総合政策部の審査につきましては、長時間にわたることが予想されますので、お手元の資料のとおり3課から4課ごとに説明、質疑を行い、最後に総括質疑を行う形にしたいと存じます。

審査の進め方については以上であります。

このとおり進めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第33号及び第34号に対する人事委員会の意見についてであります。お手元に配付してある資料をごらんください。

これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会は人事委員会の意見を聞くこととなっており、その回答でありますので、参考にお配りしております。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時4分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

おはようございます。

それでは、当委員会に付託されました補正予算関連議案の説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○日隈総合政策部長 おはようございます。総合政策部でございます。どうぞよろしく願いいたします。

2月18日付で交通・地域安全対策監として着任しました水口圭二が新たに参加しておりますので、紹介させていただきます。

〔「よろしく願いいたします」と呼ぶ者あり〕

よろしく願いいたします。

では、座って説明させていただきます。

今回の委員会で御審議いただきます当部所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

お手元にお配りしております総務政策常任委

員会資料をおめぐりいただきまして、目次をごらんください。

今回、総合政策部からお願いしております予算議案は、議案第49号「平成30年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)」と、議案第50号「平成30年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算(第1号)」の2件でございます。

資料の1ページをごらんいただきまして、総合政策部の一般会計2月補正予算額は、一般会計の表の一番下の合計欄のところをごらんいただきますと、合計で6億8,109万6,000円の減額でございます。これは、国庫補助決定に伴うものや執行残等によるものでございまして、この結果、補正後の一般会計予算額は、その2つ右になりますけれども、127億9,128万2,000円となります。

また、宮崎県開発事業特別資金特別会計予算につきましては、その下の表にありますように378万円の増額であります。これは、株式配当金の増額及び一般会計への繰出額の確定などによるものでございます。この結果、補正後の予算額は、その2つ右になりますけれども、1,786万9,000円となります。

続きまして、2ページをお開きください。繰越明許費補正でございます。関係機関との調整に日時を要したことによるもの等の理由によりまして、2件の繰り越しをお願いしております。

それぞれの議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明いたします。

お手数ですが、もう一度、目次にお戻りください。

IIの特別議案でございますけれども、議案第68号「宮崎県開発事業特別資金特別会計条例の一部を改正する条例」、議案第69号「宮崎県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例」の

2件がございます。

以上が、議案の概要であります。詳細は担当課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

次に、IIIのその他の報告事項についてであります。今回は、目次に記載してありますとおり、5件の報告事項がございます。これらにつきましても、後ほど、担当課長から御説明いたします。

私からの説明は以上であります。どうぞよろしく願い申し上げます。

○重黒木総合政策課長 総合政策課でございます。

それでは、総合政策課の補正予算につきまして、御説明させていただきます。

お手元の平成30年度2月補正の歳出予算説明資料の11ページをお開きください。総合政策課の2月補正額でございますけれども、この表の一番上、左から2番目の補正額の欄でございますけれども、総額で1,168万円の減額補正をお願いしております。補正後の予算額は、右から3つ目の欄の7億9,182万5,000円となります。補正額の内訳でございますけれども、左から2番目の補正額の欄の上から2行目にありますように、一般会計が1,546万円の減額、その下の特別会計、開発事業特別資金特別会計が378万円の増額となっております。

それでは、補正の主な内容について御説明いたします。

次の13ページをごらんください。まず、(事項)職員費でございますけれども431万5,000円の減額でございます。説明欄にありますように、職員の人件費でございますけれども、人事異動に伴う職員構成の変化などに伴い減額となったものでございます。

続きまして、14ページをお開きください。(事項) 県計画総合推進費でございますけれども724万1,000円の減額でございます。主な減額の理由ですけれども、まず、説明欄の上から2つ目2の県総合計画策定費413万円の減額につきましては、県の総合計画策定に係る報償費ですとか旅費、その他事務費の節約等による執行残でございます。

その下の3のみやざき成長産業育成加速化基金事業につきましては、3万3,000円の増額でございます。こちらは、基金の運用利息の増によりまして、積立金を増額するものでございます。

また、5の東日本大震災復興活動支援事業240万7,000円の減額につきましては、被災者等への支援を行う県内団体への委託料の減ですとか、旅費等の事務費の執行残によるものでございます。

次に、その下の(事項) エネルギー対策推進費でございますけれども、270万6,000円の減額でございます。これは、説明欄にあります水素エネルギー利活用促進モデル事業につきまして、水素エネルギーの利用拡大ですとか研究などを行う市町村ですとか大学に対する補助金のうち、市町村が行う燃料電池システムへの支援事業につきまして、市町村の取り組みが進まなかったために減額するものでございます。

次の15ページでございます。開発事業特別資金特別会計になります。中ほどの積立金につきまして、668万2,000円の増額をお願いしております。これは、開発事業特別資金へ積み立てることとしております九州電力の株式の配当金が見込みを上回ったことによるものでございます。

次に、その下の(事項) 繰出金につきましては270万6,000円の減額をお願いしております。これは、16ページの説明欄にございます水素エ

ネルギーの利活用促進モデル事業の事業費が減額になりましたことから、一般会計の繰出金を同額減額するものでございます。

補正予算につきましては以上でございます。

続きまして、委員会資料の3ページをお開きください。特別議案になりますけれども、議案第68号「宮崎県開発事業特別資金特別会計条例の一部を改正する条例」について御説明させていただきます。

まず、1の改正理由でございます。この条例は、当課で所管しております開発事業特別資金特別会計の設置条例でございますけれども、この条例の中で引用しております石川内第二発電所及び川原発電所に関する株式より生じる利益金の使用等に関する条例、これは、県が保有しております九州電力の株式から生じる配当金ですとか、その配当金の管理や使途を規定している条例でございますけれども、この条例が改正されまして、引用条文に条ずれが生じたため、改正を行うというものでございます。改正の内容は、2の表のところでございますけれども、第2条につきまして、引用しております——下線を引いていますけれども——「同条例第6条」を「同条例第7条」に改めるというものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日からとさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。

○横山秘書広報課長 秘書広報課の一般会計補正予算につきまして、説明をさせていただきます。

歳出予算説明資料の17ページをお願いいたします。補正額は1,093万4,000円の減額でございます。補正後の額は右から3列目にございまして、4億6,642万6,000円となります。

19ページをお願いいたします。主な内容を説明いたします。

まず、1つ目の(事項)職員費575万1,000円の減額は、人事異動によります職員構成の変化に伴うものでございます。

次に、(事項)秘書業務費183万2,000円の減額は、知事の交際費を初めとします事務費の執行残に伴うものでございます。

次に、(事項)広報活動費320万2,000円の減額及びその次の(事項)県政相談費14万9,000円の減額でございますが、これらも事務費の執行残に伴うものでございます。

秘書広報課は以上でございます。

○長倉統計調査課長 統計調査課の補正予算につきまして、御説明いたします。

歳出予算説明資料の21ページをお開きください。統計調査課の補正額は、この表の左から2列目、2,736万円の減額であります。これにより補正後の額は、右から3列目、3億2,680万円あります。

補正の主な内容について、御説明いたします。

23ページをお開きください。まず、表の上から5段目の(事項)職員費につきましては576万2,000円の減額であります。これは、人事異動により職員構成が変化したことに伴いまして、給料及び職員手当に執行残が生じたものであります。

次に、一つ飛びまして(事項)消費経済統計調査費であります。100万円の減額であります。これは、家計及び物価の動向や構造等を把握するための調査経費であります。旅費や調査協力謝礼品購入費の執行残によるものであります。

次に、その下の(事項)労働諸統計費であります。265万円の減額であります。これは、雇用や給与等の労働状況を把握するための調査経

費であります。国の委託費の交付決定に伴う減額や、調査協力謝礼品購入費の執行残、調査用品配送費等業務委託費の執行残等によるものであります。

次に、24ページをお開きください。2つ目の(事項)商工統計調査費であります。556万8,000円の減額であります。これは、商工業事業所の活動状況を把握するための調査経費であります。国の委託費の交付決定に伴う減額や、調査票の郵送回答やオンライン回答による統計調査員報酬の執行残やデータ入力業務委託料の執行残によるものであります。

次に、25ページをお開きください。2つ目の(事項)住宅・土地統計調査費であります。271万5,000円の減額であります。これは、住生活関連諸施策の基礎資料を得るための調査経費であります。国の委託費の交付決定に伴う減額や、広告料の執行残によるものであります。

次に、その下の(事項)漁業センサス費であります。703万8,000円の減額であります。これは、漁業の生産構造や就業構造等を把握するための調査経費であります。主に国の委託費の交付決定に伴う減額によるものであります。

統計調査課の説明は以上でございます。

○小倉総合交通課長 それでは、総合交通課の補正予算につきまして、御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の27ページをお開きください。総合交通課の補正予算は、左から2列目、総額で4,252万5,000円の減額補正をお願いしております。補正後の額につきましては、右から3列目、8億4,192万7,000円となります。

補正の主な内容について、御説明いたします。

1枚めくっていただいて、29ページをごらんください。まず、下のほう、(事項)地域交通ネットワーク推進費でございますけれども、こちら

は、説明欄 3 の離島航路運航維持対策事業につきまして、276万6,000円の減額補正をお願いしております。これは、離島航路の運航欠損額を国が補填した後に、残額を県と延岡市で負担するものでありますが、例年、当初予算計上時には、国の補填額が確定しておらず、概算として計上しているところでありまして、今年度補助分につきましては、運航欠損額が当初の見込みより圧縮されたことから、減額補正をするものでございます。

次に、一番下にあります(事項)航空交通ネットワーク推進費についてであります。

30ページをお開きください。説明欄 1 の「みやぎの空」航空ネットワーク活性化事業について1,491万8,000円の減額補正をお願いしております。こちらは、香港線につきまして、当初予算としては一定の運航経費を計上していたものの、会社との交渉の結果、結果的に昨年10月から運休したことに伴いまして、その運航経費分について減額補正をするものでございます。

続きまして、(事項)高千穂線鉄道施設整理基金事業費の説明欄 2、高千穂線鉄道施設整理基金補助事業につきまして1,196万4,000円の減額補正をお願いしております。これは、旧高千穂線の撤去対象施設の撤去に要する費用を沿線自治体に補助するものでございますが、今年度事業のうち一部を撤去計画から除外したり、また設計業務を一部翌年度に先送りするなど、撤去計画を一部見直したことによりまして、減額補正をするものでございます。

次に、(事項)運輸事業振興費についてでございますが、820万8,000円の減額補正をお願いしております。こちらは、トラック運送の輸送サービス改善や交通安全対策など運輸事業の振興を図るため、宮崎県トラック協会が実施する各

種事業へ補助するものでありますけれども、補助に係る軽油引取税などの算定の基礎数値が年度末に国から示されることから、例年、当初予算は概算の額として定額で計上しておりまして、その後、数値が確定しますことから、残額を減額補正するというところで、例年同様の補正をお願いしているところでございます。

総合交通課の補正予算につきましては以上です。

○日高中山間・地域政策課長 中山間・地域政策課の補正予算について、御説明いたします。

歳出予算説明資料の31ページをお願いいたします。当課の補正予算額は6,676万5,000円の減額補正で、補正後の額は5億3,166万8,000円となります。

補正の主なものについて、御説明いたします。

33ページをお開きください。まず、中ほどの(目)計画調査費の(事項)中山間地域活力再生支援費4,186万2,000円の減額補正であります。

主なものとしまして、まず、説明欄の4、持続可能な地域づくり応援事業3,164万3,000円の減額補正であります。この事業は、市町村が住民と一体となって取り組む地域づくりを支援するものでありますが、市町村が事業の実施を見送るなど交付申請額が見込みを下回ったことによる補助金の執行残等であります。

次に、6、広げよう！「宮崎ひなた生活圏」形成促進事業の712万2,000円の減額補正であります。これは、地方創生推進交付金を活用し、地域の実情に応じた住民主体の新たな取り組みへの支援をするものでございますけれども、想定しておりました補助事業のうち、1件が実施困難になったことにより、交付申請額が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

次に、34ページをお開きください。上から2

つ目の(事項)地域活性化促進費の1,101万5,000円の減額補正であります。

主なものとしまして、説明欄3、宮崎県市町村間連携支援基金事業588万4,000円の減額補正であります。この事業は各市町村が連携して地域資源を活用しながら地域活性化に取り組む事業を支援するものでありまして、今年度行った補助要件の緩和などにより、新たな事業の開始がある一方で、連携に向けた調整が整わず、事業実施を見送った市町村もあり、全体として交付申請額が見込みを下回ったことなどによるものであります。

説明は以上であります。

○米良産業政策課長 産業政策課の補正予算について、御説明いたします。

歳出予算説明資料の37ページをごらんください。補正額は、左から2列目になりますが、1億2,020万4,000円の減額補正をお願いをしております。その結果、補正後の予算額につきましては、右から3番目の欄ですが、9億2,499万9,000円となります。

それでは、主な内容について、御説明をいたします。

39ページをお開きください。まず、表の中ほどになります(事項)フードビジネス総合推進費であります。120万8,000円の減となっております。これは、説明欄の1、みやざきフードビジネス推進体制構築事業におきまして、事業執行に伴う事務費の執行残が生じたことにより、111万8,000円の減となったこと等によるものであります。

その下の(事項)みやざき成長産業育成・雇用創出プロジェクト推進費につきましては、1億622万1,000円の減でございます。

主な内容ですが、まず、説明欄の1、みやざ

き成長産業育成プラットフォーム構築事業618万円の減につきましては、成長産業4分野に係る試験研究機関への研究員設置委託など、当課及び関係課等に分任して執行いたしました委託費等の執行残によるものでございます。

次に、4つ下の5、みやざき成長産業雇用拡大・定着推進事業につきましては、9,853万4,000円の減と減額が大きくなっております。この事業は、フードビジネスなどの成長産業4分野の企業が新たに人を雇用して、商品開発や販路開拓を行う場合に補助をする事業でございます。当初予算におきましては3億9,600万円の予算を計上しておりましたが、国からの交付決定額が交付申請額に対して6,000万円減額されたことや、全国的な人手不足の状況の中で、計画どおりに新たな雇用を確保することができず、補助申請額どおりの事業執行ができない企業が生じたこと等による減額であります。

次に、40ページをお開きください。(事項)みやざき地方創生若者定着促進費であります。900万2,000円の減となっております。これは、説明欄の2のところになりますけれども、県内企業に就職した若者に対して、奨学金の返還支援金を交付する事業である、みやざき産業人財確保支援基金事業におきまして、奨学金返還支援対象者を当初40名と想定し、認定企業35社において採用活動を行ったところですが、結果的に人材を確保できなかった企業が多数に上りましたことから817万1,000円の減となったことによるものであります。

説明は以上でございます。

○小川生活・協働・男女参画課長 生活・協働・男女参画課の補正予算について、御説明いたします。

歳出予算説明資料の41ページをお開きくださ

い。当課の補正予算は2,477万3,000円の減額補正をお願いしております。補正後の額は、右から3番目の欄の4億1,974万9,000円となります。

主な内容について御説明いたします。

44ページをお開きください。ページ中ほどより少し上の職員費1,184万4,000円の減額であります。これは、人事異動による職員構成の変化等に伴う執行残によるものでございます。

続きまして、45ページをお開きください。上から2つ目の消費者行政交付金事業費319万1,000円の減額でございます。これは、国庫補助額の決定により減額を行うものであります。

補正予算の説明は以上であります。

続きまして、委員会資料の4ページをごらんください。議案第69号「宮崎県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例」について、御説明いたします。

まず、宮崎県消費者行政活性化基金は、消費生活相談の内容の複雑化及び高度化が進むことに対応し、消費生活相談窓口の機能強化などを図る目的として、国から交付された地方消費者行政活性化交付金を原資としまして、平成21年3月に設置されたものでございます。

1の改正理由につきましては、宮崎県消費者行政活性化基金の清算手続が完了したため、改めて基金の設置条例の有効期限を定めようとするものでございます。

2の改正内容について、御説明いたします。

条例の附則第2項で、現在、平成41年3月31日となっている基金の有効期限を平成31年3月31日に改正することとしております。本県においては、平成29年度末で基金の全額を活用し残額がゼロとなっており、今年度、国への清算手続が完了したため、有効期限を今年度末に短縮するものであります。

なお、この基金の成果としましては、平成21年度から県及び市町村が消費者行政の活性化のための事業に取り組み、消費生活相談員の増員やスキルアップ、相談窓口の機能強化とともに、消費者への広報啓発の充実強化が図られ、相談者の利便性の向上や相談の掘り起こしにつながったところでございます。

また、国の地方への財政支援は、平成26年度補正予算から、基金方式ではなく、単年度交付の交付金に切りかわっており、現在、事業については、当該交付金の対応となっております。

3の施行日は、公布の日としております。

当課の説明は以上であります。

○川口みやざき文化振興課長 みやざき文化振興課の補正予算案について、御説明いたします。

歳出予算説明資料の47ページをお開きください。当課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、2億4,124万3,000円の減額でございます。これによりまして、補正後の額は、右から3列目の、68億7,851万1,000円となります。

それでは、主な内容について、御説明いたします。

49ページをお開きください。まず、上から5段目の(事項)職員費850万8,000円の減額であります。これは人事異動による配置がえにより、職員数が減ったため、文教担当の人件費が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

また、下から4段目の(事項)職員費1,571万7,000円の増額ではありますが、これは、組織改正に伴い国民文化祭担当が3人増員するなど、職員数がふえたため、国民文化祭担当等の人件費が当初の見込みを上回ったことによるものでございます。

次に、下から2段目の(事項)県立芸術劇場

費8,051万3,000円の減額であります。

50ページをお開きください。一番上の説明欄1の県立芸術劇場大規模改修事業費8,012万3,000円の減額につきましては、県立芸術劇場の空調・電気設備の修繕工事等に係る入札残によるものであります。

次に、上から5段目の(事項)文化交流推進費340万5,000円の減額であります。これは、国民文化祭おおいた大会の参加者に対する補助金であります。大分大会では出演者を公募する事業が少なく、参加者数が当初見込みを下回ったことによるものであります。

次に、51ページをごらんください。下から2段目にあります(事項)私学振興費1億5,994万8,000円の減額であります。説明欄1の私立学校振興費補助金5,145万3,000円の減額につきましては、私立高等学校等に対し、生徒数に応じて当該学校に経常的経費の一部を補助するものであります。対象生徒数が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

説明欄8の(1)就学支援金7,780万円の減額につきましては、私立高等学校等の生徒の授業料のうち、公立高等学校授業料相当額もしくは低所得者世帯等に対しましては、これを増額して支援することにより、授業料負担の軽減を図るものであります。対象生徒数が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

また、(2)奨学のための給付金2,375万3,000円の減額につきましては、低所得者世帯等を対象として、授業料以外の教育に係る負担の軽減を図るため、定額を給付するものであります。対象生徒数が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

最後に、繰越明許費について、御説明いたします。

お手元の常任委員会資料の2ページをお開きください。繰越明許費補正の県立芸術劇場大規模改修事業ですが、7,123万3,000円の繰り越しをお願いしております。これは、県立芸術劇場の空調設備改修工事につきまして、オリンピック等により受注が大幅に増加している関係で、部品の納品がおくれたため、劇場の施設利用の調整が困難となり、年度内に工事可能な期間が確保できなかったことによるものであります。

みやざき文化振興課の説明は以上でございます。

○磯崎人権同和対策課長 人権同和対策課の補正予算につきまして、御説明いたします。

歳出予算説明資料にお戻りいただきまして、53ページをお開きください。人権同和対策課の補正予算は654万8,000円の減額補正でございます。補正後の額は、右から3つ目の欄にありますとおり1億2,700万3,000円となります。

主な内容について、御説明をいたします。

55ページをお開きください。まず、中ほど少し下の(事項)人権同和問題啓発活動費でございます。254万2,000円の減額補正でございます。主なものといたしましては、説明欄の2の一人ひとりが考える人権が尊重されるみやざきづくり推進事業の経費につきまして、国庫委託金の決定に伴い減額するものでございます。

次に、その下の(事項)「宮崎県人権教育・啓発推進方針」推進事業費でございます。286万円の減額補正でございます。これは、説明欄1の宮崎県人権啓発センター事業など各事業におきまして、国庫委託金の決定に伴う減額及び各種人権講座の講師謝金や会場使用料等の執行残によるものでございます。

人権同和対策課は以上でございます。

○斎藤情報政策課長 情報政策課の補正予算に

ついて、説明いたします。

それでは、歳出予算説明資料の57ページをお開きください。情報政策課の補正予算は、左から2列目、8,206万2,000円の減額補正で、補正後の額は、右から3列目11億9,228万1,000円となります。

それでは、主な内容について、説明いたします。

59ページをお開きください。中ほどにあります(事項)行政情報化推進費ですが、172万3,000円の減額補正をお願いしております。これは、インターネットで提供される行財政情報サービス利用料の執行残等であります。

次に、(事項)行政情報処理基盤整備費ですが、764万5,000円の減額補正をお願いしております。これは、職員が使用するパソコン賃借料の執行残等であります。

次に、(事項)行政情報システム整備運営費ですが、798万1,000円の減額補正をお願いしております。

主な理由ですが、まず、説明欄3の県庁LAN運営費については、単独庁舎向けの回線使用料の執行残等であります。

次に、4の総合行政ネットワーク運営費については、全国の地方自治体間をつなぐ行政専用のネットワークに係る負担金の額が確定したこと等に伴う減額であります。

そして、5の県庁ネットワーク情報セキュリティ緊急強化対策事業については、セキュリティー上のネットワーク分離に伴うインターネット系パソコン賃借料の執行残等であります。

60ページをお開きください。(事項)電子県庁プロジェクト事業費ですが、731万4,000円の減額補正をお願いしております。

主な理由ですが、説明欄2のサーバ管理委託

事業については、外部のデータセンターに設置しているサーバの統合基盤への移行が進んだことから、サーバの設置や管理に要する費用の一部が不用となったことによる執行残等でありませう。

その4つ下の6、新・電子行政推進事業については、県民等がインターネットを介して、県への各種申請や届け出を行う電子申請システムサービス利用料の執行残等であります。

次に、(事項)地域情報化対策費ですが、4,840万3,000円の減額補正をお願いしております。

主な理由ですが、説明欄2の電気通信格差是正対策費については、本年度、西都市で、携帯電話の不感地域を解消するための事業を実施しており、その国庫補助決定に伴う減額であります。

続きまして、繰越明許費について、説明いたします。

お手元の常任委員会資料の2ページをお開きください。繰越明許費補正の2つ目、携帯電話等エリア整備事業ですが、1億3,393万1,000円の繰り越しをお願いしております。これは、西都市の5地区におきまして、今年度、携帯電話の不感地域を解消するための事業を実施しておりますが、設備を設置するための用地交渉に日時を要したことから、年度内の事業完了が困難となったため、事業主体の西都市におきまして、事業繰越が行われることによるものであります。

情報政策課の説明は以上であります。

○岩切国体準備課長 国体準備課の補正予算につきまして、御説明いたします。

歳出予算説明資料の61ページをお開きください。国体準備課の補正額は、表の左から2列目、4,322万2,000円の減額であります。これによりまして、補正後の額は、右から3列目、3

億796万2,000円であります。

補正の主な内容について、御説明いたします。

63ページをお開きください。まず、表の上から5段目の(事項)職員費の3,977万8,000円の増額でございます。これは、平成30年4月1日の組織改正により、新たに国体準備課として設置したことに伴い、増額となったものでございます。

その下の(事項)体育大会費の8,300万円の減額であります。これは、県有体育施設整備事業でございますが、陸上競技場の造成設計業務委託の執行残と体育館の地形測量業務委託の執行残と、またプールについては、整備場所の選定に時間を要したため、予定していた地質調査を来年度に先送りして実施するための減額等によるものでございます。

国体準備課は以上でございます。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案について、質疑はありますか。

○右松委員 歳出予算説明資料40ページであります。今議会でもさまざまな質問等が出まして、産業人財確保、担い手の確保でありますとか、それから就職支援とか、かなりいろいろ議論があったところでございます。

それで、こちらのみやざき産業人財確保支援基金事業の執行残が817万1,000円ということで、先ほど課長の説明では人材を確保できなかった企業が多数あったということでございました。

この、みやざき産業人財確保支援制度は、若者の県内企業等への就職を促進して、産業の担い手を確保するのが目的になっています。そしてあわせて、奨学金返還支援を行う企業を支援するための制度ということになっておりまして、大学生とか短大生が在学中に貸与を受けた奨学金の返済を県が4分の3ですか、企業が4分の

1ということで返済を支援をするという形になってはいますが、まず、この奨学金を貸与している学生の数なんですけれども、わかる範囲で構いませんが、現在、どれぐらい貸与を受けられて、そしてその推移はどういう状況なのか。この制度に限って今質問させていただいていますが、奨学金の返済を支援すると、それを企業への就職支援につなげていくということだと思いますので、そこがもしわかれば教えてもらいたいと思います。わからなければいいです。対象数がある程度わかっているのかということもちょっとあったもので。

○米良産業政策課長 申しわけございません。少しお待ちください。

全国での貸与者数、ちょっと数字が古いんですけれども、平成27年12月の時点で、全国で132万人で、県内で6,220人となっております。

○右松委員 県内で6,220人、これはどういう計算ですか。現在、返済が終わった方もいらっしゃると思うんです。貸与を受けておられる対象者が今回のその数になってきますので。ですから、この支援制度の対象者の数をちょっと知りたくて、それで、その推移がどうなっているのかな、宮崎の産業人財確保支援基金の対象者数がわかるとすごく参考になるかなと思ったものですから。

○米良産業政策課長 今、委員のおっしゃいました全借入者というのがちょっと把握できておりませんが、今申し上げました数字は、27年12月時点の全体の学生が1万1,000人ほどいらっしゃる中での数字になります。

○右松委員 これ、4年生が就職される際に、使われる支援制度ですよ。だから、単純に4分の1で計算しても、私が計算してもいいんですけれども、先ほど1万1,000という数字が出まし

たけれど、6,220、どういう、もう一回ちょっと教えてもらっていいですか。

○米良産業政策課長 これは4年生だけの数字ではなくて、全体の数字になります。単純に4分の1ということにはならないかとは思いますが、おおむねその程度の数字が1学年当たりにはなるのかなとは思っております。

○右松委員 人数、もう一度おっしゃってください。

○米良産業政策課長 平成27年12月時点で、県内が6,220人になります。

○右松委員 わかりました。それで、じゃあ、この制度を活用した実際の会社数と、それから人数はどうなっているのか教えてもらおうとありがたいなと思います。

○米良産業政策課長 昨年度の実績でございますが、35社を認定をしております、実際最終的に対象となりましたのが12社の19名になります。

○右松委員 わかりました。やはり、この制度を活用する際にいろいろとハードルもあるでしょうし、周知のやり方ですとか、会社がどういう形でこの制度を活用していくのか、活用するためには乗り越えていかないといけないことがたくさんあるのかなと思っています。

それで、制度的には就職支援にもつながりますし、県内の産業人財の確保にもつながります、しかも若手ですので、これから背負っていく人たちですので、非常に呼び水になる制度であると思います。

あとは、6,200のうち、恐らく1,500とか対象者がいる中で、実際19名ということで、なかなか人材確保できなかった企業が多数あるというのも十分理解はするところなんです、周知をどういう形でやっていくのか、行政として何が

できるのかって考えたときに、企業がこの制度を活用していこうと、そして若手に自分の会社に就職してもらおうと、どこまでその辺が企業側に伝わっているのか、その辺の感触といいたいでしょうか、それをちょっと教えてもらおうとありがたいなと思います。

○米良産業政策課長 委員おっしゃるとおり、この制度を少しでも学生にとって使いやすい、あるいは企業にとっての魅力につながっていくように周知を図っていく必要があろうかと思っております。

今現在、県内の企業・事業者向けにという意味では、産学金労官でさまざまな人財確保に取り組んでおりますので、産学金労官と意見交換するような場での周知を図っておりますし、例えば商工会議所連合会であるとか、産業団体に実際出向きまして、総会等での告知等も行っております。また、県内の高等教育機関でありますとか、市町村、こういったところにもお願いをしているところです。

また、学生さんに向けては、さまざまな就職のイベントでありますとか、この奨学金の制度を告知するためのイベントも、今年度予算をお願いして実施しております。といったところですか、ホームページ、SNS等での情報発信あるいは県外の今年度設置をいたしましたコーディネーターを通じて県外の大学生への周知、さまざまな形で今現在取り組んでいるところでございます。

○右松委員 わかりました。私も代表質問で問わせていただきましたけれど、県が取り組みを一生懸命やっていたらっしゃるのは私もわかっています。大学との就職支援協定の数もふえつつありますし、大学のほうでブースを置いていると学生さんの対応もされていますので。だ

から、今後しっかりと取り組みを進めていただいて、活用できる支援制度、できるだけ周知をしてもらおうと、そういう形でやってもらおうといいかないと思いますので、産業人財確保のためにまた力を尽くしてもらおうといいかないと思います。

○武田委員 関連で、同じなんですけど、19名の方が利用されて、800万円残が出ているわけですが、昨年からある企業の方と話をしている、その企業の中で奨学金を負担をするという話をされてこられて。ちょうど県教委の話を学生さんに伝えたいということで話があって、まだきっちりできていないので、でき上がったらまた持ってきますということで、県教委のほうから、総合政策部もありますからということで話を持っていったんですけれど。まあ、結果的にはもう募集期間が終わっていたので、今回ちょっと無理ですね、来年度またお願いしますということだったんですが。結局その企業の方はこの制度をやっぱり知らなかったということがありまして。だから、周知は確かに業界であるとか、各市町村であるとか、学校であるとか、回っていらっしゃるんでしょうけれど、結局地元の意欲のある企業さんに伝わっていない。そこはもう来年、再来年、今インターンも受け入れたりしながら、確実に入ってくるんだけど使えないのということで、何とかならんとかと言われてたんですけれど、ここはルールですので、そこはちょっと済みません、何ともなりません、来年度またお願いしますということだったんですが。やはり周知というか、ここの企業さんは実績もあって受け入れたいと、自分とこの会社の中で奨学金返済の支援もしたいというところがあるにもかかわらず、なかなかそこまで、もったいないなという思いがあって、その周知をもうちょっとして。私もちょっと電話させてい

ただいたら、企業さんはそれなりにあるんだと、ただマッチングというか、最終的に残が出たのは企業さんが募集したんだけど、そういう方が来られなかったということでお聞きしたんですが、結局やっぱり企業数が足りないんじゃないかと思うんです。

もっと認定企業をふやして、これが今の10倍になりますと、完全に予算を使い切って、また来年度は予算を上げてくださいと、皆さんからも私からもお願いするようになると思いかと、思っているんですが、そこらあたりの、右松委員が言われた周知の仕方をもう少し徹底して、こういうのは本当にいい予算ですので、しっかりと予算を執行していただいて、来年度は増額をお願いするような形をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○米良産業政策課長 委員おっしゃるとおり、定員というか予定の人数に到達するように努力をして行きたいとは思っておりますが、昨年度の実績でも予定数を上回る数の認定は、してはいたところではあるんですけども、昨今のこういった情勢、人財確保が難しいという情勢で、達していないという状況が一方でございます。

そういったところをカバーをしていくためにも、参画企業でありますとか、学生さんへの周知が非常に大切だと思っておりますので、先ほど申し上げましたような各方面への周知ですとか、情報発信に努めていきたいというふうに思っております。

○武田委員 ありがとうございます。確実に入るとわかっている企業さんもいらっしゃるみたいですので、その企業さんが趣旨を理解されて使い勝手のいいようにしていただきたいと思いかます。よろしく申し上げます。

○前屋敷委員 39ページでお願いをしたいと思

いますが、一番下のみやざき成長産業育成雇用創出プロジェクト推進費の5番目です。みやざき成長産業雇用拡大定着推進事業、国の補助と申しますか、それも減額されたということもあつたんでしょうけれど、昨年度の補正額以上に今年度の補正額はふえているんですよ、この事業でいけば。今、雇用拡大したいと、国もそれなりに支援をし、県も力を入れているんですけど、なかなかそこが雇用の拡大、まあ、事業所が主体ですので難しいところもあるんでしょうけれど、もっとやはり予算が十分に使えるような形で、企業あたりにもメールを送ったり支援をしたりということなんですけれど、どういう理由で企業はなかなか雇用に結びつかなかつたんですかね。この予算の活用の中身ですけれど。

○米良産業政策課長 予算組みのときには、各企業さんの御意向もお聞きしながら確保する予定で要望いただきまして、国へも申請をしているところがございます。その後の情勢の中で、予定をしていた人員を採用できていない部分が多いということで、この補助の要件が新たに人を採用した上で取り組んでいくところに補助をする形になっているものですから、予定どおりの補助執行ができなかったという状況でございます。

○前屋敷委員 一定人数が確定して国には申請をするという形ですか。それが目標を満たなかつたので国の補助と申しますか交付と申しますか、それが減らされているということなんですか。

○米良産業政策課長 今回のことと言えば、昨年度の時点での補助申請ということになっていますので、あくまでも予定ということで。国が8割の補助事業なものですから、補助率もいいということで、少しでもこういったところを活用したいということで、採用したいという企業

さんの御意向もあるかとは思いますが、そういったことで計画を立てて申請をしております。あくまでも予定数で申請をして、実際今年度になって採用がなかなか厳しかったというような状況でございます。

○前屋敷委員 人数的にわかっていれば目標と、それから実際その予算が活用できた、人数がわかれば。

○米良産業政策課長 この補助金に係る採用数は443人を採用できております。

○前屋敷委員 目標はもっと高かつたわけですよ、これでいきますと。わかりました、いいです。ありがとうございます。

○緒嶋委員 中山間・地域政策課の33ページ、持続可能な地域づくり応援事業3,100万余の減額ということですが、やはり中山間地では持続可能な地域を守っていかないといかんわけですね。そのためには、こういう予算を十分活用しなきゃ地域を守れんわけですよ。そういう意味では、こういう減額は、これは市町村の取り組みが一番問題なわけですが、こういうことは市町村が地域を守るため、人口減少に対しての認識がどうなのかという気がするわけですけど、これは、どういうことでこれだけ減額しなきゃならなかつたわけですか。

○日高中山間・地域政策課長 この事業は、地域づくり応援補助金という形で市町村に交付しているものでございまして、3年間の上限で昨年度から実施しておりますので、昨年度からの事業と今年度からの事業で構成されております。

昨年度やった事業の継続分につきましては、若干の執行減はありますけれども、7件それぞれ事業をされております。

新規分につきましては、当初、予算を組みましたときに、市町村の意向を伺ったところ、6

件ほど要望がございまして、それで予算を組んだところですが、実際にはそのうちの3件が年度を先送りするような形とか、一般財源で行うといったものがございまして、その分が2,300万円ほどの減額補正の理由となっております。

○緒嶋委員 一般会計というか、この支援は受けなくていいということですか、今の説明は。

○日高中山間・地域政策課長 この私どもの事業より、ほかにいいものがあったりする場合もありますし、それとの兼ね合いで、市町村が一般財源のほうが使い勝手がいいということもありまして、やるというようなものもございまして。

○緒嶋委員 具体的にどういうのがあるわけですか。

○日高中山間・地域政策課長 実際に、一般財源で行った事業は、日南市になりますけれども、カツオ一本釣りの日本農業遺産関係の事業につきましては、当初私どもの事業でということでしたけれども、一般財源で行ったというふうに伺っております。

○緒嶋委員 一般会計の予算は何でも使えるわけだから、補助をもらって補助残を一般会計に入れたほうがよっぽど有利だけれど、一般会計の予算のほうがいいという理屈がよくわからんだけれど、どういうことなの。

○日高中山間・地域政策課長 済みません、詳細はちょっと伺っておりませんが、補助事業と一般財源の兼ね合いの財政上の問題かなというふうに思っております。

○緒嶋委員 どうも私は理解できんとですけれど。

一般会計は何でも使えるというのが一般会計の予算だから、補助もらったほうが有利じゃないかと思ってるけれど、一般会計で使ったほうが有利だという意味がわからん。

○日高中山間・地域政策課長 申しわけありません。ちょっと詳細を確認をいたします。

○緒嶋委員 時間がかかるということ、今できんということ。

それと、新年度予算の審議でも言ったけれど、総合交通課の中で、高千穂鉄道の不用施設なんかの撤去に対する経費の減額も出てきとるわけですが、これは、まだ予算で経費をかけないといかんのがかなりあると思うんですけれども、残余の事業はどのくらいあるわけですか。

○小倉総合交通課長 これは、平成23年度から10年間の計画でございまして。残り31年度と32年度の2カ年になってございまして、撤去費用といたしましては、今のところ見込みでございまして、合計しますとおよそ6億程度分は残っております。ですので、引き続き毎年1億1,000万程度、撤去費用に充てるための各市町村からの費用も含めて積んでいるところでありますけれども、何とか撤去できるように基金を積んで、今後2カ年で実施する計画になってございまして。

○緒嶋委員 今のところ2カ年で6億というのはかなりの金額ですが、これは十分2カ年で終わると見ていいわけですか。

○小倉総合交通課長 特に来年度でいいますと、再来年度もございまして、延岡市の滝の下橋梁が数億円程度かかったりする、大きな土木工事、橋の撤去に係る工事などもございまして。そういった1カ所でかなり大きいものもございまして、そういったところも含めまして、その他計画どおり進められるように、延岡市ですとか日之影町、高千穂町とともにスムーズに撤去できるように進めていきたいなと思っております。

○緒嶋委員 それと、一番気になるのが、高千穂鉄橋ですね。あそこをどう撤去するかという

ことと、今は、それを有効活用されている面があるわけで、そういうのはどういうふう最終的には処理されるわけですか。

○小倉総合交通課長 委員御指摘の高千穂鉄橋は、現在、グランドスーパーカートなどで有効活用されている状況もございますので、あれは恐らく今後とも活用する方向で検討されるのではないかなと思います。現状、撤去計画の中にも高千穂鉄橋は含まれておりません。高千穂の駅舎ですとか、グランドスーパーカートが走っている手前の部分については、一応撤去の部分に入っているところはあるんですけど、そこも今後活用するかもどうかも含めて、町のほうでも引き続き検討をしていく、そこはあくまで町の判断というところもあるかなと思いますので、そこも含めて今後よく協議をしていく必要があるかなと思っております。

○緒嶋委員 これは将来のことを言ったら切りがないわけですが、あれを何十年使うか知らんけれど、最終的には老朽化してどうにもならなくなった。そのときは、この基金を利用するんじゃないなくて高千穂町の責任とか、今利用している会社の責任とか、そういうのはある程度明確にしておかんと、後々までどちらの責任かというようなことにもなるので、そこ辺はぴしゃつとしかんと問題を後に残すことにもなると思うんですけど、そのあたりの考え方は持っておるわけですか。

○小倉総合交通課長 済みません、委員御指摘のように、高千穂鉄橋を今後どうしていくかということにつきまして、撤去計画にそもそも載っていないものですから、今後5年、10年たった後の撤去方法について、具体的に協議しているわけではありませんけれども、委員おっしゃるように、町ですとか会社のほうと協議し

ながら、老朽化対策で補修をかけていくのか。いずれにしろ、その活用が前面に出るということであれば、活用という方向で前向きに検討していくということでしょうから、それに向けて補修をするですとか、何らかの老朽化対策をしていくという形で、協議をしていくという形になるかと思えますけれど、現時点では何か検討して決めているわけではないです。

○緒嶋委員 やはり最終的には、そこ辺を明確にしておかんと、後でこれは県も責任があるとか、それは全て町の責任ですとかいうことになると思うから、そのあたりはやはり明確に町の責任なら町の責任と、その後、将来をどうするかということを含めてですよ。やはりはっきりした結論的なものを決めておかんと、課題を将来に残すことになるので、そういうことがないようにやはり明確なものをつくっておかんといいんじゃないかという気がしますので。これ十分検討して、高千穂町、一面は日之影町も係るかな、高千穂町だけかな、まあ、1つの川を境にしてちょうどのところですので。まあ、あれを撤去するというのであれば、恐らく何億かかるかわからんと思って。それは試算すればわかると思うけれど、恐らく二、三億じゃとても撤去できんということになると思いますので、十分そこ辺は検討していただきたいと思います。

○松村委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、先ほどの中山間・地域政策課の時間がかかるという点については。

○日高中山間・地域政策課長 ただいまちょっと確認をさせていただいておりますので、もうしばらくお時間をいただきたいと思います。

○松村委員長 後ほどということで。

それでは、次に、その他報告事項に関する説

明を求めます。

○重黒木総合政策課長 それでは、総合政策課から1件、御報告させていただきます。

委員会資料の6ページをお開きください。宮崎駅西口広場の再整備の検討状況について、御報告させていただきます。

駅の西口広場につきましては、昨年の9月議会におきまして、検討に必要な補正予算をお認めいただき、これまで検討を進めてまいりました。最終的には、3月末に今後の詳細設計のもととなります基本計画を取りまとめる予定としておりますけれども、現時点で基本計画の中心となります広場の平面図などがまとまりましたので、御報告させていただくものでございます。

それでは、資料に沿って御説明いたします。

まず、1の西口広場再整備の目的でございますけれども、既に御説明しているとおりでございますが、今回、宮崎交通とJR九州が共同で建設いたします複合ビル、これによって生まれます新たなにぎわいを広げまして、それをさらに中心市街地につなげていくということで、観光・物産面での県内への波及効果を図るというものでございます。

再整備に当たりましては、(2)の基本的な考え方にお示ししているとおりで、にぎわいをつくりさらに大きくしていくこと。そのにぎわいを中心市街地につなげていくこと。それから人々が憩い、誰もが安心して歩いて楽しめること。こういった観点から、イベント空間の整備ですとか広島通り——あみーろーどですね、こちらへの動線形成、歩行者の安全確保などについて検討を進めてきたところでございます。

具体的には、2の検討経過のところがございますように、県と県警、宮崎市、こういった行政機関と、民間事業者、商店街の関係者、商工

団体の方々、またバスやタクシーの交通事業者、こういった関係者などで構成いたします宮崎駅西口広場再整備検討委員会で4回にわたりますて、広場の機能ですとか、歩行者の安全性の確保、タクシー等の動線をどうするか、色合いのイメージをどうしていくか、そういったさまざまな観点から検討を行ってきたところでございます。

その検討を踏まえました図面を右の7ページのほうにお示ししております。7ページの上のほうが計画のイメージということで、駅前広場全体を俯瞰した図となっております。

再整備につきましては、広場の南側、図では右側のほうですけれども、ここを中心に行うとしておりますけれども、広場全体の色調を統一する関係ですとか、バスなどの乗りおりといった利便性を確保するという観点から、広場の北側につきましても、基本的な構造は変えないんですけれども、舗装タイルの張りかえですとか、バス停の位置の変更を行うこととしたところでございます。

下に平面計画の図がございまして、こちらで広場の機能につきまして、少し具体的に説明させていただきます。

現在の広場のレイアウトを下に薄く重ねておりますけれども、現在の駅前広場につきましては、タクシープールが大きいということでイベント等を行うスペースがないというところ、それから歩道も狭い状態にあるというところでございます。加えて広場内をタクシーだけではなく、一般の車両も通行できるということになっておりまして、やや危険な箇所もあるというところでございます。

こういったことから、まず、にぎわいの場づくりとして、駅舎の近いところにイベント空間

を整備するところがございます。そして、このイベント空間には、雨天時等でも対応できるように、大屋根をかけていくこととしたところがございます。

それから、その下のにぎわい・交流空間につきましては、植栽を施すとともに、一定の広さを確保しまして、人の流れを中心市街地のほうに導いていくといったレイアウトにしているところがございます。

それから、タクシープールにつきましては、現在の位置を少しずらしまして、必要な台数が一定程度確保できるという面積を確保いたしまして、それから、出入り口はロータリー側の1カ所とすることで、広場内は、一般の車両は通行できない構造としたところがございます。このことによりまして、利用者ですとか、歩行者の安全面に十分配慮した広場とすることができたものと考えております。

そのほか、身体障がい者に配慮いたしましたタクシー乗り場の新設ですとか、バス乗り場やタクシー乗り場への動線上の雨よけのシェルターのリニューアルを行うこととしております。

左の6ページにお戻りください。今後の予定でございますけれども、下のほうにございますように、今御説明した平面図を中心とした広場再整備の基本計画を今年度中に取りまとめることにしております。来年度はそれをもとにして、詳細設計それから工事に入っていくことにしております。

今後は、県土整備部におきまして、工事を行うこととなりますので、事業は県土整備部で行うことにしております。来年度予算も県土整備部の当初予算で詳細設計の予算を計上しているところがございます。

説明は以上でございます。

○川口みやぎ文化振興課長 国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭実施計画（案）について、御説明いたします。

当実施計画（案）については、11月議会の常任委員会で素案を御報告したところですが、このたび別添の資料1のとおり取りまとめましたので、主な内容について、常任委員会資料で御報告いたします。

それでは、委員会資料の8ページをお開きください。まず、1にありますように、この実施計画は、大会名や基本方針のほか、事業構成や各事業の開催日程、会場、内容といった事業概要等を定めるものであり、来年度、県の実行委員会で決定され、国の実行委員会で承認を得る予定であります。

次に、2の実実施計画（案）の内容についてですが、まず、アの県実行委員会主催事業の①総合フェスティバルについては、それぞれ表に記載のとおりでございます。

②シンポジウム・イベントについては、本県文化の強みや特性を発信するイベントとして、4つのテーマを柱として事業を計画しております。

1つ目は、記紀・神話・神楽をテーマとした事業で、10月23日から25日に宮崎市において、また10月31日と11月1日に延岡市において舞台公演を行います。また、このほかにシンポジウムの開催も予定しております。

2つ目は、国際音楽祭をテーマとした事業で、毎年春に開催している宮崎国際音楽祭の秋バージョンとして、11月中旬に2日間、県立芸術劇場で音楽公演を行う予定です。

3つ目は、若山牧水をテーマとした事業で、11月14日に県立芸術劇場において、短歌と音楽を融合した舞台芸術とトークイベントを開催いた

します。

4つ目は、宮崎の食文化をテーマとした事業で、11月下旬から12月上旬にシンポジウムや体験型イベントを開催予定です。

また、その他連携企画として、さまざまな団体等と連携し、県民が地域の文化に身近に触れられる事業を県内各地で展開する予定です。例えば、まちなか文化祭や県総合博物館などの県有文化施設における企画展の開催、子供記者による県内文化の取材・発信企画などを予定しております。

次に、③共に生きて共に感じる芸術文化事業についてですが、これは、障がい福祉課が中心となり、芸文祭の企画運営委員会で検討いただいた事業であります。

具体的には、メインイベントとして、アートフェスティバルや、資料は9ページになりますが、わたぼうしコンサート、ステージパフォーマンスなどを、また、出張型イベントとして、移動型アート展やワークショップなどを県内各地の商業施設や学校等で行う予定となっております。

以上、県実行委員会主催事業として、国文祭・芸文祭合わせまして、21程度の事業を実施する予定としております。

次に、イの市町村実行委員会主催事業についてであります。これまで、各市町村実行委員会が文化団体等と連携し、地域の特色を生かした文化・芸術事業の検討を行ってきたところであり、1月9日時点で126の事業案が報告されております。今後、変更の可能性はありますが、各事業の日程や概要につきましては、別添の資料1、実施計画案に記載しておりますので、後ほど、ごらんいただきたいと思います。

続いて、(2)の広報計画についてですが、全

体方針として、各年度ごとの段階に応じた広報を行うこととしており、今年度は「知らせる」として、大会ロゴマークの発表や公式ホームページの開設等を行いました。来年度は「広める」として、大会公式ポスターの発表や市町村における巡回広報等を行いたいと考えております。そして、2020年度は「いざなう」として、大会旗の市町村巡回や公式ガイドブックの発行等を行い、県内外から多くの方々を大会へといざなうたいと考えております。

また、1年前や100日前など、節目となる時期に各種イベントも実施する予定としております。

最後に、3の今後のスケジュールであります。今回御報告しました実施計画(案)を6月の県実行委員会で決定し、7月ごろには国の実行委員会で承認を頂く予定としており、2020年には事業別実施計画の策定を経て、大会本番を迎える予定です。

説明は以上であります。

○坂元記紀編さん記念事業推進室長 記紀編さん記念事業の今年度の取り組み状況について、御説明をいたします。

委員会資料の10ページをお開きください。初めに、知る機会・触れる機会の創出であります。これは、県民の皆様には神話や神楽など、みやぎの宝を再認識していただき、郷土に対する愛着や誇りを深めてもらうための取り組みであります。

1の神話のふるさと県民大学では、県内外の多彩な講師陣による神話を切り口にしたりレー講座や講演会、次の11ページになりますけれども、こちらの小中高校生向けの出前講座、記紀みらい塾などを開催いたしました。

同じページの下(5)にありますとおり、

今年度は教育委員会とも連携いたしまして、神楽講座や神楽公演も県民大学のメニューとして新たに加え、多くの県民の皆様にご参加いただいたところであります。

次に、12ページ、2の神楽シンポジウムであります。これは、神楽の意義と価値を見つめ直すとともに、その魅力を県内外に発信し、多くの方々の関心を高める取り組みであります。神楽のユネスコ無形文化遺産登録に向け、本県が中心となって設立いたしました九州の神楽ネットワーク協議会の動きとあわせまして、教育委員会とも連携を図りながら取り組んでいる事業であります。

今回も有識者による基調講演やパネルディスカッションのほか、岩手県の早池峰神楽を初めとした県内外の神楽に御出演いただき、県民の皆様にご神楽の魅力を体感していただいたところであります。

続きまして、その下、3の古墳講座では、記紀に描かれた日向神話を読み解き、神話を生み出し育てていった古墳時代のヤマト政権と、日向の実像に迫る県民向けの講座を県内3カ所で開催いたしました。

次に、13ページのブランドイメージを確立するためのプロモーションであります。これは、県外において、神話の源流みやざきの魅力を発信し、本県への関心やブランドイメージを高めるための取り組みであります。

まず、1の大学との連携による連続講座では、神話や神楽、古墳などに関心の高い層をターゲットにした講座を首都圏や大阪、福岡の大学と連携して開催をしたところです。

次に、14ページになりますけれども、中段よりやや下の2の神楽の県外公演であります。これは、東京オリパラや神楽のユネスコ無形文化

遺産登録を見据え、本県に伝わる神楽の魅力を全国に向けて情報発信する取り組みであります。

今回で3回目となる国立能楽堂での神楽公演を、高原町の祓川神楽に御出演いただき開催をいたしました。國學院大學で開催しました全国シンポジウムでの神楽公演とあわせて、多くの方々に足を運んでいただき、首都圏の皆様のご神楽に対する関心の高さを実感したところであります。

15ページの中段になりますけれども、関西地区では、今回初めて、包括連携協定を締結しました神戸市において公演を開催いたしました。こちらの会場も満席となりまして、参加者に若い世代や海外からの留学生などが多かったことが特徴的でした。

続きまして、16ページの3の「神話の源流みやざき」プロモーション映像制作ですが、カンヌ映画祭などで数々の賞を受賞され、また東京オリンピックの公式映画監督にも就任されました河瀬直美氏に依頼をし、通算で10作目となる動画の制作を行いました。

最後に、4の雑誌・メディアを活用したプロモーションであります。(1)の首都圏女性情報誌とのタイアップでは、女性を主なターゲットとした神話旅の情報発信を行うとともに、(2)のラジオ番組とのタイアップでは、MR Tラジオと連携をして、日向神話をテーマにした番組放送や朗読ライブを行ったところであります。

今後とも、これまでの事業の成果や課題を踏まえまして、改善を図りながら、より一層の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○磯崎人権同和対策課長 委員会資料の18ページをお願いいたします。人権に関する県民意識調査の結果の概要について、御説明いたします。

まず、1の調査目的であります、人権に関する県民意識の変化を把握し、今後の人権施策の適切な推進に生かすための調査でございます、平成15年から5年ごとに実施をしております、今回が4回目の調査でございます。

2の調査の概要でございますが、(1)調査項目の①から⑫までの12の項目を内容とする、全23問の調査を行っております。

(2)調査方法としましては、県内在住の18歳以上の方から3,000名を無作為に抽出をしまして、昨年9月に調査票を郵送し、郵送またはインターネットによる回答で御回答をいただきました。

(3)回収結果につきましては、1,093名の方から回答をいただきまして、回答率は36.4%でございます。なお、回答者の男女の内訳としては、女性のほうが多くなっております。

次に、19ページをごらんください。3の結果の概要でございます。

まず、(1)宮崎県は人権が尊重される県になっているかという設問に対しまして、そう思う、または、どちらかといえばそう思うという肯定的な回答が、あわせて41.9%でございます、そう思わない、または、どちらかといえばそう思わないという否定的な回答をあわせて18.3%を大きく上回っている状況でございます。

しかしながら、前回、平成25年の調査と比較をしますと、肯定的な回答が減少し、否定的な回答が若干増加をしている状況でございます。これは、これまで人権問題として、余り認識されていなかった問題、例えば性的マイノリティーの問題ですとか、子供の貧困問題といった問題が、近年報道等で頻繁に取り上げられまして、人権問題の裾野が広がって、県民の人権問題への関心あるいは問題意識が、以前よりも高まっ

てきていると思われまして、そういったことが一つの要因となっているのではないかなど考えているところでございます。

次に、(2)人権侵害を受けた経験の有無についての設問では、今回調査で、ある、と答えた人は26.5%となっております、前回調査よりも若干ですが増加をしております。

また、(3)関心を持っている人権問題を尋ねる設問では、最も多かったのは、子供の人権問題で、約7割の方が関心を持っておられまして、続いて、障がいのある人に関する人権問題や、パワーハラスメントなど、身近な人権問題への関心が高いことが示されております。

次に、(4)性的マイノリティーの人権につきましては、今回、新たに追加した調査項目であります、同性愛者や両性愛などの性的指向に関する問題と、体の性と心の性が一致しないトランスジェンダーなどの性自認に関する問題、それぞれについて人権上問題があるのはどのようなことかという設問を設けました。その結果、いずれの問題も周囲の理解が足りないという回答が最も多かったところでございます。

20ページをお願いいたします。(5)の同和問題につきましては、まず同和地区ができた理由を尋ねる設問では、歴史的過程で形づくられたという正しく理解をしている回答が前回よりもふえて50%に達したところでございます。

また、その次の、子供が同和地区出身者と結婚したいと相談してきた場合にどうするかという設問に対しましては、結婚に肯定的な回答であります、子供の意思を尊重し親として協力・助力していく、それと、子供の意思に任せるといった肯定的な回答が合計で60.3%となっております。一方で、否定的な回答であります、その下の3つです。親として反対するが、子供の意

思が強ければ仕方がないや、家族や親戚の反対があれば結婚を認めない、絶対に結婚を認めないという否定的な回答が合計で13.7%となっております。また、わからないとの回答も2割を超えております。このように身近な問題として考えると、今でも忌避意識が残っていることがあらわれております。

最後に、(6) 人権を尊重するための効果的な啓発についての設問では、テレビ・ラジオや新聞・雑誌また県や市町村の広報等を通じた啓発という回答が多く、身近な媒体を通じた取り組みが求められているところでございます。

以上、調査結果の概略を御説明しましたが、今回の結果を踏まえながら、今後、より一層、効果的な啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

なお、別冊の資料2としまして、調査結果の詳細を冊子にしたものを別冊でお配りしておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

説明は以上でございます。

○岩切国体準備課長 常任委員会資料の22ページをごらんください。2巡目国体に向けたスポーツ施設の整備について、御説明をいたします。

まず、体育館についてでございますが、これまでの経緯にございますとおり、本年1月22日から2月20日の間、基本計画(素案)に対するパブリックコメントを実施をしたところでございます。パブリックコメントの主な内容につきましては、(2)のとおりでございますが、主に施設・設備の仕様に関する意見でございますので、それにつきましては、今後設計の中で検討をしてみたいと考えております。

計画(案)の主な内容を御説明をいたします。

お手元に別冊でお配りしております資料3、

県体育館整備基本計画(案)をごらんいただけますでしょうか。基本計画(案)の9ページをお願いいたします。4、体育館の施設・設備でございます。

体育館の施設・設備につきましては、メインアリーナがバスケットボールコート3面、サブアリーナがバスケットボールコート2面の広さで、メインアリーナの観客席は、固定席2,000から3,000席、可動席1,000から2,000席で検討をいたします。

また、多目的室といたしまして、武道の練習や健康教室、会議など多様な用途に対応可能な400から600平方メートルの程度のスペースを設置をいたします。

10ページをお願いいたします。

整備におきましては、サブアリーナ建設後、現在の市民体育館を取り壊し、メインアリーナを建設するなど、段階的に進め、体育館利用にできるだけ配慮をしてみたいです。

12ページをごらんください。

概算事業費でございます。概算事業費は、国体の競技会場として使用された先催県の事例から、体育館本体自体で約70億円と試算をいたしております。

隣のページ13ページをごらんください。

事業手法についてでございます。公設化、PFI等の民間建設化につきましては、県PFI手法導入優先的検討規程に基づく簡易検討の結果では、整備費用について大きな差は見られませんでした。また、今回は下の③にございまして、体育館の利用に配慮をして整備を行うため、通常より建設期間が長期になること、PFI事業では事業着手までにさらに約2年間程度の手続期間を要することから、次のページにございまして、公設で整備をすることとい

たします。

常任委員会資料にお戻りいただいて、24ページをごらんください。

プールについてでございます。プールにつきましても体育館と同様に、基本計画素案に対するパブリックコメントを実施いたしました。パブリックコメントの主な内容は、(2)イのとおりでございます。施設設備の具体的な内容についての御意見のほか、宮崎工業高校第2グラウンドとしての使用など、現在の利用者への対応にかかる意見が寄せられております。

現在の利用者への対応につきましては、このパブリックコメントにかけました素案の中でも、関係する機関が引き続き検討を行っていくことといたしております。また、設備等につきましては今後設計等において検討してまいります。今回の御意見の中で、25メートルプール、補助プールにつきましても、素案で6レーンといたしておりましたことに対して、国体等の大会対応では、不足する旨を御意見をいただきましたことから、計画案では8レーンに修正を行っております。

では、計画案の主な内容を御説明をいたします。

別冊の資料4として配付している県プール整備基本計画案の9ページをごらんください。

整備をいたします施設設備についてでございますが、50メートルプールが10レーン、水深2メートル以上、水深を変えることのできる可動床などの機能については、今後検討してまいります。25メートルプールは8レーンで整備いたします。また、観客席は仮設を含めて2,500席程度といたします。

13ページをお願いいたします。

3の錦本町県有グラウンドの活用について、

同地は敷地全体で約5万8,500平米の面積がございますが、プール及びその駐車場で必要となる面積が約1万6,000平米程度と想定をされます。そのため、敷地内でのプール建設場所や残りの土地の利活用については、今後別途検討をすることにいたします。

14ページをごらんください。

概算の事業費でございます。国体競技会場として使用されました先催県の事例から、全てを屋内とする場合で70から90億円、一部を屋外とする場合で30から50億円と試算いたしております。

15ページをごらんください。

事業手法についてでございます。県PFI優先検討規程に基づいた簡易検討では整備費用について大きな差はみられませんでした。次のページで整理をいたしております。②他県での導入事例が多いことや、③昨年7月に実施いたしました事業発案時の官民対話で、PFI手法の可能性が確認できたこと。また、維持管理経費低減や収入増に、民間のノウハウ発揮が期待をされますことから、PFI方式を候補として引き続き検討を行うことといたしております。

再度、常任委員会資料の24ページをお願いいたします。

一番下の3のとおり、今後3施設の整備基本計画を取りまとめた上で、来年度、陸上競技場と体育館は基本設計を、プールにつきましてはPFI導入可能性調査などを進めてまいります。

説明は以上でございます。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。その他報告事項について、質疑はありますか。

○右松委員 早速ですが、委員会資料6ページ

の西口広場再整備についてであります。構想を拝見していく中で、非常に大きな期待を持てる、起爆剤になり得る可能性を秘めた構想だなど思っております。菊池社長によると、こちらのJR宮交ツインビルアミュプラザ宮崎でイオンになかったものを補完したいという思いもあるようでございまして、テナントにどういったものが入るかわかりませんが、非常に期待をしています。また、図面等見させていただいても、屋上庭園とかあったりして、非常にづくりも、10階建てでしょうかね、10階と6階建てというのは聞いていますので、非常に期待をしているところです。

そこで、こちらのにぎわい交流空間ですが、どういった形の活用をしていくのか。広さの面とか、いろいろと若干気になるところがあるものですから、にぎわい交流空間の使い方をどういう形で想定されているのか、県がわかり得る範囲で構いませんけれど、ちょっと教えてもらうとありがたいなと思います。

○重黒木総合政策課長 具体的なにぎわいの創出のやり方につきましては今後宮崎市が中心になって考えていくことになるとは思っておるんですけれども、話の中では、例えばJRの大分駅につきましては、にぎわい交流空間だけではなく、その上のイベント広場も含めてなんですけれども、年間200回ぐらい何らかのイベントがあつていかうこととございまして、そういったことも参考にしながら、商店街がやるようないろんな朝市的なものですか、あるいは楠並木でやっているようなこととか、そういったことを宮崎市の商店街の方がやるというのが一つあると思います。

それ以外にも、宮崎市以外の市町村の方々、こちらに加えていろいろな地域でやられている

お祭りとか、物産展とかのサテライト版みたいなことをやっていくとか、いろんな広報活動をやっていくとか、いろんな使い方が想定されると思いますので、そこにつきましては今後また宮崎市ともいろいろ話ながらやっていきたいなと考えているところでございます。

○右松委員 わかりました。他県の駅前広場を九州各県でも見させていただく機会があるんですけれども、かなりスペースを確保しているところが多いです。解放感があって、さまざまな用途に使えるような、そういうスペースを確保されていまして、今回この構想自体は私はもちろん賛同しますけれども、こちらの例えばタクシープールがございしますが、形的にはため池みたいな構造になっていまして、これから数十年先を考えたときに、使い勝手といいたいでしょうか、人の回遊性はもちろん作りながら、この複合ビルの新設で、やはり相当な利用者がふえると思うんですね。

そうしたときに、この部分が将来的にどういう形になってくるのかなど。構造的にちょっと気がかりがあります。1カ所に出入り口があつて、そして信号機も1カ所でとまって、そこから出るような形になりますので、通行量がかなりふえたときに、渋滞も含めてどういうことが想定されるかなど。杞憂で終わればいいんですけれども、この構造的な部分が若干気になるところであります。広場を最大限に活用していく、スペースを活用していく、あるいは東口、これから吉村町から港にかけて通りが通りますのであそこも相当変わってくるんですね。

そうすると、タクシープールを、仮に東口に集約する。西口ももちろん大事なんですけれども、いろいろと今後十数年あるいは10年、20年先を見越した構造的なものを考えていくのもど

うかなと思ったところでもございました。この辺はもう答弁は結構でございます。

それで、この広場再整備の費用負担については、どういった状況で今進んでおられるのか、来年度着工ですよ。そして20年度秋にオープンということでございますので、そういった進捗も含めて伺いたいと思います。

○重黒木総合政策課長 広場の整備に当たってのJRとの費用負担につきましては、予算のときの委員会で御説明しましたように、今JRと協議を進めているところでございます。

結論から申しますと、今はまだこのイメージの図面がやっとできた段階でして、詳細設計が終わらないと全体の事業がはっきり固まらないものですから、JRとはまだ最終的な合意に至っているところではありませんので、ちょっとまだこの場で御報告できるような状況にはないところでございます。

ただ、いずれにしてもJRのほうに負担していただくという方向で協議しているところでございまして、この整備の中で、広場の整備そのもの、それから上に大屋根をかけたり、あるいはタクシー乗り場等の雨よけのシェルター、こういった広場と広場以外の付帯機能、それぞれこういった形でやっていくということになりましたので、こういったやり方であれば一番負担しやすいのか、そういったことも含めて、県とJRとで今いろいろ話をしているところでございます。

○右松委員 わかりました。このツインビルも総工費100億円規模というふうに聞いています。本当に期待しておりますし、やはり駅が大きく変わるぐらいの、せつかくこういったにぎわい交流空間もつくりましますので、すばらしい活用ができるといいなと心から願っているところでござ

います。わかりました。ありがとうございます。

○蓬原委員 JR等の負担ですが、これは総務政策委員会としても、ちゃんと負担を求めようと本会議で委員長報告があったとおりですので、これはこの委員会の総意ということで受け取っていただきたいんですが、その詳細設計ができないと——ある意味、詳細設計をすることによって、負担をしやすい状況をつくるという思いもあるやに今聞きましたが、それはそれで一つの戦術かなとも思いますが、でもある程度決めておかないと。例えば割合とか。決めてしまって段々ともものは進む、でも実際は非常にその交渉が難航する。その負担の割合が非常に減少してしまったということにはならないだろうと思いますが、そこは鋭意交渉中だとは思いますが、大体言えること言えないこと、今はあると思えますけれど、割合を例えばある程度決めておくとか、目安をですね、そのあたりはできないものですか。そのあたりどういう交渉をされているか、お話できる範囲でいいですが、交渉経過をちょっとお話いただければと。

○日隈総合政策部長 先ほど担当課長から御説明しましたが、大屋根の部分も含めて事業費はまだ固まっておりません。ただ、この大屋根含めて、ある程度はJRさんに負担願いたいということは、強くお願い申し上げているところでございます。あわせて、先ほど右松委員からもありましたが、この複合ビル、かなりの投資ですが、中のテナントを含めた充実についても、強くJRの別の開発事業部になるんですけれども、しっかりやってほしいということを申し上げているところです。

このお話自体が熊本駅、そして宮崎駅、佐賀より早く、そして1円でも多く、と言うとちょっ

と言葉が悪いですけども、投資いただいて、この再開発をしっかりとやっていただきたいということで、JRと話してまいりました。最終的にここは市じゃなくて県が所有するので、県の責任であります、やはりここはJRさんにも必要な負担ということは引き続きお願いして、全体概要がまとまりましたら、また御報告させていただくということで御理解いただきたいというふうに考えております。

○蓬原委員 この大屋根は大体どれくらいするものですか。

○重黒木総合政策課長 まだイメージの段階ですけれども、大体2億円程度というふうに聞いております。

○蓬原委員 ちょうど佐賀の話が出ました。佐賀にとられてはいけないという発言も以前にあったかと思えますけれども。私も前から佐賀に何回か行く機会があって見ました。非常に狭いですね、用地的に。あそこは宮崎ほどないです。だから、そこまで我々が、宮崎がJRと交渉するにあたって、今の発言からいくとこちらからお願いしたみたいな話になっているけれど、私の認識ではもともとJRがここを開発したいということから始まったということのように認識をいたしております。

だから、ちょっと話がこんがらがるけれど、佐賀との競合については、私はそこまで本県が気にする必要はなかったと。それを気にすることによって、こちらは打ち合わせ上立場が弱くなるわけだから、それはちょっとどうかと、これは申し上げておきたいと思えます。

それと、我々の認識では、出発はJRさんがこれをつくるということから始まったんだと。それが、本県あるいは宮崎市の意向、中心市街地にその流れを持ってくるとか、活性化につな

がるということに合致したので、まさしくワイン・ウインの関係だから、これをやろうよということで委員会も認めたし、議会も認めたというふうに認識しておりますので、やっぱり交渉事というのは一歩弱さを見せるとそれで負けてしまうわけです。だからワイン・ウインというのはそこにあるわけで、この交渉においては宮崎県としてそのスタンスをしっかりとやっていただかないといけないと思う。最終的にはいいものができて、宮崎がそれでよかったね、宮崎市もにぎやかになったね、JRも利用者がふえたね。これで減便もなくなるよねということにならないといけないと思うんで、やっていただきたいなということ。最終的にはJRの公共性、この減便という大変な事情があったので、それがために複合経営をやられて、その中で何とかこのJRの路線を保ちたいという、そこには企業理念がおりだと思っておりますので、そういうことで交渉は、負担いただくものはしっかりと負担をいただくという基本方針は忘れないでほしいということをお願いいたします。

○日隈総合政策部長 蓬原委員のおっしゃるとおり、このお話は県のほうから持ちかけたわけではありません。JR側から出てきたお話でございますので、お話のとおり、しっかりとJRとは協議してまいりたいというふうに考えております。

○蓬原委員 よろしくお願ひしたい。

○前屋敷委員 私も西口広場に関連してですが、確かににぎわいをつくって経済の活性化を図るということに何ら異論はありません。この事業の目的の一つになっている、広島通りにつながる、あみーろ一どにつながって中心市街地の活性化にもつなげていきたいということなんですけれども、実際それがそのようになるかどうか

というのは今後のことなので、何とも予測できないところなんですけれど、そうであればなおさらのこと、広島通りの商店街の皆さん方のいろんな御意見だとか、要望だとか、そういったものについてはお話を伺ったり、協議したりとかはこれまでもなされているんですかね。

○重黒木総合政策課長 商店街の方々との関係ですけれども、もともとのことを申し上げますと、この西口広場の再整備の要望につきましては、前段にJRがありますけれど、JRがあつて、商店街の方々が宮崎市に要望されて、宮崎市がその要望を受けて県に要望して整備をするということになっておりまして、前提として商店街の方々が一緒にやっっていこうという姿勢を示されているところでございます。

その上で、今回の駅前広場の再整備の検討委員会の中にも、商店街振興組合の役員の方に入っただけ、一緒に練り上げた計画でございまして、具体策はこれからになるんですけれども、商店街の方々からはせつかくこういうのができるので、一緒になって商店街の盛り上げにつながるような取り組みをしていきたいというふうな御発言もいただいておりますので、そういったことになっていくんじゃないかなということでも期待しているところでございます。

○前屋敷委員 そういう経過も踏まえつつ、この事業を立ち上げようということなんですけれど、やっぱり今かなり地域の経済も疲弊している中で、東にあれだけ大きな施設があり、そして駅前に施設ができる。そこで完結してしまうと中心市街地のほうにはなかなか難しいというようなことも考えられないこともなかったわけです。そういうところで、一体となつて事業も進めるということのようですので、ぜひそのところはそういうことも想定もしながら、全体

の活性化につながるような方向を追及してほしいなと思います。

○緒嶋委員 私はJRばかり利用しておりますが、ここを利用する人が一番多いと思つて、タクシーとバスで。それで、この出口が信号機のほうに向けて出るところしかないわけですよ。そうすると、ここにバスが2台も並んだらタクシーが物すごい出にくいんですよ。赤で待ちよれば。乗つても。だから、これが距離が短いということで、信号までのバスが2台になる。そして路線バスのところも2台では、今のところは3台並んでもあるんだけど、これ2台ということは物すごい窮屈になるんじゃないかと。

だから、これはタクシーに乗った人からは物すごい不満が出る。それとタクシーおり場って書いてあるが、ここは電車からおりてくる人がここで今のところ何台も待つておるわけ。タクシーも本当はこの歩道のほうにつけられんです、今は。だから今、歩道と離れたところでタクシーをおりなけりやどうにもならん状態であるわけですよ。

ここがちょっと窮屈過ぎるっちゃないかなと、実際利用する人の不安が一番出てくる、影響。ここのイベントのために来た人はいいいけれど、日ごろ利用する人には大変問題をはらんでおると、いつも利用する立場で言えば、これはやっぱり狭すぎる。そして個人の待ち受けの車をどこで待たせるか。そういうのが、この中にはないような気がして、そのあたりはどうしてでしょう。

○重黒木総合政策課長 今回のこの平面図の検討にあたりましては、バス事業者——宮崎交通さんですけれど、宮崎交通さんとタクシー協会、それから個人タクシー協会、この交通事業者3社の方にも入っただけ、いろいろ議論を

重ねたところでは、今、緒嶋委員おっしゃるように、現状の駅の問題点たくさんございまして、いろいろあるわけなんですけれども、申し上げますと今一般の方々、この図面でいきますと上のほうのタクシーおり場のところで乗りおりにしている。ここは非常に危ないし、もともとそういう使い方はできないはずなんですけれども、実態としてそうなっているということがあります。それを整理したいというのが一つございまして、その下の一般車おり場というところで、もう集約しましょうというところが一つございまして。

待ち受けにつきましては……（発言する者あり）一般車おり場というのが書いていますけれども、ここにおける専用のスペースをつくるというところでは、あと待つところは、その左側に駐車場みたいなところがありますけれども、待つ方は現行でもここで待っていただくということになっていますので、その駅前広場の運用をしっかりと徹底していこうと、表示もしっかりしていこうというところが一つございまして。そういった形でこういうレイアウトにしたところでは、

あとバスにつきましては、今左側に路線バスが縦に1台とまっていますけれども、この路線バスのところをおりる専用にして、あと右のほうに3台ございまして、ここを乗る専用にして、おりる人、乗る人をしっかりと分離しようということで、使いやすくしましょうというところがございまして。

その上で、ちょっとわかりにくいんですが、図面の路線バスがつくところに少し切り角を入れていますが、今真っすぐなところにそのままとめることになっていますけれども、路線バスがとまる場所に少し切り角を入れており

まして、路線バスの運転手さんが安全にとめられるようにということが一つ。それと、タクシーと輻輳しますので、この切り角を入れることによりまして、タクシーの運転手さんも路線バスと交錯をさけながら出ることが可能になるということで、宮交さんとタクシー協会さんと話し合ってもらって、こういうレイアウトであれば、今より安全にバスとタクシーが交錯することなく出ていく形になるんじゃないかということで、一般の方々、バスの方々、タクシーの方々、いろんな交通の方々、今よりも安全かつ利便性が高いような広場になっていくような形で、一応レイアウトとしては練り上げてきたところでは、

○緒嶋委員 今言われることはわかるけれども、実際路線バスが3台ぐらい並ぶときがあるんです。そうすると、タクシーに乗った人が出るのに、なかなか路線の問題があるので、信号機で出る路線が三車線だけれど、本当は四車線ぐらいあると違うのだけれど、そこ辺もあるんじゃないかと思う。実際、これはバス業者やないけれども、乗った人が一番気づくわけだ。バスの運転手やらよりも乗る人のほうが感ずるわけだから、そこ辺含めて、これは後ででき上がったときに必ず問題が出てくるんじゃないかなという気がしますので、もうちょっと真剣に考えてもらったほうがいいかと。

○重黒木総合政策課長 次のステップ、詳細設計ということで入ってきますので、今言った御意見もお伝えしながら詳細設計の中でより安全で使いやすいような広場になるように、県土整備部と一緒に連携してやっていきたいというふうに考えております。

○蓬原委員 県土整備部の予算で、当初予算がということでしたが、委員会が違うわけだけれ

ども、調べればわかることですが、どうい
う内容のものが幾ら計上されているか。

○重黒木総合政策課長 県土整備部の当初予算
では、都市計画課のところなんですけれども、
詳細設計の予算ということで3,000万円計上され
ております。

○井本委員 体育館の件だけれど、70億とい
ったり、80億といったり変わるんだけど、我々
も選挙期間中なので、70億なのか80億なのか、
どの辺におちつきそうなの。

○岩切国体準備課長 概算の事業費につしまし
ては、体育館本体をつくるというところで約70
億という試算は、国体の運営会場として使用さ
れた先催県の例から試算をしているところです。

あとは、この体育館基本計画案の12ページ
に、70億の下に15億というのが出ております。
これは今の延岡市民体育館の敷地で作る場合
に造成とか市民体育館の解体等も含めて、総事
業という形で見るときにはこの15億円をプラス
したものと御理解をいただければよろしいので
はないかなと思っております。

○井本委員 我々市民にやっぱり言わないか
んところやな。70億といったら、この前はいや80
億でしょうと言われたものだから、そうやった
かねという話よ。なんか中途半端な言い方しか
我々もできんもんだから。そういうやつ、わざ
わざ言わないかんのか。

○岩切国体準備課長 一番わかりやすいのは、
体育館本体は70億という概算でございますとい
うのが、一番わかりやすいのかなという気はし
ておりますが。

○井本委員 まあ、いや。それと、もう一つ
延岡市の負担はそれでどのくらいになるの。

○岩切国体準備課長 延岡市とは今、この体育
館について基本計画を取りまとめようとしてい

るところでございまして、この内容等につつま
しては十分延岡市と協議の上取りまとめに向け
ているところでございます。

費用も含めた負担につつましては、今後さら
に基本計画ができた後にも協議を進めていくと
いうような形で対応したいと思えます。

○井本委員 蓬原委員の話と同じようなこと
にならせんね。大丈夫ね。なんか中途半端に決め
ておると本当に、後からどうのこうのというこ
とないの、大丈夫なの。

○岩切国体準備課長 延岡市とは頻繁に今も協
議を続けておりますので、十分な意思疎通の上
で意見交換を進めて、負担についても協議を進
めてまいりたいと考えております。

○井本委員 今さっきの前屋敷委員の話なん
けど、やっぱり宮崎、イオンができて宮崎市の
町の形が本当崩れてしまう。延岡なんか本当
にもう、あのイオンのおかげで町という町がシャ
ッター街になってしもうてよ。今度の場合は町の
真ん中辺に建てるから、全く違う。ほとんど相
乗効果的なものが出てくるんじゃないかなと期
待はしておるんだけど、やっぱり弱小の今まで
一生懸命頑張ってきた人たちが、町をつくって
きてるわけやからね。非常に、その辺の人と話
し合って進めていただきたいと思えます。お願
いします。

○緒嶋委員 この延岡の体育館をつくる場合、
駐車場は中に入っていないわけね。今の説明の
中では、駐車場は別かね。どこかな、駐車場は。

○岩切国体準備課長 駐車場につつましては、
この基本計画の中で、基本的には10ページの一
番下にありますとおり、既存敷地内を加えて近
隣にも駐車スペースを確保するというところで、
延岡市のほうで対応を今準備をされているとこ
ろでございまして。

駐車場全体としては、11ページにありますとおり800台程度を確保する方向で検討いたしております。

○緒嶋委員 そうすると、今度できる体育館は市の体育館じゃなくて、2つとも県の体育館ということで、市の体育館はなくなるわけですね、結果として。

○岩切国体準備課長 県の体育館として体育館は整備いたします。今の市民体育館の機能については、この県体育館でメインアリーナとサブアリーナという形で、大きな形に整備をいたしますので、その機能については県体育館で担うという形になるかと考えております。

○緒嶋委員 県体育館であれば建設後の運営は県がやるということになるわけですか。県体育館を市が運営するというのも理屈が通らんような気もするっちゃけど、そのあたりはどうなるわけ。

○岩切国体準備課長 運営については、今後検討を進めていくこととなりますが、現在の県体育館がいわゆる指定管理者制度という形を使っております。民間ノウハウの発揮を促進するという点もあろうかと思っておりますので、指定管理の制度の活用を基本的には考えながら、検討を進めていくことになろうかと考えております。

○緒嶋委員 であれば、できた後は、延岡市の直接的な関与は、利用はするけれども、市の関与は今後は余らないと考えていいわけだな。

○岩切国体準備課長 運営については、延岡市が今市民体育館をいわゆる直営で管理をされております。新たな県体育館の運営について、実際にどういう形で調整していくのかについては、今後市それから県で十分に検討していきたいと考えております。

○松浦総合政策部次長（政策推進担当） 運営

のための費用については、延岡市にも一定程度の負担をいただくというふうなことになっております。

○緒嶋委員 その約束は、話の中で間違いのないわけですね。

○松浦総合政策部次長（政策推進担当） 明文で文書にしたわけではありませんが、基本的な方向としてはそれで了解していただいているということでございます。

○松村委員長 ほかに質疑はございませんか。

○日高山間・地域政策課長 申しわけありません。先ほどの持続可能な地域づくり支援事業の日南市の事業について確認をしましたところ、日南市は昨年度カツオの一本釣りにつきまして、日本農業遺産への登録を目指した取り組みということで伺っていたんですけれども、中身を聞きますとその登録がかなった場合のイベントですとか、PR経費そういったものも含めて申請を考えていたようで、残念ながらその登録がかなわなかったものですから、申請にかかる部分の小さな予算の部分だけしか歳出がございませんで、その分につきましては一般財源で行ったということでございます。

○緒嶋委員 それでは、一般財源のほうが、有利なあれがあったというわけではないわけだな。有利な何かがあるというような説明じゃったからよ。それがあればいいがなと思ったけど。それがなかったということか。

○日高山間・地域政策課長 申しわけございません。日南市に限ってはそういう事情でございます。

○松村委員長 最後に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 以上をもって総合政策部を終了

いたします。

執行部の皆様はお疲れさまでした。暫時休憩いたします。

午後0時12分休憩

午後1時12分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、当委員会に付託されました総務部補正予算関連議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○畑山総務部長 それでは、本日御審議いただきます議案等につきまして、お手元に配付しております総務政策常任委員会資料により御説明をいたします。

おめくりいただきまして、まず目次をごらんください。

1の予算議案についてであります。今議会に提出しております一般会計補正予算案の詳細につきましては、後ほど御説明をいたします。

次に、2の特別議案でございますが、宮崎県税条例の一部を改正する条例など4件を提出しております。

次に、3のその他報告事項では、ここに記載の適正な文書管理に向けた取り組みについてなど8件につきまして御報告をさせていただきます。

それでは、資料の1ページをごらんください。

平成30年度2月補正予算案の概要についてであります。

今議会に提出しております一般会計の補正予算案は、国の平成30年度補正予算(第2号)に係るもの及びその他必要とする経費について措置するものであります。

補正額は87億2,657万6,000円の減額でありま

すが、国の補正予算に伴う経費として194億2,144万5,000円を計上しており、このうち、119億6,286万5,000円は、防災・減災、国土強靱化対策に係るものであります。

この結果、一般会計の予算規模は5,864億9,282万5,000円となります。

この補正予算による歳入財源の主なものとしたしましては、県税が17億円余、それから地方交付税が29億円余、県債が44億円余のそれぞれ増額、それから一方で、繰入金89億円余、諸収入が85億円余のそれぞれ減額となっております。

2ページをお開きください。

一般会計歳出の款別の内訳であります。表の左から3列目の今回補正額の欄に補正額の全体を、右隣4列目のうち、国の補正予算に伴うものの欄に、国の補正予算に伴う補正額を内数で示しております。

補正額全体としましては、上から2番目の総務費が、地方交付税や県税の増収等に伴う県債管理基金等への積立金の増、また、一番下、合計欄の1つ上の諸支出金が、地方消費税清算金の増等により、それぞれ増額となっております。

その他、農林水産業費、土木費で、国の補正予算に伴い増額となっておりますが、それ以外につきましては、いずれも減額でございます。

次に、国の補正予算に伴うものについて、主なものを申し上げますと、上から3番目の民生費、これは児童養護施設等を退所した児童等の修学、就職及びひとり親家庭の親の就業を支援するための貸付金の原資等を補助する事業を行うものであります。

2つ飛びまして、農林水産業費は、防災・減災、国土強靱化対策としまして、山地治山事業等の公共事業のほか、新燃岳の降灰による農作

物の被害を防止・軽減するため、降灰地域における露地野菜洗浄機械等の購入を支援する事業、また、土砂災害警戒区域等において、市町村等が実施する地籍調査を支援するための事業等を行うものであります。

1つ飛びまして、土木費、これは防災・減災、国土強靱化対策としまして、道路事業等の公共事業を行うものであります。

その下の警察費は、防災・減災、国土強靱化対策といたしまして、災害時における信号機の機能を確保するため、信号機に自動発電機を整備する事業等を行うものであります。

最後の災害復旧費は、治山施設災害復旧事業を行うものであります。

補正予算案については、以上でございます。

次に飛びまして、8ページをお開きください。

総務部における2月補正予算の課別の集計表でございます。

今回お願いしております、総務部の一般会計と特別会計を合わせた補正額は、表の補正額の欄の一番下にありますように、104億1,163万3,000円の増額補正でございます。

この結果、補正後の予算額は、その右隣の欄になりますが、2,607億166万5,000円となります。

予算議案の概要につきましては、以上でございます。

なお、議案等の詳細につきましては、この後、危機管理局长及び担当課(室)長が御説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○吉村財政課長 委員会資料の3ページをお願いいたします。

議案第49号、一般会計補正予算の歳入について説明をいたします。

太枠の中の今回補正額の欄をごらんください。

まず、自主財源が145億円余の減額で、主なものといたしまして、一番上の県税が17億円余の増額となっておりますが、下から3番目の繰入金金が89億円余、1つ飛びまして、諸収入が85億円余のそれぞれ減額となっております。

次に、依存財源は58億円余の増額で、上から3番目の地方交付税が29億円余、2つ飛びまして、県債が44億円余のそれぞれ増額となっております。

これによりまして、今回の補正による歳入合計は、一番下の欄になりますが、87億2,657万6,000円の減額となり、補正後の一般会計の歳入合計は、その右の欄にありますとおり、5,864億9,282万5,000円となります。

続きまして、4ページをお開きください。

ただいま説明しました歳入の科目別の概要になります。

上から2つの県税及び地方消費税清算金につきましては、後ほど税務課長が説明いたしますので、これら以外の主なものについて説明をいたします。

まず、上から3番目の分担金及び負担金が、2月補正の欄にありますとおり、4億1,999万7,000円の増額となっております。

これは、主な項目の欄に、農林水産業費負担金と記載しておりますが、国の補正予算に伴う土地改良事業費等に係る市町村からの負担金の増等によるものであります。

次に、一番下の繰入金が89億2,277万7,000円の減額となっておりますが、主な項目に記載しておりますとおり、充当事業の執行残等に伴う基金からの繰入金の減によるものであります。

5ページをお願いいたします。

上から2番目の諸収入が85億6,872万1,000円

の減額となっておりますが、これは貸付金元利収入の減等によるものであります。

次の地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税につきましては、いずれも国の交付決定に伴い、2月補正の欄のとおり、それぞれ増額を行うものであります。

次の国庫支出金が23億2,206万5,000円の減額となっておりますが、災害復旧費に係る国庫負担金及び補助金の減等に伴うものであります。

なお、内数としまして、国の補正予算に伴います防災・減災、国土強靱化対策やT P P対策等の事業に係る国庫補助金等が増額となっております。

次に、6ページをお願いいたします。

上から2番目の県債が44億4,990万円の増額となっておりますが、これは国の補正予算に伴う国土強靱化対策等の財源といたしまして、増額発行を行ったことによるものであります。

歳入予算につきましては、以上であります。

○棧税務課長 それでは、税務課から、地方消費税清算金及び県税収入の補正予算につきまして御説明をいたします。

委員会資料の3ページにお戻りください。

まず、地方消費税清算金につきまして御説明をいたします。

表の上から3段目、太枠で囲みました今回補正額の欄に記載しておりますが、7億590万4,000円の増額補正をお願いしております。

これは、清算対象期間であります平成30年2月から平成31年1月までの、本県を含めた全国の地方消費税額が当初見込みよりも多くなったことによるものであります。

次に、県税収入について御説明いたします。7ページをお開きください。

県税全体につきましては、表の一番上の段、

県税計の予算額①の欄のとおり、当初989億7,000万円を計上したところでありますが、今年度の収入見込み額につきましては、現計予算に比べ、個人県民税や法人二税、地方消費税等の税目で増収が見込まれますことから、表の中ほどの列の収入見込み額の欄のとおり、1,007億円、現計比101.7%と見込んだところでございます。

そのため、その右の補正額の欄にありますように、今回17億3,000万円の増額補正をお願いするものであります。

それでは、増減の大きかった主な税目について御説明をいたします。補正額及び備考の欄をごらんください。

まず、上から2段目の個人県民税ですが、個人所得が増加したことなどによりまして1億2,370万円余の増、次にその1つ下の法人県民税につきましては、主に製造業等の業績が堅調に推移したこと等によりまして1億6,822万円余の増、次にその3つ下の法人事業税につきましても、同じく製造業等の業績が堅調に推移したこと等によりまして3億8,929万円の増、その下の譲渡割地方消費税は、還付額が減少したことによりまして11億5,976万円余の増、その下の貨物割地方消費税は、輸入額が減少したことにより、1億706万円余の減を見込んでおります。

次に、その下の不動産取得税につきましては、課税件数の減少によりまして1億3,050万円余の減、最後に、下から3つ目の軽油引取税につきましては、トラック輸送量の増等によりまして、1億732万円余の増と見込んでおります。

説明は以上でございます。よろしく御説明いたします。

○丸田総務課長 総務課でございます。総務課の補正予算につきまして御説明いたします。

資料が変わりまして、平成30年度2月補正歳

出予算説明資料の67ページをお開きください。

総務課の2月補正予算は1,248万5,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目、2億5,827万5,000円でございます。

主な補正内容について御説明させていただきます。

ページをめくっていただきまして、69ページをお開きください。

下から2番目の(事項)文書管理費が90万5,000円の減額でございますが、これは、非常勤職員等の人件費など、事務費の執行残でございます。

続きまして、70ページをお開きください。

ページ中ほどより上になりますけれども、(事項)情報公開推進費111万7,000円の減額でございます。これは、公文書開示審査会や個人情報保護審議会の開催、県民情報センターの運営に係る事務費の執行残でございます。

総務課からの説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○河野人事課長 人事課の2月補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の71ページをお願いいたします。

人事課の平成30年度の2月補正予算は、4億522万7,000円の減額補正をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目の補正後の額の欄にありますように、47億5,552万円となります。

それでは、主なものについて御説明いたします。

73ページをお願いいたします。

上から4段目、(目)一般管理費で5,919万円の減額補正であります。

内容としましては、まず、(事項)職員費で3,411万2,000円の減額であります。これは、人事課において知事部局の再任用職員に係る共済費等を計上しておりますが、これらの経費が当初見込みを下回ったこと等によるものであります。

次に、その下の欄の(事項)人事調整費で、2,492万8,000円の減額であります。これは、説明の欄にありますように、1の赴任旅費から4までの経費について、いずれも執行残に伴う減額補正を行うものであります。

次に、(目)人事管理費で3億4,603万7,000円の減額補正であります。

内容としましては、まず一番下の(事項)人事給与費で、3億2,403万9,000円の減額となっております。

1枚めくっていただきまして、74ページをお願いいたします。

減額の主なものは、2行目の2、退職手当で、3億1,031万9,000円の減額となっております。これは、昨年度末に退職手当条例の改正を行わせていただいたところではありますが、これにより退職手当の支給水準を民間と均衡させるための調整率が下がったこと、及び退職見込み者が8名少なくなったことによるものであります。

次に、(事項)県職員研修費で401万8,000円の減額、次の(事項)職員派遣研修費で437万6,000円の減額、次の(事項)東日本大震災被災地職員派遣事業費で593万2,000円の減額、次の(事項)熊本地震被災地職員派遣事業費で767万2,000円の減額でありまして、いずれも執行残に伴う減額補正を行うものであります。

人事課からは以上であります。

○吉村財政課長 引き続き、75ページをお願いいたします。

財政課の補正予算を説明いたします。

財政課の2月補正予算は、一般会計と特別会計を合わせまして103億2,232万2,000円の増額をお願いしております。

その内訳は、一般会計が103億8,579万3,000円の増額、公債管理特別会計が6,347万1,000円の減額となっており、この結果、補正後の予算額は、補正後の額の欄の一番上にありますとおり、2,007億2,518万8,000円となります。

77ページをお願いいたします。

補正予算の主なものを説明いたします。

まず、中ほどの(目)財産管理費が105億3,296万2,000円の増額となっておりますが、その内容は、財政課で所管しております基金への積み立てに要する経費であり、一番下の(事項)県債管理基金積立金が84億3,827万1,000円の増額、次のページ、78ページになりますが、その一番上の(事項)県有施設維持整備基金積立金が20億9,642万5,000円の増額となっております。

いずれも、今回の補正における全庁的な歳入の増及び歳出の減により生じた一般財源を両基金に積み立てるものであります。

続きまして、78ページの下段、下のほうから公債費となっております。(款)公債費の欄をごらんください。

公債費の総額につきましては1億5,000万円余の減額となりますが、その内訳といたしまして、まず(目)元金の(事項)元金償還金が6億8,961万5,000円の増額となっております。これは、満期一括償還債に係ります償還財源の県債管理基金への積み立て及び今年度発行しました県債に係る元金償還金の増に伴いまして、公債管理特別会計への繰り出しが増額となるものであります。

次に、79ページをお願いいたします。

(目)利子の(事項)利子償還金が8億1,540万円の減額となっておりますが、これは、県債の利子支払いに執行残が生じたことにより、公債管理特別会計への繰出金等が減額となるものであります。

次の(目)公債諸費の(事項)事務費も2,558万2,000円の減額となっておりますが、県債発行に係ります手数料等に執行残が生じたものであります。

続きまして、80ページをお願いいたします。公債管理特別会計について御説明をいたします。

公債管理特別会計は、県債の元利償還等を行うための特別会計でありまして、6,347万1,000円の減額となっております。

その内訳は、(事項)県債管理基金積立金が1億3,990万円の増額、(事項)元金償還金が5億4,971万5,000円の増額、(事項)利子償還金が7億4,692万6,000円の減額、めくっていただきまして、81ページの(事項)事務費が616万円の減額となっておりますが、これらの補正理由につきましては、先ほど一般会計の公債費で説明いたしました説明のとおりであります。

財政課は以上であります。

○横山財産総合管理課長 財産総合管理課でございます。

同じく歳出予算説明資料の83ページをお開きください。

当課の補正額は6,945万1,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は*52万3,313万3,000円となります。

主な補正内容について御説明いたします。

85ページをお開きください。

まず、(事項)職員費5,100万9,000円の増額であります。これは、今年度4月に組織改正によりまして財産総合管理課が設置されたことに伴

※次ページに訂正発言あり

い、職員人件費の所要見込み額がふえたことによるものでございます。

次に、その下の(事項)庁舎公舎等管理費2,092万8,000円の減額であります。これは、本庁舎や総合庁舎等で使用する光熱水費や、清掃・警備の委託料等の執行残によるものであります。

次に、その下の(事項)庁舎公舎等管理費2,472万5,000円の減額であります。これは、庁舎公舎等の維持補修に要する経費の執行残であります。

同じ事項名がございますのは、当課の新設に伴いまして、総務課と営繕課にありました庁舎公舎等管理に係る予算を移管した際に事項名が同じだったことによるものであります。平成31年度につきましては、庁舎公舎等管理費と庁舎公舎等保全費と事項名を変えて区分をいたしております。

次に、一番下の(事項)防災拠点庁舎整備事業費2,252万7,000円の減額であります。これは、防災拠点庁舎整備に伴う関連委託業務等の執行残であります。

86ページをごらんください。

(事項)電気機械管理費3,167万円の減額であります。これは、庁舎等の機械、電気設備の維持管理工事等の執行残であります。

次に、2つ下の(事項)公有財産管理費1,538万7,000円の減額であります。これは、火災保険料掛金や県有資産所在市町村交付金の確定に伴うものや、未利用財産の運用・処分に要する経費の執行残であります。

最後に、繰越明許費補正について御説明いたします。資料変わりました、常任委員会資料の9ページをごらんください。

県庁舎BCP対策事業は、大規模災害などの非常時における行政機能の維持を図るため、本庁舎及び総合庁舎等の窓ガラスの飛散防止や受

電設備等の高所移設、非常用水源確保などの対策を行う事業で、平成28年度から順次施工しているものでございますが、今年度実施しております日向総合庁舎の電気設備の改修工事におきまして、設備等を乗せる架台となります鉄骨の工事で使用する高力ボルトと呼ばれます強度の高いボルトが全国的に品薄になっておりますことから、鉄骨の組み立て工程におくれが生じたことにより、6,000万円の繰り越しをお願いするものであります。

説明は以上であります。

失礼いたしました。先ほど補正後の予算は52万と申し上げましたが、52億3,313万3,000円の言い誤りです。失礼いたしました。

○楠田防災拠点庁舎整備室長 防災拠点庁舎整備室でございます。

常任委員会資料の11ページをお開きください。

議案第71号から議案第73号までの「工事請負契約の変更について」御説明いたします。

昨年11月の定例県議会において、承認いただきました債務負担行為の追加に基づき、防災拠点庁舎建設工事の請負契約の変更を行うものであります。

2の議案の概要であります(1)の議案第71号、宮崎県防災拠点庁舎建設主体工事につきましては、契約金額を76億6,260万円から77億2,820万1,520円へと6,560万1,520円増額するとともに、工期の終期を平成31年11月2日までから平成32年3月31日までに変更するものであります。

次に、(2)の議案第72号、宮崎県防災拠点庁舎建設電気工事につきましては、契約金額を19億2,024万円から19億5,555万5,571円へと3,531万5,571円増額するとともに、工期の終期を議案第71号と同様に変更するものであります。

最後の(3)の議案第73号、宮崎県防災拠点

庁舎建設空調工事につきましては、契約金額を9億3,960万円から9億4,478万4,599円へと518万4,599円増額するとともに、工期の終期を議案第71号と同様に変更するものであります。

3、契約の変更理由であります(1)にありますように、地中障害物の撤去、くい工事におけるくい長変更等による請負金額の変更、及び(2)にありますように、5号館移転工事のおくれ等のため、約5カ月の工期延長が必要になったことによる請負金額及び工期の変更であります。

説明については以上であります。

○棧税務課長 税務課の補正予算について御説明いたします。

資料変わりました、歳出予算説明資料の89ページをごらんください。

税務課の2月補正予算は7億2,263万円余の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目になりますが、456億1,996万4,000円となります。

それでは、主なものについて御説明いたします。

おめくりいただきまして、91ページをごらんください。

中ほどの段に記載しております(事項)諸費ですが、これは、税の過年度収入分に係ります還付等に要する経費でありまして、その所要額が当初見込みを下回るため、4億円の減額となるものであります。

次に、その下の(事項)賦課徴収費ですが、4,143万1,000円の減額をお願いしております。

その主なものとしていたしましては、まず説明の欄の徴税活動費の中の(1)徴税活動費ですが、県税の賦課徴収に必要な納税通知書等の印刷費、

郵送料等の執行残に伴いまして2,247万4,000円の減額、また2つ下の(3)個人県民税徴収取扱費交付金ですが、個人県民税の賦課徴収は、市町村に法定委任をされております。その経費を補償する目的で、市町村へ交付するものでございまして、その所要額が当初見込みを上回ったことによりまして3,086万9,000円の増額となるものであります。

次に、自主納税の推進費の中の(2)各種団体との協力体制推進費ですが、559万3,000円の減額となっております。これは主に、ア、軽油引取税徴収取扱費報償金につきまして、交付対象となります29年度収入が当初見込みを下回ったことによりまして、536万5,000円の減額となるものであります。

ページをおめくりいただきまして、92ページをお願いいたします。

3、管理機能の充実費の中の(3)税務電算トータルシステム運営費ですが、税制改正等に伴いますシステム改修費が当初見込みを下回ったことによりまして4,129万円の減額をお願いしております。

次に、(款)諸支出金につきましては、全体で12億2,101万7,000円の増額をお願いしております。

まず、(事項)地方消費税清算金ですが、これは先ほど申し上げましたが、各都道府県に納付された地方消費税につきまして、都道府県間で清算を行うために支出するものでありまして、平成30年2月から平成31年1月までの対象期間の実績等に基づき9億4,798万5,000円の増額としております。

次の(事項)利子割交付金から、次のページ一番下、自動車取得税交付金までの事項につきましては、いずれも税収の一定割合を市町村に交付する法定交付金であります。それぞれ交

付金の算定期間の税収の増減に伴いまして、補正をお願いするものであります。

まず、利子割交付金が1,795万9,000円の増額、配当割交付金が8,044万5,000円の減額、次に93ページになります。株式等譲渡所得割交付金が266万7,000円の増額、地方消費税交付金が3億5,725万7,000円の増額、ゴルフ場利用税交付金が493万円の減額、自動車取得税交付金が1,937万7,000円の減額となっております。

ページをおめくりいただきまして、最後94ページになります。

(事項) 利子割精算金についてでございます。これは、本県で徴収した利子割県民税のうち、他の都道府県に帰属するべき額につきまして、関係する都道府県間で精算するために要するものであります。9万9,000円の減額をしたいと考えております。

補正予算につきましては、以上でございます。

委員会資料の10ページをお開きください。議案第67号について御説明いたします。

議案第67号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」であります。

1の改正理由ですが、自動車取得税の納付及び取得時の自動車税の徴収の方法を変更することなどに伴いまして、宮崎県税条例の関係条項の改正を行うものであります。

2の改正の内容について、まず、(1)自動車取得税の納付の方法及び自動車税の徴収の方法に係る改正ですが、自動車を取得した際に納付する自動車取得税及び月割りの自動車税につきましては、原則として証紙により納付することとされております。これまでは紙の証紙を張るかわりに、証紙代金収納計器という機器を使いまして、申告書に税額に相当する金額の表示を受けることによって払い込むという方法をとっ

ておりましたが、現在、これらの業務を委託しております一般社団法人宮崎県自主納税推進協力会が、自動車保有に係る行政手続のワンストップサービス、いわゆるO S Sの導入に伴いまして、主な収入源であります収納計器取扱手数料収入の今後の激減が見込まれますことから、本年度をもって解散するため、4月1日からこの機器の使用をやめて、つまり証紙での納付をやめまして、現金によって納付するという払い込み方法に変更するための改正を行うものであります。

なお、4月からは県が直接収納業務を行いますことから、納税者の方々にとりましては、支払い先が委託団体から県に変わるだけで、現金を納付するという行為自体が変わるものではないので、県民生活への影響はございません。

また、自動車税につきましても、先ほど申し上げましたとおり、今回の改正の対象は取得時のものでございますので、毎年かかっております自動車税につきましても、これまでどおり郵送された納税通知書を用いて払い込む方法となります。

次に、(2)地方税法の改正に伴う改正につきましては、条例第51条で引用しております地方税法第6章、電子機器を使用して作成する地方税関係帳簿の保全方法等の特例という部分が、地方税法の改正によりまして章ずれを起こしまして第7章になることから、引用文言の改正を行うものであります。

また、(3)その他所要の改正につきましては、該当する条文につきまして、「前各号」としていたものを「前2号」や「前3号」と改めることにしまして、適切な表現に改めたいと思っております。

最後に、3の施行期日は、一部の規定を除きまして、公布の日から施行することとしております。

税務課からは以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○日高市町村課長 市町村課の2月補正予算について御説明をいたします。

歳出予算説明資料の市町村課のところ、95ページをお願いいたします。

市町村課の補正予算は、1億5,081万6,000円の減額をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は、右から3列目でありまして、20億4,428万7,000円となります。

主なものについて御説明をいたします。

97ページをお開きください。

まず、上から5段目の(事項)地方分権促進費425万3,000円の減額であります。これは、権限移譲した事務の執行に要する経費として市町村に交付する権限移譲交付金の額が確定したこと等に伴い、執行残が生じたものであります。

次に、一番下の(事項)自治調整費2,282万2,000円の減額であります。

主なものとしまして、説明欄の5、住民基本台帳ネットワークシステム事業費が*1,880万1,000円の減額となっております。これは、システムを運用するため、全都道府県共同で負担しております経費について、各県の負担金の額が確定したことに伴い、執行残が生じたものであります。

次に、98ページをお開きください。

事項の上から3つ目、真ん中あたりの市町村振興宝くじ事業費8,720万6,000円の減額であります。これは、市町村振興宝くじとして発売されたサマージャンボ宝くじとハロウィンジャンボ宝くじの収益金等の配分額が確定したことに

伴いまして、県を通して公益財団法人宮崎県市町村振興協会に交付する交付金が減額となったものであります。

次のページ、99ページをごらんください。

事項の下から2番目、知事選挙執行費7,076万8,000円の減額であります。これは、昨年12月に執行しました知事選挙に係る経費の執行残であり、主なものは、候補者の選挙運動に係る費用の公費負担分であります。

次に、一番下の(事項)県議会議員選挙執行費4,600万円の増額をお願いしております。これは、平成30年度の当初予算編成時に想定しておりました県議選の投票日の日程が見込みより1週間早まったことによりまして、平成31年度の予算で予定しておりました期日前投票所の設置等に係る一部の経費が、平成30年度中に前倒しで必要となったことに伴うものであります。

それから、私、読み間違いがございまして、97ページの自治調整費、説明欄の5番、住民基本台帳ネットワークシステム事業費につきまして1,880万1,000円と読んだということでありませんが、1,888万1,000円の減額であります。おわびして訂正いたします。

市町村課の説明は以上です。

○佐藤総務事務センター課長 総務事務センターの補正予算について御説明いたします。

引き続き、歳出予算説明資料の101ページをお開きください。

2月補正予算額は、1,159万6,000円の減額をお願いしております。

この結果、補正額の予算額は、右から3列目、7億2,032万2,000円となります。

それでは、主なものについて御説明いたします。

※このページ右段に訂正発言あり

103ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)総務事務センター運営費であります。265万円の減額をお願いしております。これは、本庁総務事務センター及び各県税・総務事務所の総務事務センターの運営に要する事務費などの執行残でございます。

次に、一番下の(事項)健康管理費であります。552万8,000円の減額をお願いしております。

説明欄の2、職員のからだの健康に関する事業については、定期健康診断や特殊業務健診等の執行残でございます。

また、3の職員のメンタルヘルスケア総合支援事業につきましては、病休・休職からの復職支援に係る会議開催経費等の執行残であります。

104ページをお開きください。

(事項)職員厚生費ですが、156万8,000円の減額をお願いしております。これは、説明欄の2、保健体育施設管理費の職員健康プラザ空調更新工事に係る入札残等によるものであります。

総務事務センターからは、以上でございます。

○高林危機管理局长 危機管理課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の105ページをごらんください。

危機管理課の補正額は、1,855万6,000円の増額をお願いしております。その結果、補正後の額は、右から3列目の6億7,717万9,000円となります。

主な補正の内容について御説明いたします。

107ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)防災対策費の1,412万5,000円の減額でございます。

主なものでございますが、説明欄の2、南海

トラフ地震応急対策体制構築支援事業の733万3,000円の減額は、県が指定する広域物資輸送拠点等の機能強化を行うために購入した資機材購入や市町村の受援計画に位置づけられた拠点運営の機能強化に必要な資機材の購入に対する補助金等の執行残に伴う補正でございます。

また、その下の3、減災力強化推進事業の400万円の減額は、市町村が実施する避難場所や避難経路等の整備に係る事業費の確定等に伴う補正でございます。

次の108ページをお開きください。

一番上の(事項)災害救助事業費の1,934万1,000円の増額でございます。これは、主に、平成30年7月の西日本豪雨被災県に対し、災害救助法に基づきまして、本県の5つの市が給水車の派遣等の支援を行いました。この支援に要した経費について、被災県からの負担金を一括して県で受け入れ、5つの市に支出するための補正でございます。

危機管理課からの説明は、以上でございます。

○室屋消防保安課長 消防保安課の補正予算につきまして御説明いたします。

引き続き、歳出予算説明資料の109ページをごらんください。

消防保安課の補正額は230万円の減額でありまして、補正後の額は、右から3列目の欄にありますように、6億6,779万7,000円となります。

主な補正の内容について御説明いたします。

111ページをお開きください。

まず、上の段の(事項)消防防災施設設備整備促進事業費の50万円の減額であります。これは、日向市を含めた美郷町、諸塚村、椎葉村の常備化に向けての取り組みに対して支援を行う消防広域化・常備化支援事業補助金につきまして、日向市において調査等の経費執行がなかつ

たことによる、補助金の執行残に伴う補正であります。

次の(事項)消防学校費の180万円の減額であります。これは、消防学校の訓練用救助工作車のリース料の執行残に伴う補正であります。

説明は以上であります。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案について質疑はありませんか。

○井本委員 総務事務センターの職員のメンタルヘルスとかからだの健康に関する事業というのを書いてあるけれど、そちらが実施しているわけですか。

○佐藤総務事務センター課長 総務事務センターでやっております。

○井本委員 本来的に人事課か何かがやることじゃないかなと、総務事務センターでやっているなど思ったものだから。別にどこでやってもいいかもしれんけど、人事課なんか本来やることじゃないのかなと思ったんだけど、そうでもないの。

○佐藤総務事務センター課長 昔は職員厚生課というのがあったんですけども、総務事務センターが平成19年にできまして、ここに総務事務を一元化したということで、ここで担うようになっております。

○緒嶋委員 財政調整基金とか県債管理基金とか、基金の残高は、積立金の全体でいえば、年度末はどのような推移になる予定ですか。

○吉村財政課長 まず、財政関係2基金ということで、財政調整積立金につきましては、30年度残高見込みが117億円、県債管理基金が30年度末で327億円ぐらいになる予定でございまして、合わせて財政関係2基金で445億円程度の年度末残高になる見込みであります。あわせまして、

県有施設維持整備基金につきましては、年度末で254億円程度の残高が確保できるものと考えております。

○緒嶋委員 ということは、29年度から見たら、どれだけ基金はふえたということですか。一応見込みを。

○吉村財政課長 財政関係2基金につきましては、29年度末残高も445億円程度で、財政関係2基金につきましては、大体400億から450億程度、残高を確保する必要があると考えておりまして、そのような基金管理をしているところであります。

県有施設維持整備基金につきましては、29年度末残高が241億円でしたので、30年度末はそれと比べまして十二、三億円程度ふえる見込みであります。今後、公共施設の老朽化対策や国体の施設整備等に多額の財源が必要になると考えておりますので、こちらのほうに積み立て等を行っているところであります。

○緒嶋委員 将来的ないろいろな県有施設の整備とか、新たな建設とかを含めた場合の将来的な試算も、一応やっておられるわけですか。

○吉村財政課長 大型施設整備と公共施設の老朽化対策が今後続くということで、委員のほうからも、繰り返し将来の財政見通しをつくるべきではないかというお話をいただいているところであります。

現在、新たな行財政改革プランをつくっております。その中で財政改革の一環として、将来の財政見通しを立てることを予定しております。来年、再来年になりますと、国体関係の施設整備の実際にかかるおおむねの経費がわかってくるかと思っておりますので、それらも踏まえた上で、10年程度の将来見通しをつくりたいと考えております。

○緒嶋委員 10年の中では、まだあれじゃけれど、私は県議会の施設なんかも計画に入れてもらいたい。施設にエレベーターのない、障がい者にとって大変厳しい施設なんです。それと県庁も含めて利便性が悪い。今度、防災拠点庁舎ができちゃ、別館が11ぐらいある。きょうのような雨のときは、本館以外の方は傘差してここに来にゃいかん。こういう県庁は全国にどこにもない。

これを考えた場合、10年程度の将来見通しの中には、そういうものを考えた計画を、当然、私は立てるべきだと思う。私は、今度で終わりますが、将来を見越した場合に、移動するだけのロスタイムを考えたら、毎年、定例会も4回もある。そういう職員の移動を考えたら、大変なロスタイムです。

そういうことを考えたら、将来を見越して、10年以内なら、国体施設以降の県有施設、いわば県庁ですが、県庁のあり方等も含めた将来計画というのが、当然、私はあるべきだと思うんですけども、これは、なかなか財政課長が言うわけにいかんじゃろう。総務部長、どうですか。

○畑山総務部長 公共施設は、総合管理計画というものがあって、その下でそれぞれの施設、きのうも職員宿舎の話も出ましたけれども、さまざまな庁舎も含めて、行政施設の今後のタイムスパン、10年、20年というのを見ていく中で、一定程度、しっかり管理しつつも耐用年数が来ているものについては更新をしていくと。そういったものが各庁舎についても出てくるので、それを見通した上で、例えば1号館とか、議会棟を含めた建物をどうするかとかいったものは考えていく必要が出てくると思うので、それは適切に計画なんかにも見ていきながら、それを今度財政の見通しにも反映させていくというこ

とで、部内で各施設の状況なんか管理しつつ、しっかりと財政状況も見ながら、状況によってやるべきことはやらなきゃいけない。それから、場合によっては負担が急に上がるようなことがないように平準化をして、財政的にしっかりと目配りしながらできるようにしていくと、そういったこともしっかりとやっていければと思っています。

○緒嶋委員 県庁は、県行政の拠点になるわけです。拠点がこれだけばらばらになっておるとするのは全国的にもない。これは将来的な長期の中では、国体とか、いろいろなものは避けて通れんから、それはそれでやりにゃいかんけれど、10年とかのスパンの中では、当然、そこまで考えてやるのが、ひいては県民サービスにもつながると。

ある意味では職員の健康管理にも影響すると思うんです。これだけ雨が降って傘差して、また引き返す。それでここに来るだけでも、信号渡ったりすれば5分ぐらいすぐかかる。それを数で計算すれば大変なロスタイムだと。

そういうことを含めて私は考えて行くべきだと思います。総務部長も異動の可能性がありますが、総務部長に余り言うてもいかんけれど、将来的にはそこ辺を十分考えたものを、これは私の遺言として言っておきますが、よろしくお願ひします。

○蓬原委員 国土強靱化対策というのが防災・減災と並んであるわけですが、ここで補正190億、強靱化に関するものが110億ということですけど。今から土木であったり、農林水産業だったり発注されていくわけですが、これの期限というか。言うならば、今、人手不足の中で、仕事がかうやってできるのは非常にすばらしいことなんです、果たしてそれをやり切れるのか

という心配がいろいろあるわけですが、このあたりの見込みは、そのあたりとの関連でどうなるんですか。

○吉村財政課長 今、委員から御指摘のありました国土強靱化対策につきましては、2月補正で、1ページにも記載しておりますが、119億円余、31年度当初予算で171億円程度、まだこれからですが、32年度当初予算でも同程度、国が予算措置すると考えておりますので、同程度ぐらい、事業費の確保ができるのではないかと考えております。

ただ、これだけ公共事業費がかさみますと、今回の一般質問、代表質問でもありましたが、今、入札不調もふえております。あわせて建設産業の従事者、担い手の不足も非常に問題になっております。事業量は十分にあるんですけど、それを担っていただく建設業の方がなかなか厳しい状況になるとも考えておりますので、公共3部、特に県土整備部のほうには、公共工事の発注の平準化等を十分、各地区の建設業者の状況等を見た上で発注をしていただくようお願いをしているところで、なるべくそういう入札不調とか生じないように発注をしていきたいというふうに、財政課でもお願いをしたいと考えております。

○蓬原委員 財政課としてはそういうことでしょう。お願いするしかないと思うんですけど、十分注視していただいて、しっかり執行できるようにお願いしたいと。横の連絡をしっかりとしていただいて、できるようにお願いしておきたいと思います。

○緒嶋委員 南海トラフ、これは危機管理課かな。防災体制の強化をやらにゃいかんとですが、私は聞きそびれたのかもしれんけれど、南海トラフ地震応急対策体制構築支援事業の減額の内

容を詳細に教えてください。

○高林危機管理局長 733万3,000円の減額の内容につきましては、1つは広域物資輸送拠点等にことし緊急計量器というのを4カ所、設置する予定にしておりました。それが当初予算では1,500万の予定だったんですが、821万1,000円になりましたので、その執行残でございます。

あともう一つ、応急対策受援体制構築事業補助金というのがございます。これは避難所とか、庁舎関係にいろんな資機材、ことしでしたら、例えばシュラフと言われる寝袋でありますとか、衛星携帯電話の設置とかをしたわけなんですけど、これにつきましても、当初予算では200万ほど予定しておりましたが、145万6,000円の執行ということになりましたので、こういった執行残でマイナスとなったものでございます。

○緒嶋委員 予定していた事業はできたということですか。

○高林危機管理局長 予定していた事業につきましては、できたものでございます。

○井本委員 税務課ので製造業はなかなか好調だと書いてありますが、私なんかの認識では、製造業は日本はやられっ放しという感じがあつただけけれど、大分また復活してきたという話も聞くんですけど、これはそういう感じなんですか、堅調なんですか。

○棧税務課長 県税につきましては、リアルタイムというよりは、おおむね1年前の業績という、感覚としてはそういう感覚になります。1年間事業をされて、最後決算をされて、それが私どものほうに入ってきますので、どちらかという過去状況ということになります。

私どもが把握している数値で申し上げますと、ことしの12月末の状況で、製造業は昨年度より114.2%ですから、14.2%ほど伸びております。

特に他県にもまたがっております本県が本店の法人さんが131.7%ですから、3割増しぐらいの税金をいただいております。あと他県に本店があります、多くの県にまたがる法人については110.2%ですから1割ぐらい増しです。

一方で、県内にしかない法人につきましては、伸びておりますが、2.4%ほどの伸びにとどまっておりますので、県内に住んでいる実感としましては、委員御指摘のとおり、そこまで伸びているというふうには考えられないということもあろうかと思いますが、数字的には、多くの県にまたがっている法人を中心に、製造業はおおむね堅調という状況にはなっております。

○井本委員 製造業は工事というけれど、製造業の中の建設業みたいなことですか。

○棧税務課長 製造業といいますのは、建設業ではなくて、いろんな化学製品ですとか、いろんなものです。食料品もそうですし、そういったものをつくっているところですので、建設業ではございません。

一方、建設業は対前年度比、ことしは99.8%となっておりますので、若干少ないなというようなことになっていきます。

○井本委員 どういう製造業が伸びているんですか。

○棧税務課長 済みません。今、手元に細かいものは準備しておりませんが、化学製品とか食料品です。そういったものが多いのではないかと。今手元に持っている資料で見ますと、化学製品及び食料品等の製造業が伸びているのではないかというふうに思います。

○蓬原委員 11ページですけど、工事請負契約の変更についてです。契約の変更理由、3の(2)、一番下のほうに、5カ月の工期延長が必要となったことによる請負金額ということに

なっているわけですが、これは内容的には人件費的なことですか。

○楠田防災拠点庁舎整備室長 これにつきましては、約5カ月間の工期延長するに伴って、必要な経費は現場事務所とか、そういった経費、当然人件費も入っています。その現場の人件費を含めて、今回増額したということになります。

○蓬原委員 言うならば、その間、手待ちがあったことによる経費、人件費等を含むもろもろの諸経費等の総額ということですね。

○楠田防災拠点庁舎整備室長 委員のおっしゃるとおりです。要は、仮設事務所を含めて、現場を維持するための経費、人件費も含めた経費になっています。

○蓬原委員 わかりました。今、働き方改革とかいろいろあっているわけですけど、我々民間にいる人間からすれば、5カ月間の手待ちというのは実際大変なんです。そういう声もいっぱい聞こえていましたから、これが妥当かどうかはわからないけれども、そうやって見ていただいたということは、それなりに評価できるんじゃないかなというふうに思っています。

○松村委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○丸田総務課長 総務課でございます。

お手元の常任委員会資料の12ページをお開きください。

適正な文書管理に向けた取り組みについて御説明をいたします。

まず、1の目的でございますが、県が保有する文書は、県の意思決定に至る過程、事務事業の実施状況を検証するために非常に重要なもの

でございます。公正で開かれた県政運営に資するよう、適正に管理する必要がございます。

このため、今年度発生いたしました旧優生保護法に関する事案といった不適正な文書管理の問題を踏まえまして、適正な文書管理が行われるよう対策を講じますとともに、簡略化できる事務につきましては、改善を図ることによりまして、これまで以上に適正で効率的な文書管理を全庁的に推進していくこととしております。

取り組みの実施に当たりましては、庁内検討会議を開催をいたしまして、全庁的な検討も行いながら、準備が整ったものから、順次実施しているところでございます。

2の取り組み内容でございますが、(1)の職員の文書管理意識の向上から、(4)の文書事務の効率化までの4つの柱を掲げまして取り組みを進めております。

まず、(1)の職員の文書管理意識の向上でございますが、職員一人一人が文書管理に対する理解を深めまして、文書管理意識の向上を図るために、文書事務の手引、これは文書の事務処理を詳細に解説したものでございますけれども、この手引の要点をまとめました要約版、そして文書の整理保管方法をわかりやすく解説いたしました文書管理版の2種類の文書事務マニュアルの作成・配布、そして文書取り扱いに関するチェックリストによる職員みずからの自己点検の実施、文書管理に関する職員研修の充実等の取り組みを進めております。

(2)の文書の適正な保管・管理、廃棄の徹底でございますが、さまざまな行政判断につきまして、その内容と決定過程を将来にわたって検証可能なものとするために、文書の引き継ぎや廃棄を行う際の目録を作成しておりますけれども、この作成の徹底でありますとか、全

庁的に文書整理に取り組む文書整理推進期間を毎年度、7月から8月の2カ月間設けるなどの取り組みを進めております。

(3)の歴史資料文書の適正な選別、収集管理でありますけれども、歴史的価値がある公文書につきましては、散逸等を防止をいたしまして、県民共通の財産として後世に伝える必要がございますことから、歴史資料文書に該当するかどうかの判断につきまして、文書の事務処理完了後、速やかに事前評価を行う仕組みを導入するなどの取り組みを進めております。

(4)の文書事務の効率化であります。文書事務を円滑に行いまして、開示請求等にも的確かつ迅速に対応できるよう、文書をとじるファイルの色を年度ごとに庁内で統一するなどの文書検索性の向上でありますとか、また会計年度あるいは保存期間の異なる複数の関連文書の一つのファイルにとじる合冊の取り扱い基準を明確にするなどの取り組みを進めております。

次に、3の推進体制でございますけれども、今年度、各部局の連絡調整課で構成いたします文書管理適正化庁内検討会議を設置しまして、適正な文書管理に関する取り組みを全庁的に推進しているところでございます。引き続き、来年度以降も定期的を開催することとしております。

13ページでございますけれども、主な取り組みのスケジュールを掲載をしておりますが、文書事務マニュアルの要約版につきまして1月に作成、配布をいたしております。また、文書取扱チェックシートによる自己点検を2月に試行的に実施をするなど、準備が整ったものから、順次実施をいたしているところでございます。

今後も、職員一人一人の意識の向上を図りながら、適正な文書の管理につきまして、全庁的

に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○田村行政改革推進室長 引き続き、委員会資料の14ページをお願いします。

宮崎県の内部統制に関する方針について御説明いたします。

まず、1の内部統制に関する方針でございますが、11月の当委員会で報告させていただきました、平成32年度から導入されます内部統制に関しまして、知事が定めなければならない方針について、次のとおり決定したものでございます。

初めに、(1)ですが、この方針は、内部統制の組織的な取り組みの方向性を示すものであり、今後は、この方針に基づいて取り組みを推進してまいります。

次に、(2)ですけれど、内容については、各当道府県の状況や課題、運営方針等を踏まえて、必要な事項を記載するものですが、破線で囲んでいる目的や対象事務などを盛り込むこととされており、また(3)のとおり、方針を定めたときや変更したときは、遅滞なく公表することとされております。

次に、右側の15ページをごらんください。

次の16ページまでが方針の全文になりますが、まず、1の導入に関する基本的な考えについて、(1)の後段になりますけれども、内部統制を県庁に導入することで、重大な不祥事等の原因であるリスクの発生を未然に防止し、県庁全体の公務能率を高め、適正な事務を滞りなく執行する組織へと改革するとともに、県民に信頼される行政運営の確立に取り組むこととしており、また(2)の後段になりますけれども、有効な機能と適正な事務が確保されるように、不断の把握と見直しに努めることとしております。

次に、2の(1)の対象事務につきましては、必須である財務に関する事務に加えまして、知事が認める適正な管理及び執行を確保する必要のある事務といたします。

(2)の目的・取り組みにつきましては、効率的かつ効果的な事務の執行など、①から④の4つの視点で進めてまいります。

16ページをお開きください。

3の推進体制ですが、(1)の内部統制推進会議を設置しまして、全庁的な整備及び運用に関する取り組みを推進することとしており、②のとおり、職員への周知や理解を進め、意識醸成の促進を図ってまいります。

次に、(2)の評価部局につきましては、32年度以降になりますが、内部統制の整備及び運用状況に関する評価を行いまして、評価報告書を作成します。

(3)の各所属における取り組みですが、職員一人一人が実施する業務の中に、内部統制の取り組みを取り入れますとともに、各所属に内部統制を推進する責任者として内部統制推進員を置き、必要に応じてこれを補佐する内部統制担当者を指名いたします。

実際の各所属の業務におきましては、実にさまざまな形で、不祥事や事務処理ミス等の原因であるリスクへの対応策等が行われており、既に一定の内部統制というものが存在しているところですが、改めて、既存の取り組みも含めて業務上のリスクを洗い出し、分析・評価を行い、対応策や業務手順等の見直しなどを行うことで、リスク発生の未然防止に努めてまいります。

(4)の監査委員との連携や、(5)の知事部局以外の事務に関する内部統制の推進も、あわせて取り組んでまいります。

最後に、お手数ですが、14ページにお戻りく

ださい。

下のほうの2の内部統制の推進体制ですが、ただいま、説明した内容をイメージ図にしてお示ししております。

今後は、この方針に基づきまして、内部統制の体制整備に取り組み、平成32年度からの制度導入に向けまして、準備を進めてまいります。

説明は以上でございます。

○横山財産総合管理課長 常任委員会資料17ページをお開きください。

県の行政機関庁舎における受動喫煙防止対策についてであります。

県庁舎における受動喫煙対策につきましては、健康増進法に基づきまして、かねてから指定された場所以外での喫煙を禁止し、分煙の徹底を図っているところでございますけれども、1の概要にございますように、健康増進法の一部を改正する法律が平成30年7月25日に公布されまして、望まない受動喫煙の防止を図るため、地方自治体の行政機関庁舎など多数の者が利用する施設において講ずべき措置が定められたところでございます。

改正法によりまして、第一種施設に区分されます行政機関庁舎につきましては、施行期日の7月1日をもちまして、(1)措置内容にありますとおり、屋内、屋外を含める敷地内が禁煙となります。

ただし、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に特定屋外喫煙場所として喫煙場所を設置することができるようになります。

次に、県庁舎等におきます喫煙場所の現状についてでございます。

議会棟を除きます県庁舎などの喫煙場所は165カ所ございまして、その内訳は屋内7カ所、本

庁舎が4、日南・小林総合庁舎が各1、企業局各1、それから屋外158カ所となっております。

次に、今後の県の庁舎におきます受動喫煙防止対策についてであります。

3、対策にありますとおり、まず屋内につきましては、改正法の施行を待たずに、3月末をもって7カ所の屋内喫煙場所を廃止することといたします。

屋外につきましては、庁舎内及び敷地内を完全禁煙とした場合、職員が勤務時間中に敷地外に出て喫煙することで生じる服務上の問題や近隣とのトラブル防止、また来庁者への配慮などから、喫煙場所を残すことといたしました。

具体的には、まず、①にありますように、4月から6月までの間は、特定屋外喫煙場所の候補となる箇所に喫煙場所を試行的に設置して、利用状況等を検証いたします。そして、②にありますように、検証結果を踏まえまして、国のガイドラインにのっとり必要な措置を講じた上で、7月から特定屋外喫煙場所とする予定であります。

説明は以上でございます。

○楠田防災拠点庁舎整備室長 防災拠点庁舎整備室でございます。

常任委員会資料の18ページをごらんください。

防災拠点庁舎建設工事の進捗状況等について御報告いたします。

まず、1の建設工事の進捗状況であります。

(1)進捗状況については、1月末時点で、右側の写真にありますとおり、地下掘削工事が完了しまして、地下部分の基礎など躯体工事を施工中で、工事進捗率は、請負金額ベースで約22%となっております。

次に、(2)の今後の工事予定であります、一番上の段、防災拠点庁舎建設工事につきまし

ては、地下や免震躯体の工事の後、7月中旬ごろから鉄骨など地上部分の工事が始まり、2019年度末に完成する予定であります。

その下の関連工事であります5号館改修や外構・南庭園工事につきましては、2020年の7月ごろの完成予定となっております。

次に、2の免震オイルダンパーについてであります。

防災拠点庁舎に使用する予定の免震オイルダンパーにつきましては、昨年10月に発注先である株式会社川金コアテックにおいて、検査データの改ざんが発覚したところでございますが、

(1) 機能・安全性の確保にありますように、国土交通省の指示による第三者機関検査に加えまして、県、設計・監理者立ち会いのもとで、工事受注者による全数検査を納入前に行い、安全確保を図ることとしております。

(2) の納入予定であります。本年8月ごろで、米印にありますように、約3カ月おくれとなりますが、工期への影響は生じない見込みであります。

最後に、3のその他についてであります。

まず、(1) の南庭園の改修であります。災害などの際に防災拠点庁舎などと一体的に機能するよう、既存の巨樹や松などを極力残しながら、芝生を中心とした広場に改修することとしております。

次に、(2) のコンビニ事業者の選定ですが、公募型プロポーザル方式により、株式会社ローソンを選定したところです。今後、設置・運営に係る協議等を進めていくこととしております。

最後になりますが、(3) の庁舎外観であります。

申しわけありませんが、右側のA3の別添資

料、外観説明資料をごらんください。

また、皆様の前に職員がボードを掲げておりますので、あわせてごらんください。

中央にありますのが、北東面、南西面の外観でございます。

周りにありますのが、外壁パネル、CLT耐震壁など主要な部位の実物の色見本でございます。

庁舎の色は、左上の色彩コンセプトにありますように、安心・安全のイメージを演出する重厚感のあるグレー系としております。

説明については以上でございます。

○高林危機管理局長 新燃岳の噴火警戒レベル引き上げについてでございます。

委員会資料の19ページをごらんください。

1の新燃岳の噴火警戒レベルにつきましては、平成31年2月25日午後2時、福岡管区气象台及び鹿児島地方气象台が、新燃岳の噴火警戒レベルをレベル1からレベル2に引き上げました。

新燃岳の噴火警戒レベルにつきましては、これまでの主な経緯に記載しておりますが、昨年11月中旬ごろから新燃岳火口直下を震源とする火山性地震が少なくなり、傾斜計では山体膨張を示す変化も認められないことなどから、ことし1月18日には、レベル2からレベル1に引き下げられ、警報が解除されたところでございます。

今回の噴火警戒レベル引き上げに係る气象台の主な発表内容につきましては、火山活動の状況及び予報警報事項に記載しておりますが、新燃岳では、25日14時までの24時間で火山性地震が20回以上発生し、火山活動の高まりが認められることから、噴火警戒レベルを1から2に引き上げたとのことでございます。

また、噴火により飛散する大きな噴石が新燃

岳火口から2キロまで、火砕流がおおむね1キロまで達する可能性があるため、新燃岳火口からおおむね2キロの範囲では警戒が必要とされております。

次に、2の登山道の規制についてでございます。

次のページの20ページをごらんいただきたいと思っております。

霧島山の規制図でございます。

小林市が管理しております大幡山、図の真ん中あたりの新燃岳と書いてあるところの右上になります。そこからその左側の獅子戸岳までの登山道につきましては、ことし*1月8日のレベル1への引き下げによりまして規制が解除されましたが、今回の噴火警戒レベル引き上げにより、再度、立ち入り規制となったところでございます。

なお、その他の登山道につきましては、これまでの立ち入り規制が継続されております。

19ページに戻っていただきまして、一番下の3、その他に記載しておりますとおり、県では2月25日に情報連絡本部を設置し、随時、火山活動に関する情報収集等を行っているところでございます。

なお、硫黄山につきましては、火山活動がやや高まった状態が継続しており、噴火警戒レベル2、警戒範囲おおむね1キロの範囲からの変更はございません。

説明は以上でございます。

○室屋消防保安課長 消防保安課でございます。

まず、委員会資料の21ページをごらんください。

その他報告事項の宮崎縣市町村消防広域化推進計画の策定について御説明いたします。

1の策定の理由につきましては、そもそも消

防の広域化と申しますのは、少子高齢化社会の到来に伴い、市町村の消防力を維持するため、消防本部の大規模化等を国が進めているもので、本県の広域化推進計画は、消防組織法及び国の市町村の消防の広域化に関する基本指針に基づき策定されております。

その基本指針が昨年4月に一部改正され、広域化を推進する期間が、平成36年4月1日まで延長されましたことから、再策定を行うものであります。

2のこれまでの経緯としましては、平成18年に消防組織法が改正され、市町村の消防の広域化という章が新たに設けられ、広域化について規定されました。

これを受けまして、平成19年に、宮崎縣市町村消防広域化検討会が設置され、広域化推進計画の検討を始め、平成20年には、最初の推進計画が策定されました。その後の平成26年に現在の計画が策定されております。

また、平成27年には、広域化の成果としまして、それまで消防非常備だった西臼杵3町が常備化され、西臼杵広域行政事務組合消防本部が運用を開始しております。

次に、3の計画の概要等でございますが、(1)の計画の期間は、平成36年4月1日まで、(2)の計画の趣旨としましては、昨年4月の基本指針の改正により、消防の広域化のさらなる推進のほか、広域化につながるような消防の連携・協力の必要性が新たに示されましたことから、本県の現状に合った計画を策定するものであります。

次に、(3)の主な内容でございますが、①の消防の広域化につきましては、基本指針においては、市町村による自主的な広域化が求められ

※52ページに訂正発言あり

ており、本県においても将来的には県域一区の消防本部体制が望ましいと考えておりますが、現在のところ、一部非常備町村を除きまして広域化を希望している市町村がございませんので、広域化の対象となる市町村の組み合わせ及び重点地域の指定は、現段階では見合わせたいと考えております。

しかしながら、今後、広域化に向けた具体的な動きが生じた場合は、計画の変更を行うなど柔軟に対応したいと考えております。

②の消防の連携・協力につきましては、広域化の実現には時間を要するものと考えられますので、本県においては、県下消防本部の希望を踏まえ、消防の連携・協力の実現のため、推進期限を目途に、県域一の消防指令業務の共同化を目指すことといたしました。

対象地域を県下全市町村としまして、消防非常備町村も含めて協議していきたいと考えております。

最後に、今後の予定でございますが、3月中旬に開催を予定しております、関係市町村長、各消防長、県等を構成員とします宮崎縣市町村消防広域化検討会において協議、検討を行い、決定したいと考えております。

なお、計画案の詳細につきましては、別冊としてお配りしております宮崎縣市町村消防広域化推進計画案のとおりであります。

続きまして、1枚めくっていただきまして、委員会資料の22ページをごらんください。

その他報告事項のみやぎき消防団の日(仮称)の制定について、御説明いたします。

1の趣旨としましては、地域防災のかなめとして、日ごろから地域の安全を確保するために活動していただいている消防団に対しまして、感謝の気持ちをあらわし、消防団員の士気高揚

と消防団員への加入促進を図るというものです。

2のみやぎき消防団の日にありますとおり、毎年3月の宮崎県消防大会開催日、原則としまして第3土曜日を、みやぎき消防団の日としたいと考えております。

3、4、5と続きまして、制定主体は県と公益財団法人宮崎県消防協会、協力団体としまして、市町村。活動内容としましては、優良消防団の表彰や、新聞広告掲載等の広報啓発活動、作文やポスターコンクール優良作品に対する表彰などを行いたいと考えております。

6、その他としまして、今年度の消防大会におきましては、採択のみを行いまして、来年度から広報等を実施したいと考えております。

次に、23ページをごらんください。防災消防ヘリコプター相互応援協定の締結につきまして、御報告いたします。

まず、1の趣旨につきましては、現在、本県を初め熊本県、大分県及び鹿児島県の各県では、防災ヘリをそれぞれ1機保有しておりますが、定期点検等による運休期間や緊急事案が重なった場合に備えて、各県が相互補完するために、相互応援協定4県協定を締結しております。

この協定に新たに長崎県が加入するものであります。

次に、2のこれまでの経緯につきましては、平成17年2月に、本県の防災ヘリが運行を開始し、平成17年11月に、熊本県、大分県及び本県で、3県相互応援協定を締結しまして、平成24年10月に鹿児島県が加わり、現在の4県協定となっております。

平成29年9月に、長崎県から加入の申し出があり、各県協議の結果、5県相互応援協定として新たに締結することとなりました。

次に、3の応援協定(案)の内容につきまし

では、現在の協定に長崎県が加入するだけでありまして、協定の内容は現在の応援協定と変更はございません。

概要を御説明しますと、(1)の応援要請についてのとおりに、運休によりヘリが出動できない場合や、林野火災等の重要かつ緊急な事案で他県ヘリの応援が必要と判断される場合に要請することができます。

(2)の応援出動につきましては、要請を受けた県は支障のない限り出動しますが、応援県で緊急事案が発生した場合は、出動していない残りの県が対応することとなります。

(3)の経費の負担ですが、応援に要する経費のうち、職員の給与や旅費、消耗品等の通常経費は応援側の負担となりますが、ヘリの燃料費は要請側の負担となります。

なお、4の今後の予定としまして、協定を平成31年3月中に締結し、運用開始は4月1日となる予定であります。

説明は以上であります。

○高林危機管理局長 1つおわびを申し上げます。

先ほど新燃岳の噴火警戒レベル引き上げについてということで、19ページで御説明いたしました。その中の2の登山道の規制についてというところで、大幡山から獅子戸岳までの登山道につきまして、ことし1月8日のレベル1への引き下げにより規制が解除されましたと説明いたしましたが、正しくは1月18日の誤りでしたので、訂正しておわび申し上げます。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。その他報告事項につきまして、質疑ありませんか。

○右松委員 22ページのみやざき消防団の日ですが、ありがたく思っております。私も現役の

消防団員でございますので。

それで、協力団体、市町村ということで、恐らく市町村で一斉にPR活動を実施することで、消防団の魅力とか、それから重要性といたしましうか、そういったのをスケールメリットを生かしながら発信をして、やはり加入促進につなげていくところが大事なかなと考えているところでございますが、来年度から広報等を実施するというので、ある程度予算的なものも、広報等にかかるということであれば必要になってくるのかなと思っているんですが、そのあたりはどういうふうに考えていらっしゃるのか。市町村との役割分担とか、その辺も含めてちょっと教えてもらいたいと思います。

○室屋消防保安課長 このみやざき消防団の日に係る予算につきましては、現在、当初で考えております予算の範囲内で実施することとしております。

現在、広報啓発等に使う予定の予算の中で、この消防団の日をアピールするという形を考えております。

○右松委員 具体的に、その全体事業費支出という形でしょうか。その中から広報にかかるお金を捻出するという考えでしょうか。

○室屋消防保安課長 そのとおりでございます。

○右松委員 わかりました。ぜひ、我々現役の消防団も何か手伝えることがあったら手伝いますし、県消防協会も入っていらっしゃるみたいですので、県議会にも私たち現役とかOBも結構いますので、またいろんな形で協力させていただければなと思っています。

それから、もう一点、23ページの防災消防ヘリ「あおぞら」の件ですが、出動回数が恐らく発足当時は40件ぐらいだったと思うんですけれども、今、160とか、170とか、そのぐらいまで

結構出動回数がふえているのかなと思っています。

その中で、隣県との応援協定というのは非常にいい取り組みだと思っています、私は詳しくはわかりませんが、こちらから他県に応援要請をされたりとか、あるいは、逆に応援要請いただいたりとか、そういったことは実際にあるのかどうか、そこをちょっと教えてください。

○室屋消防保安課長 相互応援協定に基づく応援の要請と、こちらからの応援の件数につきましては、平成29年度が本県が受けた応援が19件、他県への応援が10件、平成30年度、これは2月24日現在でございますが、他県からの応援を受けたものが12件、応援したものが5件となっております。

○右松委員 わかりました。件数的には、この件数はお互いに協力関係ができていくということですので、ぜひ緊急時とか今後も対応を進めていただくといいかなと思います。わかりました。ありがとうございます。

○武田委員 受動喫煙防止対策についてちょっとお伺いをしたいんですけども、たばこを吸われる方も大変だなと思っているんですけど、今回のその特定屋外喫煙場所の候補となる箇所が、大体どれくらいを予定されているのか、わかれば教えてください。

○横山財産総管理課長 先ほど申し上げましたけれども、現状として屋外に158カ所ございますが、これが全て特定屋外喫煙場所としてふさわしいのかどうか、これがわかりません。と申しますのが、特定屋外喫煙場所につきましては、要件が3つほどありまして、まず1つが、喫煙をすることができる場所として区画がされていること。この区画というのは壁をつくる必要はないんですけども、外部からここが特定屋外

喫煙場所だとわかるようにすること。それから、2つ目が標識をつけること。これはつければすぐできることなんです。3つ目に、通常立ち入らない場所に設置することというのがございますので、今、出先庁舎においては、外ではありますけれども、出入口の横であったりとかというところがございまして、そういったところが多分この158カ所から外れてくると思います。

それで、どれぐらいの数になるかということですけども、今のところまだ見当がつかないところでありまして。

ただ、本庁域につきましては、大体庁舎の屋上を中心に考えているところでありまして。あと、平場で人の立ち入らない場所を今物色しているところでありまして。

○武田委員 病院であるとか、保育園、小学校、中学校等は、屋外でもだめですよというのは、前からずっとあるんですが、今言われたように、校門とかの入り口とか、道路に面したところで、若いお父さんたちが座ってたばこを吸っている姿を、運動会とか参観日になるとよく見るんです。やはりちょっと見た目が悪いので、敷地内でもしっかりしたところがあればいいし、ただ、外から見えるところで、20人も30人もたばこを吸っている姿を県民の皆さんに見られるのも、またちょっとあれでしょうから、この158という数は大分減るとは思うんですけど、しっかりとそこらあたりを。たばこを吸われる方はしょうがないので、その方にも配慮した形で、また来庁者の方とかにも、ある程度わかりやすすくないと、来庁者の方も喫煙場所を探しに右往左往するということもありますので、そこあたりをしっかりと対応していただきたいなと思っています。

○井本委員 じゃから、先生たちが外で、校門

のところ、こうやってずっと、何か悪さでもしたんじゃないかというので、教育者としてはやっぱりみっともないから、むしろああいうところこそ先にやってやらないかんのじゃないかという気がするんだけど。どうかな。

○横山財産総合管理課長 学校については、ほとんどのところが、もう今既に敷地内禁煙になっておりますので、恐らく、それで外に出て吸われているのではないかと思います。これは学校の施設管理者がそれぞれ判断されることになると思いますが、それを中にあえてつくるのかどうかについては、また教育委員会のほうで考えていただきたいと思っております。

○前屋敷委員 受動喫煙は、御承知のように、吸う方より吸わない人に影響が及ぶということで、法律も含めてこういうことになったわけで。壁が要らないということは、オープンで、場所さえ特定すればと、今条件を言われたんですが、そこならオーケーという最低限の規制なんでしょうけれども。吸われる方にとっては過酷なことなんでしょうけれども、しかし、吸わないものにとっては、どれだけ被害が及ぶかということも含めて、やっぱり、社会的な問題も含めて、社会全体で意識の啓発といいますか、そういうこともあわせてしていかないと、いろんな規制をもって吸えるところをつくっていくというだけにとどまらず、やっぱり意識の改革というか、そういったものもあわせて進めていくことが大事じゃないかなと思うので、そういう考慮も入れて取り組んでいただきたいと思っております。

○緒嶋委員 この内部統制に関することだけでも、これはもう法律に基づくものじゃから必要じゃけれども、これは出先を含めて、こういう形にするわけですか。

○田村行政改革推進室長 内部統制については、

県全体で取り組むということで、これから職員一人一人の業務の中に取り込まれるような形になってまいります。

○緒嶋委員 これがあんまり強くなると、メンタル的にかえって。今でも相当メンタル的にまわっている人がかなりおるという話だけでも、そのあたりのことはどう配慮するわけですか。

○田村行政改革推進室長 おっしゃるように、既に企業のほうでは内部統制というのは導入されているんですけども、その結果を踏まえまして、やはり地方自治体での導入に当たっては、過度の取り組みにはならないようにするということが1つ。あと、そういうリスクはある程度分類して、特に重要なものについて取り組むというふうなことは、国からも助言等を受けているところでございます。

また、1つは、まずは取り組みを始めてみないと、内部統制というのはなかなか職員に浸透していかないもんですから、それはこれからまた1年かけてしっかり周知を進めていきたいと考えております。

○緒嶋委員 組織としては、当然やらにゃいかんことやけれども、そこ辺のバランスというか、職員がかえってそういうことで萎縮してしまうとか、メンタル的なことまで含めて影響が出るということであれば、バランスをどうとるのが難しいんじゃないかなという気がします。事務の効率とかいろいろ考えたら、これを適正にやることは間違いじゃないけれども、そのバランスというか、そこ辺を十分考えながらやる必要があると思っておりますので、そこ辺は留意していただきたいなと思うんですけども、どうですか。

○田村行政改革推進室長 ただいま委員がおっしゃっていたとおりの話が、実は先日、庁議の

場でも、職員への過度な負担の禁止ということで、内部統制に関する一連の業務を行うに当たっては、職員に必要以上の負担を強いることがないように配慮するというのを協議の中で決定しておりますので、おっしゃったような形で進めてまいりたいと考えております。

○井本委員 これは、何で急にこんなものが出てきたんですか。何かあったんですか。事件か何かあったということなんですか。

○田村行政改革推進室長 今回は、もともと地方制度調査会という国の調査研究会の答申の中で、今後、人口減少社会の中で、業務も多様化しますし、いろんな社会的ニーズも高まってくると。そんな中で、自治体事務の適正性の確保の要請が高まっていくと。そういうことで、既に民間に導入している内部統制の取り組みを、自治体にも導入すべきではないかという答申が行われまして、それに基づいて、平成29年に地方自治法が改正されて、導入が決まったものがございます。

もともと、ちょうど本県でありました不適正な事務処理とか、そういった過去の自治体等における不適正な取り扱い等も踏まえた上での議論がずっとこれまで行われてきて、内部統制導入というのが決まったところでございます。

○松村委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 その他報告事項についての質疑はないようですので、最後に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 ないようですので、それでは、以上をもって総務部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時1分休憩

午後3時7分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、当委員会に付託されました補正予算関連議案の説明を求めます。

○福嶋会計管理者 会計管理局でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

座らせていただいて、会計管理局の平成30年度2月補正予算につきまして、御説明をいたします。

お手元の歳出予算説明資料の393ページをお開きください。

会計管理局の補正額は、表の一番上の左から2列目の補正額の欄にありますとおり、2,849万9,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額につきましては、右から3列目の欄になりますが、5億5,963万7,000円となります。

それでは、次に、各課別の内訳について御説明をいたします。395ページをお開きください。

まず、会計課であります。左から2列目の補正額の欄にありますとおり、2,101万円の減額をお願いしております。この結果、会計課全体の補正後の予算額は、右から3列目の補正後の額の欄になりますが、4億4,579万6,000円となります。

その主な補正内容につきまして、御説明をいたします。397ページをお開きください。

一番左の列の上から5段目の(事項)職員費の1,060万円の減額であります。これは、職員の人事異動等に伴う職員費の減額による執行残であります。

次に、ページ中ほどの(事項)出納事務費の773万8,000円の減額であります。これは、財務会計

システムの改修委託料等の執行残であります。

最後になります、一番下の段の(事項)証紙収入事務費267万2,000円の減額であります。これは、収入証紙売りさばき人に対して支払います売りさばき手数料の執行残であります。

会計課については、以上でございます。

続きまして、物品管理調達課について御説明をいたします。399ページをお開きください。

左から2列目の補正額の欄にありますとおり、748万9,000円の減額をお願いしております。この結果、物品管理調達課全体の補正後の予算額は、右から3列目の補正後の額の欄になりますが、1億1,384万1,000円となります。

その主な補正内容につきまして御説明をいたします。401ページをお開きください。

一番左の列の上から5段目の(事項)職員費の177万円の増額であります。これは主に、職員の人事異動等に伴う職員費の増額であります。

次に、ページ中ほどの(事項)物品管理及び調達事務費136万3,000円の減額であります。これは、主に、物品調達システムで使用しておりますソフトウェアの賃借料の執行残であります。

最後になります、一番下の段の(事項)車両管理事務費789万6,000円の減額であります。これは、主に、県有車両の任意保険への加入などに要する経費の執行残であります。

物品管理調達課は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案について質疑はありませんか。

○井本委員 監査のときに、車両の管理を、あれを忘れてしもうて、そのときに事故やら起こしたりするというもんじゃから、リースにしたほうがいいんじゃないかと提案したんだけど、その話は進んでおるんですかね。

○川上物品調達管理課長 公用車のリースに関する件でございますけれども、平成29年度に御提言をいただきまして、当課及び関係諸課でリースについての検討をいたしておりました。先進事例がありますので、29年度に先進地の視察とかを経まして、いろいろ検討をいたしておりますけれども、公用車のリースの期間とか、現在使用しております公用車の使用期間、そういったものを総合的に判断しますと、やはりリースのほうが割高になるということがありまして。公用車が八百数十台あるんですけれども、全体的に見ますと、かなりの高額になることから、ある程度の公用車の削減とかが必要になってくるだろうということで、現在、多方面でいろいろ検討をしているところであります。

○松村委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 ないようですので、以上をもって会計管理局を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時13分休憩

午後3時14分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました補正予算関連議案の説明を求めます。

○佐野総務課長 本日、人事委員会事務局長の原田が病休のために欠席をさせていただいておりますので、私のほうで、平成30年度2月補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の479ページをお開きください。

表の左から2列目の補正額の欄でございますが、総額で633万2,000円の減額をお願いいたしております。この結果、補正後の予算総額は1億3,860万円となります。

次に、補正の主な事項について御説明いたします。483ページをお開きください。

まず、このページの中ほどにあります(事項)職員費の260万7,000円の減額補正であります。これは、人事異動に伴う所属職員の職員手当の執行残等の補正減であります。

次に、下から2段目の(事項)県職員採用試験及び任用研修調査費の93万8,000円の減額補正であります。これは、採用試験実施経費の執行残等に伴う減額補正であります。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 特にないようですので、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○佐野総務課長 お手元の委員会資料の表紙をおめくりください。平成31年度宮崎県職員採用試験制度の見直しについてであります。

1の背景についてであります。本県では、平成11年度から障がい者の法定雇用率を確保するため、身体障がい者を対象とする選考試験を実施しております。

この選考試験の受験資格の中に、「自力による通勤ができ、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能な者」と規定されていること、また、選考の対象を身体障がい者に限定していることにつきまして、先般、国のほうから、障害者雇用促進法の趣旨に反するとの見解が示されたところでもあります。

また、警察官採用試験につきましては、児童虐待など、近年の犯罪情勢の変化に的確に対応する人材が必要であり、また、民間の採用意欲の高まりなどによる受験者の減少に歯どめがかからない状況となっていることから、新たな人材確保対策が求められております。

これらのことを踏まえまして、2の見直し内容にありますとおり、(1)の障がい者を対象とする職員採用選考試験では、その対象者に知的障がい者及び精神障がい者を加えるとともに、「自力による通勤ができ、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能な者」とする受験資格を撤廃いたします。

また、(2)の警察官採用試験では、受験資格年齢を現在の「30歳未満」から「35歳未満」に引き上げることといたします。

3の実施時期につきましては、障がい者を対象とする職員採用選考試験及び警察官採用試験ともに、平成31年度の試験から実施することとしております。

人事委員会としましては、今後とも、このような試験制度の見直しを初め、関係部局との情報共有や連携を一層強化しながら、県職員の仕事の魅力ややりがいを積極的に発信していくことにより、県の将来を担う優秀な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、お手元に来年度の県職員採用案内パンフレットをお配りしております。これを県内外の大学や高校等に送付するとともに、大学等での説明会などでも活用してまいります。

説明は以上でございます。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。その他報告事項についての質疑はありませんか。

○緒嶋委員 障がい者の各職場での法定雇用率

達成の関係は、今どういう状態になっているわけですか。

○佐野総務課長 現在の法定雇用率は、国・地方公共団体は2.5%となっております。法定雇用率の管理は、任命権者のほうで行っておりますけれども、平成30年6月時点の状況としましては、病院局と警察本部を除き、法定雇用率を達成していると聞いております。

○緒嶋委員 達成していない警察、病院局の障がい者の今後の採用計画は、人事委員会ではわからんわけですか。

○佐野総務課長 警察本部の採用試験につきましては、人事委員会を実施をしているところでもありますけれども、法定雇用率の管理は警察本部でやっておられますので、そういうことを踏まえた上での今後の採用になっていくと考えております。

○緒嶋委員 そういうことについて、人事委員会として、県警や病院局に何か指導というか、勧告とか、そういうことをやるところまでの権限はないわけですか。

○佐野総務課長 そこまでのことはやっておりません。

○緒嶋委員 しかし、やはりそれを達成するというのは法的に決められているわけだから、人事委員会から言わなくても、向こうのほうで自主的にやらないといかんわけですが、そのあたりは、十分連携というか、向こうに対する指導というか、どう考えておるかぐらいは言えるんじゃないですか。それも言えないわけですか。

○佐野総務課長 この選考試験につきましては、任命権者からの請求に基づきまして、人事委員会を実施をしておるところなんですけれども、採用をする側と、そういうことにつきましても、人事委員会としましても連携はとって対応して

まいりたいと考えております。

○緒嶋委員 これはもう誰が考えても、それぞれの立場でやらないといかんわけです。だから、ぜひそこ辺は早く達成するのが、一つの義務でもあるわけだから、それを達成するように連携をとる必要があると思いますので、よろしくお願いします。

○右松委員 参考までにちょっとお聞きしたいんですけども、専門職はちょっとあれでしょうから、一般行政と一般事務の採用試験で、採用になった人の倍率といいましようか。30年度とことしはもう既に決まっているんでしょうか、31年度の倍率を教えてくださいとありがたいなと思って。

○佐野総務課長 お手元にパンフレットをお配りをしておるんですけども、その11ページを見ていただきたいのですが。この一般行政が、受験者が261名、合格者が60名で、4.4倍となっております。

そして、高校卒業程度、一般事務でございますけれども、こちらが、受験者208名、合格者30名で、6.9倍となっております。

○右松委員 今、売り手市場でいろいろやっていますけれども、受験者数とかどうでしょうか。推移といいましようか、去年と比較をして。

○佐野総務課長 大学卒業程度の採用試験の近年の状況で申しますと、受験者につきまして、平成27年度までは700名から800名で推移をしておりましたが、28年度が578名となり、29年度が539名となり、今年度が417名となりまして、減少をしてきております。

この結果、最終の倍率も、採用数との関係はありますけれども、27年度が5.9倍、28年度が4.7倍、29年度が3.9倍、そして、今年度が3.5倍と、下がってきているところがございます。

○右松委員 わかりました。ありがとうございました。

○前屋敷委員 今回の制度の見直しについて、
どういうふうな形で周知徹底といたしますか、お
知らせをしていくことになるんですか。

○佐野総務課長 今回の試験の見直しについて
は、せんだって記者クラブ投げ込み等も行った
ところでございますが、細かいことは、このパ
ンフレットの最後のページでございます。12ペ
ージでございますけれども、ここに試験案内の
開始日というのがございまして、例えば、障が
い者を対象とする職員採用選考試験であります
と、8月1日に試験案内を交付をするんですけ
れども、ここで配布いたしますので、そこで詳
細が明らかになることとなります。

○前屋敷委員 より多く受験していただくとい
う点では、広く、そういう条件が緩和といいま
すか、整ったということをやっぴりお知らせし
ていかないといかんから、よろしくお願いま
す。

○佐野総務課長 この情報につきましては、県
庁のホームページでも掲載しまして、お知らせ
をしているところでございます。

○松村委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 その他報告事項については終わ
ります。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 以上をもって人事委員会事務局
を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさま
でした。

暫時休憩いたします。

午後3時28分休憩

午後3時29分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました補正予算関連議案
の説明を求めます。

○郡司監査事務局長 監査事務局の平成30年度
2月補正予算につきまして、御説明いたします。

歳出予算説明資料の監査事務局のインデック
スのあります473ページをお開きください。

表の一番上の補正額の欄でございますが、総
額で418万7,000円の増額であります。この結果、
補正後の予算総額は2億1,454万1,000円とな
ります。

次に、補正の主な内容について御説明をいた
します。477ページをお開きください。

4段目の(目)委員費につきましては、109
万4,000円の減額補正でございます。その内訳と
いたしまして、(事項)委員報酬が48万4,000円
の減額、(事項)運営費が61万円の減額で、い
ずれも執行残に伴うものでございます。

次に、中段よりやや下でございますが、(目)
事務局費につきましては、528万1,000円の増額
補正でございます。

その内訳は、(事項)職員費が649万1,000円の
増額、これは所要見込額の増に伴うものでござ
います。(事項)運営費が121万円の減額で、執
行残に伴うものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よ
ろしくお願いたします。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしまし
た。議案について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 ないようですので、その他で何
かありませんか。

○蓬原委員 今、その他ですからね。いろいろ
監査があっていると思うんですが、その監査指

摘事項の中で、何かトピック的なのというか、何が一番大きな指摘課題か、今もしあれば。

○**郡司監査事務局長** トピックスというのはないんですけども、やっぱり例年頻発しているのが、事務処理のおくれ。要するに予算執行、あるいは契約の事務のおくれ、こういったものが目立っておりまして、これにつきましては、常々注意喚起をしておるところでございます。

○**松村委員長** ほか、ありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**松村委員長** ないようですので、以上をもって監査事務局を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時32分休憩

午後3時33分再開

○**松村委員長** 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました補正予算関連議案の説明を求めます。

○**片寄議会事務局長** 議会事務局の平成30年度2月補正予算につきまして、御説明いたします。お手元の歳出予算説明資料の1ページをお開きください。

左から2列目の補正額の欄でございますが、2,876万7,000円の減額補正をお願いしております。

補正後の予算額につきましては、右から3列目の補正後の額の欄でございますが、11億95万7,000円となります。

補正予算の内容について御説明いたします。5ページをお開きください。

まず、上から4段目の(目)議会費でございますが、974万9,000円の減額でございます。主

なものとしたしましては、1つ下の段、(事項)本会議運営費の321万円の減額でございます。これは、本会議開催に伴う応招旅費や、議会運営委員会調査旅費などの執行残でございます。

次に、その下の段、(事項)常任委員会運営費の184万円の減額でございます。これは常任委員会県内外調査旅費などの執行残でございます。

次に、一番下の段、(事項)議会一般運営費の402万9,000円の減額でございます。これは、主に、都道府県議会議員共済会及び全国議長会などの負担金額確定に伴う執行残でございます。

次に、一番下の段、(目)事務局費でございますが、1,901万8,000円の減額でございます。

その主なものについて御説明いたします。

6ページをお開きください。

まず、一番上の段の(事項)職員費の481万2,000円の減額でございます。これは、事務局職員の給与及び職員手当等並びに共済費の確定に伴う人件費の執行残でございます。

次に、一番下の段の(事項)議会一般運営費の1,234万6,000円の減額でございます。これは、主に、本会議・委員会反訳業務などに係る委託料及び議会棟空調機更新工事や議会棟などの緊急補修に要する工事請負費等の執行残でございます。

説明は以上でございます。

○**松村委員長** 説明が終了いたしました。議案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**松村委員長** それでは、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**松村委員長** それでは、以上をもって議会事務局を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 3 時38分休憩

午後 3 時41分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

あしたの日程についてですが、午前10時から総務部の当初予算関連議案等の審査を行うことといたします。あすからまた過密スケジュールで忙しくなりますけれども、よろしく願いいたします。

本日は、以上で終了いたします。

午後 3 時41分散会

平成31年 3 月 7 日 (木曜日)

午前 9 時59分再開

出席委員 (8 人)

委 員 長	松 村 悟 郎
副 委 員 長	田 口 雄 二
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	蓬 原 正 三
委 員	井 本 英 雄
委 員	右 松 隆 央
委 員	前屋敷 恵 美
委 員	武 田 浩 一

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

総務部

総 務 部 長	畑 山 栄 介
危機管理統括監	田 中 保 通
総 務 部 次 長 (総務・市町村担当)	吉 村 久 人
総 務 部 次 長 (財 務 担 当)	大 西 祐 二
危 機 管 理 局 長 兼 危 機 管 理 課 長	高 林 宏 一
部 参 事 兼 総 務 課 長	丸 田 勉
人 事 課 長	河 野 譲 二
行 政 改 革 推 進 室 長	田 村 伸 夫
財 政 課 長	吉 村 達 也
財 政 総 合 管 理 課 長	横 山 直 樹
防 災 拠 点 庁 舎 整 備 室 長	楠 田 孝 蔵
税 務 課 長	棧 亮 介
市 町 村 課 長	日 高 幹 夫
総 務 事 務 セ ン タ ー 課 長	佐 藤 領 子
消 防 保 安 課 長	室 屋 利 春

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	弓 削 知 宏
総 務 課 主 事	浜 砂 貴 裕

○松村委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託された議案等の概要説明をお願いいたします。

○畑山総務部長 おはようございます。それでは、本日御審議いただきます議案等につきまして、お手元に配付の総務政策常任委員会資料(当初)という資料がありますけれども、これに基づいて御説明をいたします。

おめくりいただきまして、まず目次をごらんください。

1の予算議案でございますが、今議会に提出しております一般会計当初予算、この詳細につきましては、後ほど御説明を申し上げます。

次に、2の特別議案につきましては、使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例など4件を提出しております。

3のその他報告事項につきましては、ここに記載の平成31年度組織改正案についてなど、2件について御報告をさせていただきます。

それでは、本日御審議いただきます議案等につきまして、まず31年度当初予算の概要でございますが、資料の1ページから17ページで御説明をいたします。

これにつきましては、別途配付しております冊子、平成31年度当初予算案の概要の冒頭部分を抜粋したものと掲載しております。

それでは、1ページをごらんください。まずは予算額でございます。平成31年度の一般会計の当初予算額は、5,955億2,000万円で、対前年度比137億3,000万円、2.4%の増でございます。

次に、予算編成の基本的な考え方でございますけれども、31年度当初予算は、優先度の高い施策の構築及び後年度負担の軽減を基本方針に、骨格予算として編成をしておりますけれども、国の31年度当初予算案が、10月1日からの消費税率引き上げを踏まえ、経済への影響を考慮した編成となっていること。また、本県経済等への影響も勘案しまして、年間を通して必要となる経費を計上した「骨太の骨格予算」として編成をしたところでございます。

さらに、現在策定中であります新たなアクションプランの実現に向けた施策につきましては、6月補正予算において追加計上する予定としております。

また、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が、今年度から3か年で集中的に実施されますことから、県においても、30年度2月補正予算と合わせて必要額を計上し、防災・減災、社会基盤の強靱化に積極的に取り組むこととしております。

2ページをお開きください。一般会計、15の特別会計及び4つの公営企業会計の予算規模につきましては、2ページの上段のほうの予算規模の状況という表に記載のとおりとなっております。

また、一般会計の予算規模の推移を中段から下段にかけてのグラフや表でお示ししておりますけれども、2年連続の増額となっております。

3ページには、歳入予算の特徴を記載しております。自主財源比率につきましては、県税が対前年度増となったものの、国土強靱化対策に係る国庫支出金や県債など、依存財源の増により、全体としては2.0ポイント減の38.3%となっております。

4ページをお開きください。自主財源の状況

になりますけれども、この真ん中の表をごらんください。

まず、この中の県税でございまして、個人県民税や税率改正による地方消費税の増等によりまして、11億8,000万円増の1,001億5,000万円となっております。県税の予算額が1,000億円を超えるのは、国税から地方税の税源移譲が行われた平成19年度以来となります。

下から3段目の繰入金でございまして、括弧書きをしております財政関係2基金からの財源調整のための繰り入れが15億5,000万円減の185億3,000万円となったことなどによりまして、25億4,600万円減の269億5,200万円となっております。

ただし、6月補正予算の財源としまして、この財政関係2基金からの繰り入れがさらに必要となるものと考えておるところでございます。

5ページの財政関係2基金の残高の推移をごらんください。当初予算編成後の基金残高は、260億円になる見込みでございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開きください。

依存財源の状況になりますけれども、このうち7ページの上の表をごらんください。

まず、地方交付税でございまして、47億1,700万円増の1,820億500万円でございますけれども、臨時財政対策債が67億600万円減の174億4,600万円となりまして、この2つを合わせた実質的な地方交付税額は、19億8,900万円減の1,994億5,100万円となっております。

2つ目の表が県債の状況でございますが、括弧書きをしておりますのが、臨時財政対策債を除く発行額でございます。これは、国土強靱化対策等の増により、106億4,400万円、26.2%増の512億2,700万円となっております。

また、県債残高ですが、31年度末で94億6,900万円減の8,452億8,900万円となる見込みであります。括弧書きをしております臨時財政対策債を除いた残高につきましては、ここ数年、国の経済対策や、今回の国土強靱化対策等に積極的に対応していることから増加に転じまして、25億7,100万円増の4,828億8,900万円となる見込みでございます。

次に8ページ、9ページをお開きください。

款別の歳出予算の状況、各費目別の主な事業、増減要因を記載しております。

このうち、9ページで増減率の大きい費目を御説明を申し上げます。

まず、総務費でございますが、防災拠点庁舎整備事業費の増により13.4%の増、それから中ほどでございます土木費、これが国土強靱化対策等に係る公共事業費の増により19.6%の増となっております。

一方、その土木費の上の商工費でございますが、これにつきましては、今年度、この30年度の予算が、日機装への貸付金や観光みやざきみらい創造基金の設置等で大幅増となっていることもありまして、31年度は11.1%の減となっております。

次に、10ページ、11ページをお開きください。

性質別の歳出予算の状況になります。

11ページをごらんください。

まず、義務的経費ですが、人件費及び公債費の減により、21億9,800万円減の2,457億8,700万円となっております。

次に、②の投資的経費ですけれども、国土強靱化対策や防災拠点庁舎整備など、普通建設事業費の増によりまして、182億2,900万円増の1,241億1,500万円となっております。

なお、米印で欄外に記載しておりますが、公

共事業費は129億3,500万円、14.7%増の1,007億6,600万円となっております。

次に、③その他一般行政経費ですが、地方消費税清算金や幼児教育無償化に係る教育・保育給付費等の増によりまして、補助費等については増となっておりますが、一方で基金積立金や貸付金の減等によりまして、トータルでは23億円減の2,256億1,800万円となっております。

続きまして、12ページには、特別会計及び公営企業会計についてまとめて記載をしております。特別会計は、この表にありますとおり、このうちの公債管理特別会計、それから国民健康保険特別会計の増等によりまして、156億6,100万円増の2,368億6,200万円となっております。

その下(5)の公営企業会計ですが、電気事業会計の減等によりまして、1億1,500万円減の499億800万円となっております。

次に、13ページでございますが、これ以降で予算のポイントを整理しております。

まず、「防災・減災、国土強靱化対策」でございますが、国は、昨年12月に閣議決定しました「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、特に緊急に実施する必要がある重要インフラ等の整備を今年度から3年間で集中的に実施することとしており、1の(3)に記載しておりますが、平成31年度予算として1兆3,475億円を計上しております。

国のこの動きを踏まえまして、2の県の取組にありますとおり、31年度当初予算において170億9,200万円、またページの一番下の参考にありますとおり、今年度の2月補正予算におきましても、119億6,300万円の公共事業費等を計上し、県においても、道路や河川、治山事業などの防災・減災対策に集中的に取り組んでいくこととしております。

14ページをお開きください。

「森林環境譲与税充当予定事業」であります。

国において、地球温暖化や災害の防止など、公益的機能を有する森林の整備のための費用を国民が広く負担する仕組みとして、いずれも仮称ではありますが、森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、このうち平成31年度から、先行して森林環境譲与税が地方に譲与されます。

31年度は1億800万円の歳入が見込まれており、県では、手入れが行き届かない森林の経営管理主体となる市町村への支援や担い手育成、県産材の利用拡大に係る事業の財源として活用することとしております。

15ページは、観光みやざき未来創造基金事業でございます。

ゴールデン・スポーツイヤーズ本番を迎え、国内外の代表合宿等の受け入れ体制の充実や、インバウンド対策に集中的に取り組むとともに、将来を見据え、観光みやざきとしての基盤整備をさらに進めていくために、25事業、4億6,300万円を計上しております。

16ページをお開きください。

社会保障関係費の状況になりますが、上段は、税率改正に伴う引き上げ分の地方消費税収と社会保障関係費についてまとめたものでございます。

税率引き上げに伴う地方消費税の増収分は、全て社会保障関係費の財源とされておりますが、平成31年度の増収額が88億円であるのに対しまして、社会保障関係費は、一般財源ベースでその10倍の898億円となっております。

下段のグラフでございますが、社会保障関係費と一般財源の推移を示しております。折れ線グラフの一般財源がほぼ横ばいで推移する中、棒グラフの社会保障関係費は、近年、毎年度10

数億円増加しているという状況が続いております。

17ページには、参考として国の予算及び地方財政計画を記載しております。31年度当初予算案の概要については、以上であります。

続きまして、資料の19ページをお開きください。

これは、総務部における31年度当初予算の各課別の集計表でございます。

今回お願いしております総務部の一般会計と特別会計を合わせた予算額は、表の一番下の欄にありますように、2,633億1,613万9,000円で、前年度当初予算額と比較しますと、8.0%の増となっております。

予算議案の概要につきましては、以上でございます。

なお、議案等の詳細につきましては、危機管理局長及び担当課（室）長が説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○**棧税務課長** 税務課でございます。それでは、地方消費税清算金及び県税収入の当初予算につきまして、御説明をさせていただきます。

委員会資料の4ページをお開きください。

まず、地方消費税清算金についてでございます。ページ中ほどの自主財源の状況の表の上から3段目、地方消費税清算金の欄をごらんください。

これは、本県を含めました全都道府県に国から払い込まれた地方消費税額を最終消費地により近づけるために、人口と消費に関連した基準によって各都道府県間において清算、配分するものでございます。

平成31年度の予算額は、424億7,583万8,000円を計上しております。平成30年度に比べまして

4億789万円の増、対前年度比増減率1%と見込んでおります。

この地方消費税清算金は、全国の地方消費税の動向に影響されますが、全国の地方消費税の税収見込みが前年比で約3.3%増加し、さらに御承知のとおり、本年10月から消費税の引き上げが予定されておりますことから、このような額として見込んでおります。

続きまして、県税収入予算につきまして御説明をいたします。

ページを飛びまして18ページをお開きください。

県税収入につきましては、経済動向や主要企業の業績見通し、平成30年度の税収状況及び税制改正等の影響を総合的に勘案いたしまして見込んだものでございます。

当初予算は、表の一番上の段、県税計の段の①の欄のとおり、1,001億5,000万円を計上したところであります。これは、前年度当初比欄に記載のとおり、平成30年度当初予算と比べますと、11億8,000万円の増、対前年度比101.2%となっております。

次に、主な税目の増減につきまして御説明いたします。

まず、県税計の下の段、個人県民税ですが、個人所得の増等によりまして、2億1,779万円余の増と見込んでおります。

次に、その5つ下の譲渡割地方消費税につきましては、本年10月からの消費税増税や還付金の額の増加が一段落したと見込まれますことから、12億3,090万円余の増と見込んでおります。

次に、その5つ下の自動車税と、一番下から4つ目の自動車取得税、いわゆる自動車二税に係る改正等につきまして若干御説明をさせていただきます。

自動車二税につきましては、*平成27年度税制改正におきまして、消費税率10%引き上げ時の改正が決定してございました。本年10月からそれぞれ廃止、導入されるものでございます。

具体的には、自動車二税は、現在の自動車を取得したときだけに納付する自動車取得税と、毎年4月1日時点の所有者が納付する自動車税、この表では、便宜上、旧自動車税と表記しておりますが、この組み合わせから排ガス規制の達成状況等を基準に、取得時に納付します自動車税環境性能割と、排気量等を基準におさめます自動車税種別割という組み合わせになるものでございます。

なお、この表の税目ごとの並びは、地方自治法施行規則に定める歳入歳出予算の区分に従っておりますことから、このような順番とさせていただきます。自動車二税の位置づけとしては、今御説明したとおりの状況となっております。

これら自動車二税の当初予算につきましては、自動車取得税が7億8,178万円余の減、旧自動車税が3億3,341万円余の減となっております。これは平成31年9月末で廃止となることによるものでございます。

10月から創設されます自動車税環境性能割が4億2,524万円余、自動車税種別割が1億2,297万円余の皆増と見込んでおるところでございます。

説明は以上でございます。よろしく御願いいたします。

○松村委員長 議案の概要説明及び歳入予算等の説明が終了いたしました。

ここまでのところで質疑はありませんか。

○右松委員 16ページ、社会保障関係費なんで

※68ページに訂正発言あり

すが、どうしても増加傾向にある中で、もうこれはいたし方ないことだと思うんですが、毎年度10数億円増加してきています。今後の見通しといいたいでしょうか、伸び率といいたいでしょうか、そういったところをどういうふうに分析といいたいでしょうか、考えておられるのか、教えてもらいたいと思います。

○吉村財政課長 社会保障費の将来推計につきましては、具体的な伸び率までは把握をしておりますませんが、宮崎県の場合は他県に先駆けて高齢化が非常に進んでおります。そのスピードも他県の平均に比べて大きくなっておりますので、引き続き、社会保障関係費につきましては、毎年度10億程度伸び続けるものと推計をしているところであります。

○右松委員 地方交付税等で、ある程度見てもらうといいんでしょうけれど、今後10億円も確実に伸び続けるということであれば、さらに圧迫してくるのは間違いありませんので、我々としても、しっかりこれは考えていかなければいけないなと思ったところでした。わかりました。

○緒嶋委員 今度、「骨太の骨格予算」という位置づけという説明もあったんですけども、6月に肉づけをするということであれば、6月の肉づけ予算はどのぐらいが考えられるわけですか。はっきりわからんにしても、ある程度限界もあると思うから、どれぐらいを肉づけ予算としての財源に充てられるつもりなんですか。

○吉村財政課長 6月補正の肉づけの規模については、今、各部に、新たなアクションプランに基づく新たな施策の構築をお願いしているところです。その中で、どの程度事業が上がってくるかによって決まりますので、現時点では何とも言いようがありません。

ただし、資料の4ページを見ていただけますでしょうか。資料の4ページの自主財源の状況の表の下から3つ目に繰入金とございます。繰入金のうち財源調整分が、31年度骨格当初予算段階で185億の取り崩しを行っております。それに対しまして、30年度は200億程度の取り崩しをしております。

将来的に健全な財政運営を行う上で、財政関係の2基金を440億程度確保しております、そのうちの200億程度は、予算編成時の財源不足に対応するものと想定をしております。基金の残高から見ますと、あと20億程度は活用しても将来的には問題ないかと考えておりますので、そのあたりも勘案しながら規模は判断してまいりたいと考えております。

○緒嶋委員 本質的には、今度の骨太というのは、ある程度年間予算を考えた予算であるということで、知事選があったので、一応6月に肉づけという形にはなるけれど、そう大きく増額ということは考えられんということですね。

○吉村財政課長 そのように考えていただいてよろしいかと思います。

○緒嶋委員 それと、今度、自動車税が10月から変わるといことですのでけれども、今までの税率と今度の新たな税率は、税率そのものはどういふふうになるのですか。それで税金の額も変わってくるわけですか。

○棧税務課長 新たな自動車税につきましては、基本的に10月1日以降に登録したものについて引き下げがなされます。

排気量によって変わってきまして、一番大きいものと、4,500円ほど引き下げになります。1,000cc程度のものが4,500円になりまして、大きくなるに従ってその引き下げ率が下がっていくことになります。

○緒嶋委員 結果としては、今の税率よりもトータル的に下がるということですか。大きいのは下がる率が下がるというのは、どういうことになるのでしょうか。

○棧税務課長 結果的には下がっていくことになっていきますが、新しく買われたものから順次変わっていきますので、県税の影響は、一遍にはなくて徐々に出てきまして、10年前後かかるのではないかなというふうに思っておるところでございます。

○緒嶋委員 もう今取得しているのは、税率は変わらないということですね。そういうことですね。

○棧税務課長 そのとおりでございます。本年の10月1日以降に新車で買われたものからが対象になります。

済みません。一つ訂正をさせていただきます。先ほど、今回の自動車税の改正が、「平成27年度の税制改正」で改正になったと申し上げたところですが、「平成28年度の税制改正」によるものがございます。おわびして訂正させていただきます。

○蓬原委員 13ページですけど、一応確認ですが、強靱化の予算の中で、県の取組、(2)具体的な取組、①の河川事業、河道内の樹木伐採・掘削、堤防強化等となっておりますが、この掘削というのは、あちこち川を見て、つくづく樹木の肥えとか、要するに河床がかなり上がっている。河川の断面が。場所によっては、5割はそのためにその機能が失われているところが何カ所もあるので、この掘削というのは、いわゆる河川の河床が上がっているところを意識して、これは具体的には県土整備部だとは思いますが、おわかりのところをちょっと。

それと、あわせて堤防強化等となっております

けれども、等というのは、あとどんな事業が考えられるのでしょうか。こちらでわかったら教えてください。

○吉村財政課長 まず河道内の掘削につきましては、委員御指摘のとおり、川の土砂が堆積しておりまして、今回の一般質問でもありましたが、中州の状態になっておりまして、いざ大雨等がふった際に洪水になる危険箇所等が多々ございます。そのあたりを県土整備部のほうが点検しておりまして、順次危険度の高いところから掘削工事を行っていくというふうな話を聞いているところであります。

それと、堤防強化等、それ以外の事業につきましては、ちょっとソフト的な事業にはなるんですけど、洪水状況の把握等をするような機器の設置等も、一部河川事業の中で行うというふうに聞いているところであります。

○蓬原委員 わかりました。要は県土整備部でこれをやろうと思っても、お金がないことにはできないので、財政のほうにも、そういう現状があるということを確認していただきたい。

やっぱりこの雨の中でかなり山崩れが起きて、もう次の夏が来て雨がふると、今度はまたさらに河川に流れ込むであろうという杉の木が、今かなり横倒しになって——まだ河川には入っていないですよ、近い将来入るだろうなというものとか、いろいろありますから、このところはまたしっかりその辺の声も、県土整備部と打ち合わせがあると思うんですが、認識しておいていただくことを希望しておきたいと思えます。

○井本委員 さっき右松委員が言われた社会保障関係費がこんなに伸びているのをね、やっぱり何らかの対策を。ふえていくのをそのまま回していくわけにはいかんという、ものの本なんかを読むと、何かいろいろ考えて。例えば糖尿

病なんかも今透析とか何とかでいろいろ金がかかるとは思いますが、放漫な生活をしていて、それを結局ぜいたく——決してそんな物すごい放漫というわけじゃないけれども、生活をしながら、それをまた税金でもって見直すというのは、ちょっとおかしいんじゃないかと思う。

やっぱり節制した、それなりに注意をすればそんなものにならんかったような病気を、後になって税金でそれを立てるといえるのはおかしいんじゃないかというような本を読んで、なるほどなと思ったんだけど、何らかのその対策を国のほうは考えておるんですか。いや、皆さん方でもいいんですよ。

○吉村財政課長 高齢化等が進みますと当然医療費がかさんでまいります。その医療費の増というのはなかなか抑えられるものではございませんので、そういう観点もございまして社会保障の充実分に充てるということで、地方消費税等の消費税率のアップをして、その財源を確保しているところであります。

一方で、当然限界もありますので、まず医療費を抑えるためには、ふだんから健康な体であるということで、健康づくり等の事業について福祉保健部のほうでも単独でそういう事業を構築して、病気にならないような体づくり等の事業を行っているところであります。

○井本委員 それから、国土強靱化事業ですが、3年で7兆円ということで、宮崎が170億ですか、これは、今度南海トラフやらのことがあって、結構危険なところに傾斜配分じゃないけれど、そんな感じにはなっとるんですか。

○吉村財政課長 3カ年の予算で全ての工事ができるというわけではないかと思えます。県土整備部——公共三部が中心になって危険箇所等を把握しておりますので、危険度の高いところ

から順次工事を行っていくと。現状把握している危険箇所につきましては、3カ年の事業が現在と同程度規模を確保できれば、おおむね解消が図られるのではないかとというふうに聞いています。

○井本委員 わかりました。

○緒嶋委員 関連で。その後の7兆円の中で、これは合わせても2兆数千億であると思うとですよ、補正と新年度予算等を入れて。残りの分をできるだけ確保する。これは、予算を確保せんと場合によっては県単で除去しなきゃならんこともあり得るわけですよ。

だから、県土整備部には——ほかの農政水産部も強靱化という意味ではいろいろあると思えますけれども、できるだけ確保に努力してですよ。宮崎県は南海トラフの関係もあるけど、この予算はもう全額国の予算でその除去ができるわけだから、全力を尽くして予算獲得というか、それに努力することは、県財政の上からも大変ありがたいんじゃないかと思っているんですけど、そのあたりは、逆に財政課はカットすることは得意じゃけれども、ふやすことに対してはあんまり得意じゃないと思ってるけれど、どうですかね、課長。

○吉村財政課長 財政課といたしましても、防災・減災、国土強靱化対策につきましては、県の重要課題だと認識しておりますので、今回のこの緊急対策の予算につきましては、通常の公共事業費とは別枠で全て措置をしているところであります。

委員御指摘のとおり、緊急対策は、国で総額7兆円、これは民間が実施します事業も含めた総事業規模になります。地方への補助金ということでもあります、31年度1.3兆円、来年度も同程度になるのではないかと思えますが、委員御

指摘のとおり、予算確保には、公共三部とあわせまして、しっかり国に要望いたしますとともに、一部地方負担がありますので、その分につきましては、財政状況は非常に厳しい中ではございますが、可能な限り措置してまいりたいと考えております。

○緒嶋委員 お願いします。

○右松委員 16ページで、やはり社会保障関係なんですけど、ちょっと1点だけ参考に伺いたいですけれど、消費増税で2%、10月1日に上げて、それでその中で本県に88億400万円が入ってくると。

それで、これは毎年度10数億円上がっていくとすれば、7年分ぐらい、数字だけを言えば、そういうふうには考えられるんですが、今後、社会保障関係費が歳出に占める割合がふえ続ける中で、消費増税で補填し続けていくのか。ここはいろいろと今後の税制も含めて、やっぱりこれは考えていかないといけない問題かなと思っているんですよね。

それで、一応私がちょっと1点、参考までに聞きたいのは、こちらの内訳ですよね、関係費。子ども・子育て支援とそれから医療・介護、ほとんど一般財源で賄っているわけなんですけど、当初予算におきまして。大体予測はつくんですけど、参考に昨年比の伸び率ですか、一般財源の総額でも構いませんけれども、ほとんど変わりありませんから。どういう伸び率になっているのか。それぞれ教えてもらいたいなと思って。これは参考までです。それだけちょっとお伺いいたします。

○吉村財政課長 済みません。個別の伸び率は、ちょっとお時間をいただいて計算しないと出ないんですが、ちなみに社会保障関係経費が、今総額で1,006億と書いてあります。そのうち一般

財源が897億9,100万円となっております。これが、30年度当初予算の一般財源では880億7,400万円でしたので、その伸び率は1.9%という状況にございます。

○右松委員 これは、後でまた教えてください。伸び率がある程度変わってくる、それぞれあると思うんですよね。先ほど井本委員が言われたように、ある程度根本的な部分の対策も講じなければ、一方ではいけませんし、消費税でこうやって行き続けるというのは、やはり国民の理解というのはなかなか難しいものがあると思うんですよ。

2%を上げるだけでも、もう何年も引き伸ばしがあつたわけですし、そのときの総理によって違うんでしょうけれども、相当政府としても、こういう対処の仕方はダメージを受けますので、そう考えると、根本的に先を見通した組み立て方をしていけないといけないなと思ったものですから、また後ほどよろしくをお願いします。

○前屋敷委員 今、社会保障を消費税でやっているということで御説明もいただいたんですけど、88億400万円、結果的には消費税の充てる分は県民負担なんですよね。実際のところ、暮らしに全てかかってくる消費税ということで、それを社会保障に充てるということで、県民負担でそれを賄うということになるわけです。

それで、地方交付税が一方では減らされてきていると。臨対債を合わせると結果的には減額になってきているという点では、やはりほかのところにも、予算上しわ寄せがくることにもなるんじゃないかと思うんですけど、その辺のところはどんなですか。

○吉村財政課長 まず、引き上げ分の地方消費税につきましては、全額社会保障関係費に充てることが法律で明記されております。これは、

消費税につきましても同様であります。引き上げ分の社会保障分、社会保障の充実に関する経費につきましては、地財措置をされておりますので、その分につきましては、交付税の中で全額措置がされているところであります。

しかしながら、委員から御指摘がありました、16ページの下の表を見ていただくとわかるんですけれど、県の一般財源総額、県税等も含めまして31年度が3,900億です。それに対しまして、社会保障に充てている一般財源が898億ということになっております。10年前の平成22年度が550億でしたので、既に350億程度伸びていることとなります。

冒頭、部長が説明いたしましたように、一般財源は、ほぼ横ばいでこの10年推移している中、社会保障関係経費が毎年このように伸びておりますので、当然この一般財源につきましては、社会保障関係経費以外の経費に充てる部分が、この社会保障関係費の伸びで圧縮されているという状況にはございます。

○前屋敷委員 これは県の責任とは言えないわけですが、やはり高齢化に伴う自然増の分の必要経費というのは当然なんですよね。ですから、その分を消費税で賄えということになると、とてもそれは及ばない話で、それはやっぱり国の施策として、そこの社会保障の予算はちゃんと確保をするということで、私どもはもう消費税に頼る財源づくりは間違いだという立場でありますので、このまま消費税が引き上げられていくということは問題なわけで、その辺は、県からもちゃんと国にも物は言うという立場を堅持してほしいなと思います。

○吉村財政課長 社会保障関係費につきましては、17ページの上の表をごらんください。国の予算の状況を示しております。一般会計予算に

なりますが、通常分というところの平成31年度、国が99兆4,291億円の予算規模です。

それに対しまして、うち数になります。社会保障関係費が33兆9,914億円ということで、国の歳出の3分の1を社会保障関係費が占めております。

国も財政健全化に取り組む中、歳出の一番大きなウエートを占めるのが社会保障関係費になっておりますので、財政健全化を進める上では、この社会保障財源を確保するとともに、先ほど井本委員からも話がありましたが、社会保障関係費を極力抑えていく取り組みが必要になるんだと考えております。

そのようなことは、県の財政においても同じようなことが言えますので、財源確保はもちろん国に要望してまいりますとともに、福祉保健部が中心になって社会保障関係費の抑制にも努めていくようにしたいと考えております。

○松村委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、引き続き3課ごとに班分けして議案の審査を行い、最後にその他報告及び総括質疑の時間を設けることとします。執行部の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、歳出予算の説明については、重点・新規事業を中心に簡潔に行い、あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いいたします。

まず、第1班として、総務課、人事課、財政課の審査を行いますので、順次、議案の説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は、3課の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○丸田総務課長 総務課の当初予算について御説明をいたします。分厚い冊子になりますけれ

ども、平成31年度歳出予算説明資料を用いて説明させていただきます。

69ページをお開きください。

総務課の平成31年度当初予算額は、2億8,938万5,000円でございます。

それでは、主な内容について御説明をいたします。

71ページをごらんください。

まず、下から2段目、(事項)文書管理費5,149万7,000円であります。

ページをめくっていただきまして、72ページの上段になります。これは、文書収発業務に要する送料や非常勤職員等の人件費、文書管理システムの運用保守に係る経費でございます。

次に、その下の段、(事項)浄書管理費4,346万4,000円であります。これは、庁内で作成いたします冊子類の印刷・製本業務の経費でございます。印刷機器の保守・リース料、用紙等の消耗品代、非常勤職員の人件費等でございます。

次に、ページ中ほどより少し下になりますけれども、(事項)文書センター運営費3,399万5,000円あります。これは、歴史的価値のある公文書や県史資料等を適正に保存するために経費でございます。消火設備等維持管理に要する費用や非常勤職員等の人件費でございます。

続きまして、73ページでございます。最後に、(事項)県公報発行費953万6,000円あります。これは、条例や規則など県民に周知すべき事項を掲載する県公報の発行に要する経費でございます。

総務課からの説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○河野人事課長 人事課からは、当初予算のほか、条例の2議案につきまして、御説明いたします。

まず、人事課の平成31年度当初予算であります。同じく歳出予算説明資料の75ページをお願いいたします。

人事課の平成31年度当初予算額は、47億4,091万1,000円あります。

主な事業につきまして御説明いたします。

77ページをお願いいたします。

まず、ページ中ほど、(事項)人事調整費7億2,300万9,000円あります。これは、説明欄の1から7にありますように、人事給与管理の全庁的な調整に要する経費であります。

次に、1枚めくっていただきまして、78ページをお願いいたします。

(事項)人事給与費32億8,639万4,000円あります。主なものとしまして、説明欄の2退職手当31億7,198万9,000円ありまして、退職見込み者数169名に係る所要額を計上しております。

この額は、平成30年度当初予算に比べ、4億1,700万円余の減となっております。これは、特別職を含めた退職見込み者数が、30年度に比べ8名減となること、また、昨年度末の退職手当条例の改正により、退職手当の支給水準を民間と均衡させるための調整率が100分の3.3下がったことによるものであります。

次に、(事項)県職員研修費3,106万6,000円あります。これは、自治学院において行う県職員の研修に要する経費であります。

次に、(事項)職員派遣研修費2,173万7,000円あります。このうち説明欄にあります1、職員の国内派遣研修としまして、自治大学校等への派遣を、また、2、海外派遣研修としまして、職員の自主企画による短期海外研修や、自治体国際化協会シンガポール事務所等への派遣経費を計上しております。

次に、(事項) 東日本大震災被災地職員派遣事業費914万8,000円であります。これは、被災地へ派遣する職員の代替として非常勤職員や臨時的任用職員を配置するための経費や、派遣職員の赴任等のための経費であります。

次に、(事項) 熊本地震被災地職員派遣事業費1,508万7,000円であります。これは、被災地での災害復旧業務に従事する職員の派遣に要する経費であります。

人事課の当初予算の説明は、以上であります。

続きまして、議案の内容につきましては、資料が変わりまして常任委員会資料の31ページをお願いいたします。議案第33号「職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正の理由であります。条例の中で引用する学校教育法の改正に伴いまして、条例の該当引用箇所を改正するものであります。

2の改正の内容についてであります。資料に改正前・後の該当条文を記載しております。条例の第4条におきまして、自己啓発等休業の取得の対象となる教育施設を定めておりますが、学校教育法の改正に伴い、下線部分になりますが、改正前の「第104条第4項第2号」が、改正後の「第104条第7項第2号」と条例において引用している条項の改正を行うものでありまして、制度内容に変更はございません。

3の施行期日であります。平成31年4月1日から施行することとしております。

次に、32ページをお願いいたします。議案第34号「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正の理由についてであります。

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、長時間労働の是正を図ることを目的として、民間労働法制において時間外労働の上限規制が導入されたところであります。このことを踏まえ、国においても国家公務員について時間外勤務の上限等が定められたところでありまして、本県においても同様の措置を講じるものであります。

2の改正の内容についてであります。時間外勤務の上限など、時間外勤務に関し必要な事項について人事委員会規則で定める旨を条例に追加するものであります。

なお、参考としまして、資料の下のほうに国の人事院規則において定められました国の状況を記載しております。国におきましては、超過勤務の上限を原則、月45時間以下、年360時間以下、例外として認められる場合には、月100時間未満、年720時間以下等とし、大規模災害への対処等の重要性・緊急性が高い業務に従事する場合には、上限を適用しないこととされております。

最後に、3の施行期日につきましては、平成31年4月1日から施行することとしております。

人事課からの説明は以上であります。よろしくをお願いいたします。

○吉村財政課長 歳出予算説明資料の81ページをお願いいたします。財政課の予算を説明いたします。

平成31年度当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせまして1,976億821万6,000円をお願いいたしております。その内訳は、一般会計が839億4,527万2,000円、公債管理特別会計が1,136億6,294万4,000円となっております。

主な内容について御説明をいたします。

83ページをお願いいたします。

まず、一般会計ですが、(目) 一般管理費のうち、中ほどの(事項) 諸費に18億2,982万3,000円を計上しております。その内訳ですが、説明欄の1にありますとおり、税外収入の還付等に要する経費と記載しておりますが、国庫補助事業の確定等に伴いまして、国への返還金など、税以外の収入の還付に備えた経費といたしまして16億500万円を、2に庁内一般共通経費と記載しておりますが、突発的な事象等による各所属の諸経費の不足を補う経費といたしまして、2億2,482万3,000円を財政課で一括計上しております。

次に、一番下の(目) 財産管理費になります。財産管理費といたしまして7,606万7,000円を計上しておりますが、これは次の84ページにかけ、各事項の欄に記載しております財政課が所管する5つの基金より生じました利子の積み立てに要する経費であります。

84ページをごらんください。

一番下に公債費として817億917万7,000円を計上しております。

85ページをごらんください。

公債費の内訳といたしまして、(事項) 元金償還金に757億8,644万3,000円、次の(事項) 利子償還金に58億3,210万5,000円を計上しておりますが、その主なものは、いずれも県債の償還財源といたしまして、公債管理特別会計に繰り出すものであります。

次の(事項) 事務費は、県債を発行するために要する事務費といたしまして9,062万9,000円を計上しております。

最後に、予備費であります。例年どおり1億円を計上しているところであります。

87ページをお願いいたします。

続きまして、公債管理特別会計を御説明いた

します。

公債管理特別会計は、一般会計からの繰出金を財源に県債の償還に要します経費等を措置するものであります。

まず、(事項) 県債管理基金積立金に16億4,380万円を計上しておりますが、これは、満期一括償還債の償還財源を計画的に積み立てるものであります。

次に、(款) 公債費であります。総額1,120億1,914万4,000円を計上しております。その内訳としまして、(事項) 元金償還金が1,065億3,661万4,000円、(事項) 利子償還金が54億6,529万円、次の88ページの(事項) 事務費が1,724万円となっております。

財政課の歳出予算は、以上であります。

引き続きまして、委員会資料とは別に配付しております。表紙に、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況と書かれております資料をお願いいたします。

資料の1ページをお願いいたします。

1、総括的指摘要望事項になります。①にありますとおり、「本県財政について、今後の財政負担を見込んだ上で、引き続き財政改革を着実に実行し、予算の効率的・効果的な執行に努めるとともに、歳入確保にもしっかりと取り組み、健全な財政運営を行うこと」との指摘要望につきまして、その対応状況を御説明いたします。

平成31年度当初予算は、骨格予算ではありませんが、消費税率引き上げを考慮した国の予算案も踏まえまして、年間を通して必要となる経費を計上したところであります。その結果、予算規模は、対前年度比で2.4%の増となる一方で、収支不足は、対前年度比7.7%の減となっております。

なお、臨時財政対策債を除きます県債発行額

及び残高につきましては、防災・減災、国土強靱化対策の実施等によりまして、対前年度比増となる見込みであります。国土強靱化対策に係ります県債につきましては、その元利償還金に対しまして、手厚い交付税措置がありますことから、県の実質的な負担は軽減されるものであります。

しかしながら、公共施設の老朽化対策や国体開催に伴う経費など、今後も多額の財政需要が見込まれますことから、引き続き、財政改革に取り組みますとともに、将来を見据えた健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

財政課からは、以上であります。

○松村委員長 各課長の説明が終了いたしました。議案について質疑はありませんか。

○井本委員 人事課の職員研修費が書いてあるんだけど、これはどうなんですか。県職員の募集の最初のところにも、知事の挨拶で、非常に研修制度は充実しているみたいなことが書いてあったんですが、本当に充実しているのかなというふうに。他県と比べたらどうなの、この辺は。

○河野人事課長 他県との具体的な人数なり予算規模の比較というのは、ちょっと手元にはございませんけれども、まず自治学院においてはどのような研修が必要かということで、例えば、今で言いますと、働き方改革でありますとか、人事評価を踏まえた公務を遂行する上での能力をアップするための研修であるとか、あるいは自治学院ではなく、今度は国への派遣研修——省庁あるいは民間への研修は、毎年度見直し等を行いながら、必要な研修先で若手の育成も行っておりまして、本県といたしましては、充実した研修を行っているものと考えております。

○井本委員 大概それは、ほかのところでも多

分やっているのではないかと私は思う。だからいろいろ誇りにして、もう皆、県の職員はやりがいのある仕事ですとかって書いてあるから。本当にそれをみんなが思っているんなら——思っているのかなと私は心配なんだけれども。だから本当に知事が挨拶に書くぐらいなんだから、研修制度は充実しております、やりがいを持ってやっておりますって書いてるから、本当にその辺の実証というか、それがあつたの、その証拠は。

○河野人事課長 定量的に何か数値等であらわせるものではございませんけれども、例えば、海外研修等に行った職員がまた戻ってきて、そういう海外に係るプランですとか、事業とかの参画に携わるとかしております。あるいは国内研修においては、自治大学校等への派遣というのをしております、この中で印象的なのは、昨年、管理者研修に出した技術系の職員の感想と申しますか、戻ってきているのは、これまでこういう研修があるのは知らなかったという中で、管理職としてどういう指導なり道筋をつけていくべきかというようなものを、全国有数の講師陣のもとで非常に充実した研修を受け刺激を受けたというような例もございまして、自治学院のほうでもアンケート等をとって、職員の反応・感想を見ながら、また翌年度の研修は、この研修をやめてこういうふうな研修をするというようなことも踏まえてやっております、その感想の中では、そういうふうな評価をいただいているところでございます。

○井本委員 公務員さんたちは、自分たちでやりがいを持つのは、本当大変だろうなと私なんかは客観的に見ていて思う。何をもってやりがいにしているのかなと。その辺を思うと、よう頑張っているなど。逆に言えば、私だったらと

でも務まらないなどいつも思っただけでも。

そういう人たちを研修するのを、いつも公募するシステムを構築することは大切なことだと私は思う。そういう意味で、私は、研修制度は本当に充実しているんですかと言っているんですよ。だから人事課長が、もうちょっとそこは真剣に考えを、本当にその辺の効果があっているのかな、ないのかなという検証はすべきだと思います。

資料の31ページの自己啓発休業についても、利用者はどのぐらいおりますか。

○河野人事課長 これまでの実績でいきますと、これには大きく2つメニューがありまして、大学等に行つての履修と国際貢献活動と大きく2つあるんですが、知事部局におきましては、大学等での履修というのが2名と申しますか、2件あるという実績でございます。「2名」と呼ぶ者あり)はい。2名です。

○井本委員 それは多いんだろうか、少ないんだろうか。

○河野人事課長 この制度は無給で、しかも長期間のものもございまして、かなり意識の高い職員が参加するということにはなるんですが、まだまだ制度の普及には努めていく必要があるのかなとは思っております。

○井本委員 わかりました。

○蓬原委員 民間研修というのはどの程度、どういうところに。過去には大きな会社に、例えばソニーだったりとか松下だったりとかに行つたことがある人の話は聞いたことはあるけれど、大体どの程度、どういうところに行かれていますものですか。

○河野人事課長 民間研修につきましては、今年度でいうと、5名出しているところなんです。(発言する者あり)はい。5名出しております。

民間企業ですね。今、委員がおっしゃられましたソニーを初め、全日空でありますとか、住友林業、三菱地所、東京海上、こちらの5カ所に出しております。あと純粋な民間ではありませんが、団体としましては、地域活性化センターなどにも出しております。

○蓬原委員 大体その期間は、どれぐらいですか。

○河野人事課長 1年が基本となっております、2年に延長されることもございます。

○蓬原委員 だから、知らない世界を見ることが、非常に必要なんじゃないかなと思つていまして、いろんな事務的な合理化のこととか、民間企業というのは、非常に合理的に進めるのが基本ですから、生産性のこともそうですけど。仕事の意味は、今、井本委員からもあったように、公務員の世界の仕事と民間とは違うとは思いますが、かなり見るもの、聞くものが参考になることは仕事の進め方にもあるし、県内の産業育成とかいろいろやっていく中で、やっぱり民間的な感覚というのがないと、どこかで感覚的にずれが出たりとか、失礼な言い方かもしれないけれど、公務員の常識は世間の非常識だったりすることもあったりするわけです。民間企業から見たらですよ。

何でこんなに手続に時間がかかるのかとか、もっとスピーディーにできないのかとかそういうこともあるので、やっぱり知らない世界をもっと若いうちに、より多くの職員の皆さん方に見ていただくことは、いろんな意味で必要じゃないかなと思つたので、できたらもうちょっとここは、予算を上げてでも大いにしていただいたほうが。要するによく言われることに、「企業は人なり」という言葉があるんですよ。「企業は人なり」ということは、県庁も人なりだし、

地域も人なり、政治も人なり、そういうことだろうと思うんです。いかに人を育てるか、いかに広い視野を持った人に県の発展のために働いていただくかということだろうと思うんで、ちょっと研修の費用は、ふやしてやっていただいてもいいんじゃないのかなとも思って。

もう一つしゃべりますけれども、例えば東京あたりに出張しますよね。そうすると、公務員の世界って非常に固い世界だから、もしかしたら、その目的が済んだら帰らせるんじゃないですか。そうではなくて、せっかく東京に飛行機を使って行くんだから、もし会議が午前中なり昼なり早く終わったときには、どこか見たいところ、民間でもどこでもいいじゃないですか。その分ちょっと費用をプラスしてでも見させて、そして帰ってくるぐらいのことは必要じゃないかなと思うんだけど、その辺はどうですかね。

○河野人事課長 研修費の充実につきましては、先ほどの民間研修等につきましては、通常の人件費の中で見ておまして、ここに掲げておりますのは、先ほどちょっと出ましたけれど、自治大学校とか、他県での合同研修だとか、そういう部分でございまして、もちろん必要なものにつきましては、検討していきたいと思っております。

2つ目におっしゃいました出張した際の部分につきましては、一方では、合理的な部分と、どうしても職務上で出張命令の関係もございまして、そのところは、そういう研修に必要なものというのを命令の中で組んでいただければ、措置できるものとは思っております。

○蓬原委員 民間企業であれば、例えば東京に出張しますよね、あることで。時間があつた場合、それに関連するほかの企業があれば、そこに何の用事がなくても名刺だけでも配って帰る

というね、それがいずれは何かにつながるだろうと、そういう姿勢があるわけですよ。それがいずれは何かの仕事につながったりするから、その場で帰るのはもったいないわけですよ。

だから、そういう合理性というか、そういう考え方も、せっかく行くんだから。だから出張命令というのが必要であるならば、そこをうまく柔軟にですよ。それは悪いことをするわけではないわけで、宮崎県のためになるという大前提があるわけですから、それを見ること、そこに行くことがですね。

例えば、お役所に行って、いずれお江戸にお帰りになる方もいらっしゃるわけで、その人のところに行って名刺を置いて、そこでまた情報を聞いて帰るとか、そういうこともあるわけですよ。もうちょっと柔軟にやられてもいいんじゃないかなと思うんだけど、これは意見としてとどめておきます。

○緒嶋委員 今の蓬原委員の言われることは、ごもつともなことでありますが、やはり今は、出張しても日当が200円とかいって、長くおるほど職員も損するようなことじゃ出張にも行きたくないんじゃないかなと。研修でも同じで。ここ辺もちょっと問題が実際あるわけですよ。

それと、やはり名刺を配るって、私は東京に1回行ったら、国交省、農水省、総務省にもう100枚ぐらい配りますよ。もうみんな。そういう人間関係を職員もつくる必要があると思っておりますよ。そういう意味では、ある程度出張については、そういう配慮が当然あっていいんじゃないかなと思います。

それと、海外派遣は、何人ぐらいを見てあるわけですかね。研修の予算としては。

○河野人事課長 この中に大きく2種類ございまして、一つは、職員の自主企画による海外派

遣研修等——自分で構想を立ててどういう業務を見てきたいかというので、予算上は5名程度です。

それから、もう一つは、自治体国際化協会——CLAIR（クレア）と言っていますけれど、こちらの海外事務所に、今年度でいいますと、シンガポールとソウルに1名ずつ派遣しております。その2カ所分を考えております。

○緒嶋委員 いろいろ海外でのイベントやらに職員を派遣されますけれども、それはそれぞれの部署で見られるということだと思いますが、県職員が自主的に、年間何人ぐらい海外に行っているわけですかね。それはわかりませんか。これはもう5人とかでは、研修という名目だけで1名とかですね。これはもう本当に行っていることにはならんぐらいじゃないんですかね。

○河野人事課長 済みません。手元に今ちょっと全体のその数値がございませんので、後ほど。

○緒嶋委員 やはりそういうこともあるから、海外に行っている人の実数というのもちょうと出してみてください。これは前年の実績でないともならないと思いますけれど、30年度にどれぐらい海外に行っているか。

それと、東日本大震災とか熊本地震やらでの職員派遣は、いつまでというのは決まっていなわけですか。向こうの要請によって派遣するというようなことですか。何か一つの規則的なものがあるわけですか。

○河野人事課長 被災地への派遣につきましては、基本的には、ルールが定まっているものではございませんで、毎年度被災地のほうにヒアリングを行いまして、どの程度継続が必要なのかを毎年度見直す中で、翌年度どうするかを考えていっているところでございます。

○緒嶋委員 それと県職員の皆さん方は、超過

勤務を大体平均的に、多い人は相当あったかもしれんが、実態はどれぐらい超過勤務をさせておるわけですかね。平均的には。

○河野人事課長 知事部局で、昨年度におきましては、1人当たり月平均、約11時間の時間外勤務を行っているというデータがございます。

○緒嶋委員 最も時間外の多い人で、どれぐらいになっているんですか。

○河野人事課長 個別にその一番多い職員のデータは、ちょっと手元ございません。

○緒嶋委員 それと、予算の範囲内というようにすることで、勤務時間をカットしておることはないの。5時間の時間外勤務をしてるのに、4時間しか請求するとかいうようなことはないですね。

○河野人事課長 あくまでも時間外勤務は、その時間外において勤務することを命じた。現在、基本的には時間外をこれだけするという事前承認をして、命令を出しているということですので、命令において支給を行っているということでございます。

○緒嶋委員 ということは、命令した以外の勤務はないということですね。

○河野人事課長 私どもが把握している限りでは、命令において時間外を支給しているということでございます。

○緒嶋委員 それでは、11時間ということであれば、今度の条例改正の規則で改正するといっても、実質的には今までと余り変わらないということですね、これは。

○河野人事課長 委員会資料の32ページに国の状況が書いてございますけれども、現在までは、そういう上限を明記したものはございませんでした。

一方で、県職員の中でも、三六協定を締結す

る事業所——土木事務所でありますとか保健所、そういうところあたりは、労使協定の三六協定において、このような時間は定めておいたところであります。

○緒嶋委員 はい、いいです。

○前屋敷委員 総務課の一つお尋ねします。71ページですが、ここの連絡調整費の中で、4番の県税事務所嘱託職員に要する経費というのは、昨年度にはなかった予算なんですけれど、中身をちょっと、人数等を合わせて。

○丸田総務課長 71ページの(事項)連絡調整費の説明欄の4番の県税事務所嘱託職員に要する経費についてでございますけれども、来年度におきまして2,160万9,000円をお願いしているところですが、これにつきましては、県税事務所が県税・総務事務所ということで、総務課で非常勤職員の任用手続等をこれまでも行っております。今回予算計上するものでございますが、まず宮崎県税・総務事務所におきまして、自動車二税の申告審査業務を行う委託をしております一般社団法人宮崎県自主納税推進協力会が今年度末をもちまして解散を予定しております。来年度から県が直営で業務を遂行する必要がございますことから、非常勤職員を5名、新たに任用をする予定としております。

また、ほかに継続して7名、各県税事務所非常勤職員の任用経費を予算計上しております。これにつきましては、今年度まで人事課で予算計上しておりましたけれども、各事業所管課で来年度から予算計上するというので7名分でございます。計12名分の2,160万9,000円を来年度新たに予算計上したところでございます。

○前屋敷委員 はい、わかりました。

それと人事課で、77ページの人事調整費、非常勤職員の雇用ですが、来年度は、何名ぐらい

を予定しているんですか。

○河野人事課長 こちらの非常勤職員の雇用と申しますのは、各所属において育児休業等とか、あるいは病休とか欠員とかで臨時的に人員の不足が生じた場合に、こちらのほうで任用するというのでございまして、予算上は、60名程度の予算ということで計上しておりますが、実際には、要求があった中で必要な分だけを配置していくことになります。

○前屋敷委員 それと、あわせて3番ですけど、産休及び休職者等のこの雇用は。

○河野人事課長 こちらのほうも同じような趣旨でございます。基本的には所属によって、非常勤職員がいいのか、臨時職員がいいのか、勤務時間等の違いもございますので、中身的にはこちらのほうも、産休・育休その他によって欠員等が生じた場合の措置でございます。こちらのほうでは、予算上は38名程度を想定しております。

○前屋敷委員 あと、一番最後の7番ですが、ここは本省への派遣研修、これは何名で。

○河野人事課長 基本的には、先ほども出ました研修等につきましては、東京ビルに入居されるんですが、そこで不足する分ということで、予算上は6戸分の予算を計上しております。こちらに入居される研修生もおられるのかなと考えております。

○前屋敷委員 これは、東京ビルで対応できなかったものを予算化するということですね。

○河野人事課長 そのとおりでございます。

○松村委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、以上で第1班の審査を終了いたします。

次に、第2班として、財産総合管理課、税務

課、市町村課の審査を行いますので、順次、議案の説明をお願いいたします。

○横山財産総合管理課長 財産総合管理課でございます。歳出予算説明資料の89ページをお開きください。

当課の平成31年度当初予算額は、95億6,952万7,000円をお願いしております。

主な内容について御説明いたします。

91ページをごらんください。

まず、ページ中ほどの(事項)庁舎公舎等管理費4億9,012万7,000円でございます。これは、庁舎・公舎等の光熱水費や清掃警備委託料など、庁舎・公舎等の維持管理に要する経費であります。

その下の(事項)庁舎公舎等保全費1億7,119万7,000円でございます。これは、庁舎・公舎等の維持管理や宮繕工事のほか、庁舎・公舎等の劣化状況を調査する県有建物長寿命化推進事業に要する経費であります。

次に、一番下の(事項)防災拠点調査整備事業費78億4,213万5,000円でございます。これは、平成31年度末の完成に向けて工事を進めております防災拠点庁舎の建設について、引き続き、事業を継続するために必要な工事請負費や関連業務委託料等の経費であります。

92ページをお開きください。

(事項)電気機械管理費2億5,858万円でございます。これは、庁舎等の冷暖房設備等の保守点検や改修など、機械、設備等の維持管理に要する経費であります。

事項を2つ飛びまして、(事項)県庁舎BCP対策事業費1億8,620万円でございます。これは、大規模災害などの非常時における行政機能の維持を図るため、本庁舎及び総合庁舎等の窓ガラスの飛散防止や受電設備等の高所移設、非常用

水源確保などの対策を行う事業で、平成28年度から順次施工しているものですが、平成31年度に行う受電設備改修やエレベーター耐震改修などに要する経費であります。

その下の(事項)東京ビル運営費2,959万8,000円でございます。これは、宮崎県東京ビルの設備管理や指定管理料など運営管理に要する経費であります。

93ページをごらんください。

(事項)公有財産管理費2億6,992万4,000円でございます。これは、県有財産の災害共済分担金などの公有財産維持管理、県営住宅・職員宿舍などが所在する市町村に、固定資産税に相当する額を交付する県有資産所在市町村交付金のほか、県有財産の貸し付けや処分を予定している土地等の草刈り・剪定などの維持管理、測量・不動産鑑定、新聞広告などを行う県有財産利活用強化促進事業に要する経費であります。

次に、一番下の(事項)県有施設災害復旧費9,270万円でございます。これは、天災や事故等により被害を受けた庁舎や県有施設の復旧を行うための経費であります。

資料を変わりまして常任委員会資料の28ページをお開きください。

債務負担行為についてであります。表の1段目、「防災拠点庁舎建設事業」ですが、5号館改修工事や備品購入費として、平成31年度から平成32年度まで、限度額10億3,849万6,000円を計上いたしております。

その下、宮崎県東京学生寮管理運営委託費ですが、東京ビルの運営に要する学生寮の指定管理料について、消費税増税に伴う増額分として、平成31年度から32年度まで、限度額16万8,000円を計上しております。

右側の29ページをごらんください。

議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について、御説明いたします。

まず、1の改正理由についてであります。これは、東京学生寮の使用料について、消費税率の引き上げに伴う改正を行うものであります。

次に、2の改正内容であります。消費税率の引き上げに伴い、使用料を寮室1人1月につき「1万9,100円」から「1万9,450円」に引き上げるものであります。

3の施行期日は、2019年10月1日であります。

続きまして、30ページをごらんください。議案第31号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」について、御説明いたします。

ただいま御説明いたしました使用料及び手数料徴収条例は、県の施設等の使用料や手数料を定めている条例でございますけれども、指定管理者が施設の利用料金をみずからの収入として収受する場合の基準につきましても、公の施設に関する条例で定めておりますことから、今回あわせて改正するものであります。指定管理者は、この基準に従いまして、知事の承認を受けて利用料金を定めることとなります。

1の改正理由についてであります。先ほどの議案第21号と同様、消費税率の引き上げに伴う改正を行うものであります。

2の改正内容についてであります。東京学生寮につきまして、指定管理者が定めて収受する利用料金の基準を寮室1人1月につき「1万9,100円以下」から「1万9,450円以下」に引き上げるものであります。

3の施行期日は、2019年10月1日であります。

財産総合管理課の説明は、以上であります。よろしく願いいたします。

○**棧税務課長** 税務課でございます。恐れ入

ります。歳出予算説明資料にお戻りいただきまして、95ページをお開きください。税務課の平成31年度当初予算について御説明をいたします。税務課の平成31年度当初予算額は、457億2,560万6,000円でございます。

それでは、主な内容について御説明いたします。

ページをめくっていただきまして、97ページをごらんください。

ページ中ほどの段に記載しております(事項)諸費は、税の過年度収入分に係る還付等に要する経費でありまして、過去の実績等に基づきまして15億円を計上しております。

次の(事項)賦課徴収費は24億2,181万9,000円であります。これは、県税の賦課徴収に必要な経費でありまして、その主なものといたしましては、その下の説明の欄の1、徴税活動費の中の(1)徴税活動経費といたしまして1億9,362万円を計上しております。これは、県税の徴税活動に必要な納税通知書等の郵送料、印刷費、その他旅費等の事務経費でございます。

次に、その下の(2)ですが、個人県民税徴収取扱費交付金といたしまして15億6,965万9,000円を計上しております。これは、個人県民税の賦課徴収に係る経費を補償する目的で市町村へ交付するものであります。各市町村における納税義務者1人当たり3,000円を乗じた額などを交付することとなっております。

ページをめくっていただきまして、100ページをごらんください。

ページ中ほどの段の(事項)利子割精算金につきましても、本県で徴収しました利子割県民税のうち、他の都道府県に帰属するべき額について、関係する都道府県間で精算を行うために要するものであります。10万円を計上しており

ます。

次の(事項)環境性能割交付金につきましては——済みません。98ページを飛ばしてしまいました。98ページにお戻りいただいてよろしいでしょうか。

上から2の自主納税の推進費の(2)各種団体との協力体制推進費でございます。2億5,516万1,000円を計上しております。その主なものとしていたしましては、ウの軽油引取税徴収取扱費報償金で2億4,310万2,000円を計上しております。これは、軽油引取税の特別徴収義務者であります元売業者や特約業者に対しまして、その申告納入額に応じて交付するものであります。

次の3、管理機能の充実費の(4)税務電算トータルシステム運営費といたしまして2億8,008万6,000円を計上しております。これは、税務電算トータルシステムの維持管理費及び税制改正等に伴いますシステム改修費等でございます。

次に、(款)諸支出金であります。これは、都道府県間の精算に伴い支出する精算金と、県内の市町村に対しまして県の税収の一定割合を交付する法定交付金でありまして、405億5,580万1,000円を計上しております。

主な事項について御説明いたします。

まず、(事項)地方消費税精算金ですが、本県に納付された地方消費税につきまして、各都道府県間で精算を行うために支出するものであります。177億7,682万7,000円を計上しております。

次の(事項)利子割交付金以下6つの各種交付金は、いずれも市町村に対する法定交付金で、平成31年度の税収見込み額を基礎に算出したものであります。事項別の説明は記載のとおりでありますので省略をさせていただきます。

申しわけございません。先ほど一部御説明い

たしました100ページをお開きください。

*利子割交付金につきましては、先ほども御説明いたしましたが、利子割県民税を他の都道府県と精算するために要するものでございます。

次に、(事項)環境性能割交付金につきましては、税収見込みのところ御説明いたしました自動車税関連税制の改正の一環といたしまして、平成31年10月から自動車税環境性能割が導入されることに伴いまして新設される法定交付金でございます。県税収の44.65%を市町村へ支払うこととなっております。1億8,987万1,000円を計上しております。

なお、100ページの上から2つ目、自動車取得税交付金と比べまして交付率が下がっておりますのは、自動車取得税交付金は軽自動車にかかわる分が含まれておりまして、今回、軽自動車にかかわる分が市町村税となりますものから、県の税収として計上されません。その結果、交付率が引き下がっておるといものでございます。

次に、新規事業について御説明いたします。

資料をかえていただきまして、総務政策常任委員会資料の20ページをお願いいたします。

I C T活用ステージアップ促進事業についてであります。この事業は、総合政策部の情報政策課と当課が合同して行う事業であります。

まず、1の事業の目的・背景についてですが、人口減少や高齢社会が進行する中で、R P AやA I等のI C T活用によりさまざまな課題を解決するため、県庁の業務を題材として検証等を行うとともに、広く情報共有や人材育成を行うことで県内全体のI C T活用のステージアップを図るものであります。

2の事業の概要についてですが、情報政策課

※85ページに訂正発言あり

が行います宮崎ICT活用促進人材育成事業と当課が行いますRPAソフトによる県税業務働き方改革推進事業の2つの事業で構成しております。

ICT活用ステージアップ促進事業の全体の内容や事業効果につきましては、総合政策部により説明がございますので、当課からは②のRPAソフトによる県税業務働き方改革推進事業について説明をさせていただきます。

21ページの図表の一番下の米印、字が小さくて申しわけございませんが、注意書きのところをごらんください。

まず、RPAと申しますのは、ロボティック・プロセス・オートメーションの略でございます。定型の事務作業をソフトウェアに代行させる技術のことです。このソフトウェアに一連の動作を記憶させておくことで、パソコン内の各種ソフトを動かしながら自動で業務を処理することができるというものであります。

22ページをお開きください。

本事業の目的・背景ですが、県税事務所におきましては、税務システムへのデータ入力や多量の書類の印刷等に多大な時間を要しておりますが、これらの定型的な事務を省力化しまして、調査等の本来業務に注力できるような体制を構築しながら、効率的な税務事務処理を行うことが重要であると考えております。そこで、県税業務にRPAソフトを導入いたしまして、一部の業務を自動化することにより業務の効率化を図ろうとするものであります。

2の事業の概要ですが、予算額は410万4,000円、財源は、平成31年度から32年度までは県営電気事業みやざき創生基金、平成33年度は全額一般財源となっております。事業の期間は平成31年度から平成33年度までを一応一区切りとする

ものであります。

(4)の事業の内容ですが、1つはRPAソフトの導入であります。これは、パソコン上で行う定期的かつ単純な業務に、先ほど御説明いたしましたRPAソフトを導入し、自動化するものであります。具体的な事例といたしましては、住民基本台帳システムから得られる住所のデータを入力する作業、もう一つ、国税連携システムから得られる課税情報のダウンロード及び印刷等の業務について導入する予定としております。2つ目はログ収集ソフトによる業務分析であります。ログとはパソコン操作の記録のことですが、これを収集・解析いたしまして日々の業務を分析します。これにより、さらに自動化できる業務を拡大していこうとするものであります。

3の事業の効果ですが、最新の住所データを効率的に税務システムに反映させることで、納税通知書等の転居等により戻戻——戻ってくるものが減少いたしまして、郵送費等のコストが削減できると考えております。また、業務の自動化・効率化により、職員の時間外勤務を縮減できるというふうに考えております。また、ICT活用ステージアップ促進事業のRPA導入のモデルとして庁内で情報共有いたしまして、他部門への普及を図ることで、県庁の働き方改革を推進することができるとともに、情報政策課が行います事業を通じて情報提供を行いますことで、県内全体のICT活用のステージアップを図ることができると考えております。

次に、23ページをごらんください。

自動車税納税確認システムによる県民サービス向上事業についてであります。

この事業の目的・背景ですが、県民等からの電話での自動車税の納税確認は年間約2、3万

件、時間にいたしますと1,000時間を超える時間を要しております。近年、また件数がふえる傾向がございます。一方で、対応が平日の開庁時間のみとなっておりますので、県民にとっては必ずしも利便性が高くないものであります。そこで、電子メールによりまして自動車税の納税確認ができるシステムを新たに導入することで、県民サービスの向上を図るものであります。

2の事業の概要ですが、予算額は223万5,000円で、全額一般財源となっております。事業期間は平成31年度の単年度でございます。

4の事業内容ですが、インターネットを活用した自動車税納税確認システムを構築し、県民が電話や来訪することなく、電子メールで自動車税の納税確認ができるようにするというものであります。

3の事業の効果ですが、平日の時間外や土日祝日でも対応可能になりますので、県民サービスが向上しますとともに、電話対応が省力化されまして県税事務所職員の働き方改革にも寄与すると考えております。

最後に、資料28ページをごらんください。

2段目、自動車税納税通知書等印字・封入封緘委託業務につきまして、債務負担行為の追加でございます。これは、平成32年度の自動車税の納税通知書等の印字・封入封緘業務を委託するものでございますが、32年4月の印刷作業の前に、台紙やチラシの作成、コンビニ納付等のためのバーコード読み取りテストなどを行う必要があります。その期間といたしまして1カ月以上を要しますことから、平成31年度から32年度にかけて実施をお願いするもので、1,640万円を計上しております。

説明は以上でございます。

○日高市町村課長 市町村課の平成31年度当初

予算について御説明いたします。

資料は分厚い冊子のほう、歳出予算説明資料の市町村課のところ、101ページをごらんいただきたいと思っております。

市町村課の平成31年度当初予算額は25億456万4,000円をお願いしております。

主なものについて御説明いたします。

103ページをお開きください。

中ほどの(事項)地方分権促進費5,355万8,000円であります。これは、県から市町村に権限移譲した事務の執行に要する経費を市町村へ交付するものであります。

次に、104ページをお開きください。

一番上の(事項)自治調整費8,447万4,000円ですが、これは、市町村の行財政運営に関する助言等に要する経費であります。主なものは、説明欄の6の住民基本台帳ネットワークシステム事業費6,553万8,000円でありまして、全国的な運営を担っている地方公共団体情報システム機構への負担金や関連機器の使用料などとなっております。

また、説明欄の8は新規事業として「全国自治会連合会宮崎大会」100万円をお願いしております。これは、全国の自治組織の会員が一堂に会する年1回の全国大会が来年度10月に宮崎で開催されるため、宮崎県自治会連合会にその開催経費の一部を支援するものであります。

次に、一番下の(事項)市町村公共施設整備促進費5億17万5,000円ですが、これは、市町村の公共施設の整備促進に要する経費であります。具体的な事業名は、説明欄の1、改善事業「市町村地域づくり支援資金貸付事業」ですが、これは、市町村が行う防災・減災事業や公共施設の統合整備など、行財政の経営健全化に資する事業などに対して無利子貸し付

けを行うものであります。来年度からの改善点として、貸し付けに当たり、市町村の財政力指数に応じて充当率に差を設けることとし、財政力の弱い市町村への支援がより手厚くなれるよう見直しを図りたいと考えております。

次に、105ページをごらんください。

一番上の(事項)市町村振興宝くじ事業費4億7,773万6,000円であります。これは、市町村振興宝くじとして全国的に発売されるサマージャンボ宝くじとハロウィンジャンボ宝くじの収益金と時効金の本県配分額の全額を県を通して公益財団法人宮崎県市町村振興協会に交付するものであります。

次に、中ほどの選挙費における(事項)運営費1,007万7,000円であります。これは、選挙管理委員会委員の報酬や選挙管理委員会の事務費であります。

次に、下から2番目、(事項)選挙常時啓発費398万5,000円であります。説明欄の2の「わけもんが考える未来」選挙啓発事業であります。これは、新しく有権者となる若い世代を中心に、ポスター・書道コンクールや弁論大会の開催などによる選挙啓発を実施し、政治や選挙に関する意識を高め、投票を通じた政治参加や投票の質の向上を促進するものであります。

次に、一番下の(事項)県議会議員選挙臨時啓発費、それから、めくっていただきまして、次の106ページの一番下、(事項)参議院議員選挙執行費までは、ことし4月に任期満了を迎える県議会議員の選挙及び7月に任期満了を迎える参議院議員の選挙に要する経費であります。

まず、(事項)県議会議員選挙臨時啓発費及びその次の(事項)参議院議員選挙臨時啓発費であります。これは、テレビや新聞広告を用いた広報など、臨時啓発に要する経費でありまし

て、予算額はそれぞれ744万9,000円、471万7,000円をお願いしております。

次に、106ページの下から2番目の(事項)県議会議員選挙執行費及びその次の(事項)参議院議員選挙執行費であります。これは、投開票事務など、市町村が行う事務に対する市町村交付金や候補者の選挙運動に対する公費負担に要する経費などでありまして、県議選については30年度にも一部計上しておりますが、31年度分として4億7,631万3,000円、参院選については6億4,811万3,000円をそれぞれお願いしております。

市町村課は以上であります。よろしくお願いたします。

○**棧税務課長** 申しわけございません。先ほど、予算の説明の中で、100ページに記載の(事項)利子割精算金につきまして、「利子割交付金」と読み間違えたようでございます。正しくは「利子割精算金」でございます。おわびして訂正をさせていただきます。

○**松村委員長** 各課長の説明が終了しましたが、議案について質疑はありませんか。

○**蓬原委員** ふるさと納税は、県には全然ないんですかね。

○**日高市町村課長** 県のふるさと納税は商工観光労働部のオールみやざき営業課で所管しておりますので、総務部では予算の計上はございません。

○**吉村財政課長** 今、市町村課長から説明がありました。一応、ふるさと納税について、昨今の実績を申し上げますと、28年度が県への歳入といたしまして9,700万円余、29年度が8,100万円余、30年度はまだ1月末現在ではありますが、2,800万円余の歳入が上がっているところであります。

○蓬原委員 これは他県、近くの県と比べて、多いほうですか、少ないほうでしょうかね。

○吉村財政課長 済みません、他県の状況までは把握しておりませんが、昨今、ふるさと納税のあり方がいろいろ議論をされているところがあります。県につきましては、返礼品は3分の1の範囲内で適正に運用していると。逆に、そういう適正な運用をすることによって、他県と比べると若干低目に出てしまっているところもあるかもしれません。

○蓬原委員 この額ができるだけふえるように、何か外に対してのアピールとかはやっておられるんですかね。

○吉村財政課長 ふるさと納税は、あくまでも宮崎を応援したいという気持ちを持っていただいた方に納税をしてもらうものであります。宮崎県に対して少しでも応援していただけるように、まず、返礼品については宮崎らしい独自の魅力あふれる食を中心にいろいろな品がありますので、そういうものを商工のほうで選定しております。

あわせて、宮崎に興味を持っていただくことも重要でありますので、オールみやざき営業課において宮崎県のさまざまなPRを、例えば、みやざき犬の縫いぐるみ等を使ってPRをしているところであります。

○緒嶋委員 105ページ、市町村振興宝くじ事業の4億7,773万6,000円は交付するわけだけれど、市町村振興協会ではどういうふうにご利用されているわけですかね。

○日高市町村課長 宝くじの分につきましては、サマージャンボ分については市町村振興協会で基金に積み立てをいたしまして、市町村職員への研修事業、それから、市町村への貸付事業などを行っております。

ハロウィンジャンボ分につきましては、振興協会ですと一旦全部受け入れた後、その全額を県内の各市町村に対して配分しております。

内訳でありますけれども、平成30年度の実績で御説明いたしますが、サマージャンボの交付金につきましては約2億7,200万円と時効金が1,668万円ほどありまして（「時効金って何」と呼ぶ者あり）時効金というのは、当選金を受け取らない人がいらっしゃるものですから、その分について後年度配分になる分であります。そちらの分を合わせまして、29年度は総額として3億2,998万9,000円が宮崎県の市町村振興協会に対して交付されております。ハロウィンジャンボは市町村に対して全額が交付されますが、29年度は時効金まで合わせまして1億2,651万3,000円の交付と——大変失礼いたしました。今、私、29年度で申し上げたかと思っております。30年度の一番直近の数字がありますので、改めまして、サマージャンボは時効金と合わせまして2億8,872万6,000円、ハロウィンジャンボの市町村に交付された分は1億6,018万7,000円という配分になっております。

○緒嶋委員 この配分には県は関与しなくて。市町村振興協会はどういう組織になるわけですかね。

○日高市町村課長 市町村振興協会は、市町村振興宝くじの発行に伴いまして、全国各県に設立されておる組織でありまして、宝くじの資金の運用をそれぞれの各県で行うために設立された組織であります。ハロウィンジャンボの資金を各市町村に配分するに当たりましては、人口ですとか、前年の宝くじの売上額ですとか、そういったものに応じて配分をしておられます。

○緒嶋委員 これは、市町村が中心になった協会じゃなかったと。説明がようわからんけれど、

メンバー的にはどうなっておるわけ。

○日高市町村課長 宮崎県の市町村振興協会につきましては、町村会の会長が理事長になっており、そのほか、県ですとか、市長会ですとか、市町村の関係団体等が会員になっておるところであります。

○松村委員長 質疑の途中ですけれど、時間がちょうど参ったようでございますので、午前中の審査はここまでとし、午後1時5分から再開をしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時3分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き質疑を行います。市町村課の質疑の途中でしたので、そこから始めたいと思います。

○日高市町村課長 午前中の緒嶋委員の質問に対して、ちょっと回答が不明確なところもありましたので、改めまして、最初からお答えしたいと思います。

まず、市町村振興協会でありますけれども、市町村の振興事業に収益金を充てることができる宝くじとしてサマージャンポ宝くじが発売されたのが昭和54年ですが、そのときに、その収益金を取り扱う団体として、全国に全国市町村振興協会が設立され、あわせて各都道府県に市町村振興協会がそれぞれ設立されております。

宮崎県の市町村振興協会は、理事8名で構成されておまして、市長会の会長、副会長、それから町村会の会長、副会長、あと、市議会議長会の会長、町村議会議長会の会長、そのほか私になりますが、県の市町村課長、それから市町村振興協会の事務局長が常務理事を兼ねて8

名ということで、市長会、町村会が、最初に資金を出資して設立されております。

事業の内容としては、サマージャンポとハロウィンジャンポの宝くじの収益金による市町村振興事業ということになりますが、ハロウィンジャンポにつきましては、全額を各市町村に交付金として配分をしております。

平成30年度の実績では、ハロウィンジャンポ分として約1億6,000万円の配分がありまして、全市町村に対して均等割及び人口割を勘案して配分が行われております。

サマージャンポ分としては平成30年度2億8,872万6,000円を、県を通じて交付しておりますが、こちらは協会内に基金として積み立てて、市町村職員に対する研修事業、あるいは貸し付け事業等として、市町村振興のための事業を展開しておるところであります。

○緒嶋委員 私は配分のルールがどうなってるのかなというのがちょっと気になったもんじゃから、できるだけ全体のバランスも考えながら、ぜひやってもらいたいと思います。

それと、いよいよ県議会議員の選挙が近づいてきたわけでも、あと、二十日余りかな、22日ぐらいかな。問題は、投票率がどうなるかと。知事選もあのような感じで、大変な低投票率、今度も半分は無投票という感じのようでございますが、やはり、今後投票率をどう高めていくかということは市町村を含め、県も責任が重いわけで、このあたりをどう考えておられるか、そこ辺のことをちょっと伺っておきたい。

○日高市町村課長 おっしゃるとおりで、12月の知事選につきましては過去最低の投票率となっております。

投票率自体にはいろんな側面がありますので、全ての要因について一挙に解決するような対策

というのはなかなか難しいものがあるところでありまして、全国的にも投票率の低下は、非常に課題として意識されているところでもあります。

私どもとしましては、今回の県議選に当たりまして、従来どおりのテレビ、ラジオ、新聞等を使った広報については、やれるだけのことはやりますとともに、新しい取り組みとしましては、例えば、今回の県議選は学校が4月のいわゆる春休みの期間等に当たっているものですから、なかなか学校そのものに行っても呼びかけをするのが難しいということもありまして、例えば、宮崎市内の映画館で映画と映画の間のコマーシャルとして選挙に行きましょうというふうなことを呼びかけてもらおうと。そういったことによって、若い人たちに対して周知を図りたいと考えております。

中長期的なところにはなりますけれども、総務省の統計として、子供のころに親と一緒に投票所に行った経験を持っている人は20%ほど、その後も投票を実際に行っている割合が高くなっているというネット調査の結果が出ているということでもあります。

今、選挙に行かない人に対しても、一生懸命広報を図っていきますが、今行こうとしない人に対して、急激に行ってもらおうような気持ちに変わってもらうことはなかなか難しいところもあるかと思えます。一方で、私たちとしては、小さいころから親と一緒に選挙に行くとか、そういうところで保護者を通じて、家庭での小さいころからの教育になるよう呼びかけていきたいというふうにも思っておりますし、今、教育委員会、それから市町村の選挙管理委員会とも連携をして、学校への出前授業などで、これから有権者になっていく人たちへの啓発をこれからさらに力を入れてやっていきたいと考えてお

るところであります。

○緒嶋委員 当面は今度の選挙に向けてどういふことをするか。長期的なことはわかるけど、もうあと二十日しかない間に何をするかということ。

○日高市町村課長 当面の県議会議員選挙に向けましては、テレビ、ラジオ等を通じた広報、街頭啓発、ポスター、パンフレット、そのほかに、例えば、消しゴムとか絆創膏とかいったPR資材などを使って街頭で関心を高めてもらおうというふうなこと。それから、先ほど申し上げましたような、映画館での上映によって広く呼びかけをするといったようなこと。なかなか新味のあるという部分については、見出しにくいところではあるんですが、やれることはできる限りやっていきたいというふうに思っております。

○緒嶋委員 もう今から始めちゃかんと、29日からじゃろう。そやから、それまでに何をするかということで、もうテレビやら、いつから県議会議員選挙、またその後に市町村選挙もあるわけ。そのあたりはやっぱり早目にやらんと、告示があつてからじゃ、それこそ投票率が上がらないということ。事前にいかに投票率を上げるための対策とかは重要だと思う。そういうスケジュールはもう決まっているわけですか。

○日高市町村課長 選挙に行きましょうという啓発呼びかけにつきましては、告示後、すぐに取りかかれますように、既にもう、いわゆる広告代理店への委託ということで、事業所をコンペによって選択し、テレビの映像ですとか、ポスターの図案ですとか、そういったものについて既に策定を進めているところでもあります。

○緒嶋委員 告示前にやられることはないわけですか。告示後しかできんわけ、そういうPR

というか。

○日高市町村課長 県議選が4月7日にありますという大がかりなポスターとかいったものは告示後に実際に張っていくと。告示で立候補者が全て正式に出そろって、選挙が実際に行われますよということが確定してから、そういう臨時的な選挙啓発は行っていくこととなりますが、例えば、若い人たちに対してのPRですとか、出前授業とかいった部分については、年間通じてやれる部分ですので、そういった分については、市町村の選管にも働きかけをして、投票率の向上に動いていただきたいと思います。

○緒嶋委員 それはもう、この22日間の間にそういうことをやるということですか。

○日高市町村課長 これからの告示までの間には、各市町村選管などと打ち合わせをする会議などの機会も何度かありますので、そういった機会を通じて、またやっていきたいというふうに思っております。

○緒嶋委員 いいですか、これはもうスピーディーにやらないと、日にちがもう決まってるわけだから、今はもうやっておりますとか言うぐらいじゃないと、本当はおかしいわけです。いかに投票率を上げるかという努力をやらん限りは、投票率は上がらんわけだから。そういう努力がちょっと目に見えんもんだから、そういう点がどうあるべきかというのは、毎年選挙があるごとに、実際、もうずっと投票率が下がってきておるわけです。今度も恐らく県議会議員選挙でも50%以上超すところはそうないんじゃないかなという心配もある。やはり選挙権という、それぞれの個人の貴重な民主主義の原点みたいなもんだから、そういう点においては、ぜひ、県も市町村と連携をとりながら、今、こういうことをしておりますと言えるぐらいのことをしてい

かんと、なかなか容易じゃないと思います。立候補する人も少ないが、PRも少ない気がしますので、最大限の努力をしてください。

○右松委員 投票率を上げるために、我々候補者ももちろん努力はしていきたいと思っております。

県行政としてどこまでやり切れるかわかりませんが、例え、年齢層ごとに、何を見て投票されたのか、リサーチの上、分析をしていく。恐らく、いろんな形で変わって、年齢層によって違うと思うんです。新聞の選挙公報であったり、あるいは回覧板でどこまでやり切れるかわかりませんが、あるいは若者はやはりネットが中心になってきていますので、SNS、インスタとか、いろんな媒体、ツールを使って選挙公報はしていかないといけないと思っております。

ですから、そのあたり、今回、ネット関係はどういう広報、宣伝をされるのか、そこをちょっと教えてもらえないでしょうか。

○日高市町村課長 ネット関係につきましても、広告代理店との契約になりますけれども、ユーチューブですとか、インスタグラム、フェイスブック、ツイッター、こういった若い人たちを中心に利用が盛んになっているようなSNSに——例えばユーチューブですと、映像が始まるときに、最初にCMがあったりしますが、ああいったものを活用して、見てもらう。実際、広告代理店のリサーチでは、特に若い人ほど、新聞、テレビを今余り見ないで、SNS、インターネットを通じての情報収集のほうが多くなっているという情報もありますので、これから先も含めて、このSNSの活用につきましては、力を尽くしていきたいと思っております。

○右松委員 そうですね。わかりました。ユーチューブは、前回されたのも私拝見させてもらいまして、非常にいいPRにはなっているのかなと思ったところでした。

やはり、できるだけ若者向けにもさまざまな対策を講じていただいて、先ほど言いましたように、できればやはりリサーチもかけれるのであれば、投票所、どういう形になるのかちょっとわかりませんが、あるいはアンケートとかでもいいのかな。いろんなやり方はあると思うんですけれども、投票行動を起こすその理由といましようか、そういうそれを起こした理由がわかれば、また、今後、いろいろ参考になるのかなと思っていますので、また、いろいろと考えてもらうといいのかなと思っています。

○蓬原委員 宝くじに関して、楽しいことを聞きますから。これは夢を買うわけですよ。多くの方に夢を買っていただいて、それをこうやって市町村振興とかにいろいろ役立つというわけですけど、この夢がかなった人というのは、過去何年かの実績ってわかるんですか。意味がわかりますか。県内でどれぐらいの夢が実現しているかという。

○日高市町村課長 それは、当選した人が県内でどのぐらいいるかという。(「例えば1等とかあるじゃないですか」と呼ぶ者あり)

済みません。ちょっと市町村課ではわかりません。申しわけございません。

○蓬原委員 わからなくていいんですけど、どこかでわかるんだったら、番号でわかるみたいですね。ここは当たりましたとか書いてあるじゃない。ここでも1つの夢を持っているわけだから、せっかくこういう事業をやるからには、多くの人に買っていただくにこしたことはないわけで、何かそういう把握していてもいいのかな

と思ったものですから。また、我々も、ここでもし把握しておられれば、いろんところで宝くじが当たっていますよという話もできるかなと思ったものですから、以上です。

○松村委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、質疑もないようですので、第2班の審査を終了いたします。

次に、第3班として、総務事務センター、危機管理課、消防保安課の審査を行いますので、順次、議案の説明をお願いいたします。

○佐藤総務事務センター課長 総務事務センターの平成31年度当初予算について御説明いたします。お手元の分厚い資料、歳出予算説明資料の107ページをごらんください。

当課の当初予算額は7億3,784万7,000円でございます。

それでは、主なものについて御説明いたします。

109ページをお開きください。

中ほどの(事項)総務事務センター運営費、予算額2,311万6,000円でございます。これは、本庁総務事務センター及び各県税・総務事務所の総務事務センターの運営に要する経費や給与計算事務に係る経費、人事給与オンラインシステムに係る経費でございます。

次に、一番下の(事項)健康管理費、予算額7,627万4,000円でございます。おめくりいただきまして110ページをお開きください。これは、職員の健康管理事業等に要する経費であります。

説明欄2の職員のからだの健康に関する事業は、全職員を対象とした定期健康診断等を行うための経費であります。

3の職員のメンタルヘルスケア総合支援事業は、職員のメンタルヘルス対策に係る経費であ

ります。

次の(事項)職員厚生費、予算額2,775万3,000円でございます。これは、職員の健康保持増進や保健体育施設等に要する経費であります。

次の(事項)恩給及び退職年金費、予算額632万円、また、その下の警察費の(事項)恩給及び退職年金費、予算額5,517万3,000円でございます。これは、元知事部局職員7名、元警察職員61名分に係る恩給等の経費であります。

総務事務センターは以上でございます。

○高林危機管理局长兼危機管理課長 危機管理課の当初予算について御説明いたします。歳出予算説明資料の111ページをごらんください。

危機管理課の平成31年度当初予算額は12億3,089万3,000円であります。

主な事業について御説明いたします。

ページをめくっていただきまして、113ページをお開きください。

まず、一番下の(事項)防災対策費7億3,064万円であります。

主なものについて御説明いたします。

次のページの114ページの上段をごらんください。

説明欄の8、被災者生活再建支援基金拠出事業費4億4,732万8,000円ありますが、この被災者生活再建支援基金は、自然災害による被災者に対し、生活再建のための支援金を支出するために各都道府県が資金を拠出して*600円規模の基金造成を行っているものでございますが、前回の平成23年の拠出以降、全国的に災害が相次いだことによりまして、平成31年度末の基金残高が、追加拠出が必要となる基準であります300億円を下回る約205億円となる見込みであります。このため、全国知事会におきまして、31年度に600億円の回復を目指して400億円の追加

拠出が決定されたことによりまして、本県負担額を拠出するものでございます。

次に13の南海トラフ地震応急対策体制構築支援事業2,045万1,000円は、国の南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画に基づき県が策定した実施計画に基づきまして、県が指定する広域物資輸送拠点等における円滑な燃料供給体制を構築するための資機材の配備を行うとともに、市町村の受援計画に位置づけられた拠点等の運営に必要な資機材整備等への補助を行う経費でございます。

次に14の減災力強化推進事業4,340万7,000円は、南海トラフ地震等の大規模災害から県民の生命を守るため、市町村が行う津波避難タワー、避難経路等の整備、避難訓練に要する経費の助成を行うものでございます。

次に、説明欄の15の防災情報共有システム整備事業9,264万9,000円は、災害時における災害対策本部機能の高度化を図るため、国立研究開発法人防災科学技術研究所と連携し、最新のICT技術や本県独自のひなたGISを活用した防災情報共有システムの整備を行うための経費であります。

次の16の改善事業「災害への備え100%推進事業」、17の改善事業「みんなのPOWERを結集! 「共助の力」強化事業」、18の新規事業「宮崎県地震・津波被害想定調査」の3つの事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、下から2番目の(事項)火山対策費977万5,000円は、本県、鹿児島県及び霧島山周辺市町と共同で設置しております霧島山火山防災協議会において、噴火警戒レベルの設定など、警戒避難体制の整備を推進するとともに、硫黄山

※93ページに訂正発言あり

周辺の火山ガス濃度を測定・監視し、霧島山に係る火山防災対策の強化を図るための経費でございます。

その下の(事項)危機管理総合調整推進事業費1,046万2,000円は、さまざまな危機事象に迅速かつ的確に対応するため、災害監視室における24時間監視体制の運用等に要する経費でございます。

115ページをごらんください。

一番上の(事項)国民保護推進事業費249万3,000円は、宮崎県国民保護計画に基づいて、国、市町村、関係機関等との連携を図り、国民保護に関する県民への啓発の実施や、国民保護協議会の開催等に要する経費でございます。

一番下の(事項)災害救助事業費1億3,575万7,000円であります。これは、災害救助法が適用される大規模な災害等の発生に備え、食料などの備蓄を行いますとともに、大規模災害が発生した際に、市町村が災害救助のために支出した経費に対する県負担分の支払いや、災害救助法に基づく災害救助基金への積み立てに充てるための経費でございます。

資料変わりました、委員会資料の24ページをお開きください。

改善事業の災害への備え100%推進事業でございます。

1、事業の目的・背景でございますが、南海トラフ地震等の自然災害から県民の生命・財産を守るため、個人や家庭、それぞれの地域などで日ごろから取り組んでおくべき災害への備えについて、普及・啓発を行うことによりまして、県全体の減災力向上を図ることとしております。

2の事業の概要でございますが、予算額は2,424万2,000円、宮崎県大規模災害対策基金を財源として、事業期間は31年度から2カ年間

であります。事業の内容は、①の減災行動集中啓発キャンペーン事業といたしまして、家具の固定を含む耐震化、早期避難、備蓄の3つの減災行動を中心に、年間を通じて情報発信を行いますとともに、災害への備えにつながる県民参加型の防災イベント等を実施することとしております。具体的には、テレビ、ラジオ等の媒体を効果的に組み合わせた情報発信や、県防災の日の防災の日フェアの開催、津波防災の日前後のみやざきシェイクアウト等の実施でございます。また、②の減災行動普及事業といたしまして、防災講演会等を実施することとしております。

3の事業効果でございますが、県民が災害を正しく理解し、備えることにより、被害の軽減が図られるものと考えております。

続きまして、25ページをごらんください。

改善事業、みんなのPOWERを結集!「共助の力」強化事業でございます。

1の事業の目的・背景でございますが、県民の防災に関する意識の啓発や、知識・技能の習得等に携わる地域防災リーダーの育成に取り組むとともに、地域防災の中核となります自主防災組織の活動強化の取り組みを支援することによりまして、県民がお互いに助け合う共助の力の強化を図ることとしております。

2の事業の概要でございますが、予算額は2,566万2,000円、宮崎県大規模災害対策基金を財源といたしまして、事業期間は31年度から2年間としております。

事業の内容は、①の地域防災リーダーの養成・能力向上といたしまして、防災士の養成や地域防災リーダーとして必要となる実技等に関する研修を実施することとしております。また、②の自主防災組織の活動強化といたしまして、

市町村職員や自主防災組織等を対象とした研修会、防災士による出前講座、市町村が行う自主防災組織の資機材の整備への支援を実施することとしております。

3の事業の効果でございますが、このような地域防災の中核的役割を担う人材の育成や自主防災組織の充実を図ることによりまして、地域防災のかなめとなる共助の力を強化することができるものと考えております。

次の26ページをお開きください。

新規事業の宮崎県地震・津波被害想定調査でございます。

1の事業の目的・背景でございますが、5年前に新・宮崎県地震減災計画を策定してから、これまで、さまざまなソフト・ハード対策に取り組んできたところでありますが、本調査は、これらの取り組みによる減災効果の達成状況の把握や分析のほか、さらなる被害軽減に向けた課題の抽出や対策の検討を目的として実施することとしております。

2の事業の概要でございますが、予算額は3,027万8,000円で、宮崎県大規模災害対策基金を財源として31年度の単年度で実施することとしております。

事業の内容といたしましては、平成23年度から24年度にかけて実施いたしました地震・津波被害想定調査において算出しました各種データを最新のものに更新し、現状の減災効果の算定を行います。具体的に申しますと、避難困難区域の解消のために、市町が指定緊急避難場所として指定しております津波避難ビルなどの指定数の増加や、津波避難タワーなどの津波避難施設の整備数などのほか、ことし1月公表いたしました津波避難等に関する県民意識調査の早期避難率の現状値等を反映させることを考えてお

ります。また、新・宮崎県地震減災計画に基づく庁内各課が取り組んできましたさまざまな取り組み状況につきましても、実施効果などについて調査・分析を行うことを想定しております。

3の事業の効果といたしましては、このような事業内容のもと、調査を実施することにより、新・宮崎県地震減災計画に当初掲げた短期の目標に対する達成状況が検証できるほか、今後、中長期の目標達成に向けた課題の抽出や施策の見直し等に反映できるものと考えております。

続きまして28ページをお開きください。債務負担行為の追加でございます。

上から3段目の防災情報共有システム整備事業でございますが、これは、先ほど御説明したとおり、災害対策本部機能の高度化を図るための防災情報共有システムの整備を行うもので、31年度に構築業務委託を発注することとしておりますが、システム関係機器の接続や運用試験などが、防災拠点庁舎の本体工事完了後となることから、31年度から32年度にかけての実施をお願いするもので、3,943万5,000円を計上しているところでございます。

それと、済みません。ちょっと訂正とおわびをいたします。113ページの8の被災者生活再建支援基金拠出事業の関係で、都道府県が資金を拠出して600円規模の基金造成ということで、私が間違っただけで、正しくは600億円の規模ということで、間違っていましたので、訂正いたします。

説明は以上でございます。

○室屋消防保安課長 消防保安課に関する当初予算につきまして御説明いたします。歳出予算説明資料の117ページをごらんください。

消防保安課の平成31年度当初予算額は9億919万円でございます。

当初予算の主な事業につきまして御説明いたします。

119ページをお開きください。

まず、一番上の(事項)防災行政無線管理費5億4,183万3,000円であります。これは、防災行政無線等の無線設備の維持管理、保守委託、設備更新に要する経費であります。

説明欄1の無線設備の維持管理につきましては、総合情報ネットワークを適正かつ円滑に運営管理するための防災行政無線設備の電気料や衛星回線の負担金、機器類の修繕や更新・移設整備等に要する経費であり、2の無線設備の保守委託につきましては、防災行政無線設備や防災・水防情報処理システムなどの保守委託に要する経費であります。

次に、3の総合情報ネットワーク設備更新事業につきましては、防災行政無線等の設備更新に要する経費であり、平成31年度は大森山中継局の旧局舎解体工事や総合庁舎の鉄塔塗装工事を行います。

次に、5の防災行政無線落雷対策事業につきましては、防災行政無線中継局に近年多発している落雷被害を軽減するための対策機器設置に要する経費であります。

次の(事項)航空消防防災推進事業費1億8,638万3,000円であります。これは、防災救急ヘリコプターあおぞらの管理・運航に要する経費であります。

次に、下の(事項)消防防災施設設備整備促進事業費7,674万6,000円であります。これは、市町村の消防防災施設等の整備促進及び緊急消防援助隊の体制強化に要する経費及び消防非常備町村の常備化への動きに対する支援に要する経費であります。

説明欄の2、改善事業「みやざき消防力充実

強化事業」につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

120ページをお開きください。

一番上の(事項)消防指導費2,120万2,000円であります。

説明欄2の救急振興財団に対する出損等は、救急救命士を養成する目的で、平成3年に都道府県が共同出資して設立いたしました救急振興財団への負担金であります。

3のふるさと消防団活性化支援事業につきましては、地域防災力のかなめである消防団の活性化及び消防団員の士気高揚を図るため、消防団員等の表彰や消防大会等のイベントの開催、県消防協会等関係団体との連携等に要する経費であります。

4の消防団に新しい力を！事業につきましては、消防団員の加入促進を図るために、消防団の将来像や課題について、団員等が意見交換を行う機会を設けるとともに、消防団広報紙や団員募集チラシの作成、また、テレビCMなどの広報に要する経費であります。

次の(事項)予防指導費1,663万4,000円あります。これは、消防設備士に対する再講習や危険物取扱者に対する免状交付及び講習等に要する経費であります。

次の(事項)消防学校費5,979万6,000円あります。これは、消防職員、消防団員等を対象に、消防学校で教育訓練を実施するために要する経費であります。

説明欄4の消防学校訓練機能強化事業は、国の運営基準に基づいた資機材整備等を計画的に行い、消防学校の教育訓練の充実を図るものであります。

121ページをごらんください。

次の(事項)火薬類取締費63万9,000円、また、

次の(事項) 高圧ガス保安対策費525万4,000円、一番下の(事項) 電気保安対策費70万3,000円については、それぞれ火薬、高圧ガス、電気工事業に関する許認可や保安指導等に要する経費であります。

次に、委員会資料で御説明いたします。

総務政策常任委員会資料の27ページをお開きください。

改善事業のみやぎき消防力充実強化事業であります。

まず、1の事業の目的・背景であります。将来の発生が危惧されております南海トラフ地震や近年激甚化する風水害、大規模な火災など、災害発生時の消防防災活動に必要な資機材等の整備を促進するとともに、緊急消防援助隊の訓練を行うことにより、県内の消防力の充実強化を図るものであります。

2の事業の概要であります。予算額は3,674万6,000円で、財源は、宮崎県大規模災害対策基金及び県単独費で、事業期間は平成31年度から2年間であります。

事業内容につきましては、①の市町村補助事業は、災害活動時の消防団員の安全性を高めるために必要な資機材や災害防御用資機材、救助用資機材のほか、女性消防団員の活動に要する資機材等を、市町村や消防本部等が整備する際に、2分の1から4分の1の補助を行うことにより、これらの資機材等の整備を促進するものであります。②の県の事業は、緊急消防援助隊につきまして、県総合防災訓練での仮施設設置や、来年度本県で開催されます九州ブロック合同訓練のための防災服の更新等に要する経費であります。

3の事業の効果であります。当該事業を実施することにより、市町村の消防力が一層強化

され、災害に強い安心で安全な地域社会の構築が可能となるものと考えております。

次に、1枚めくっていただきまして、委員会資料の28ページをごらんください。

債務負担行為の追加であります。

表の一番下の段の防災情報通信機器移設整備事業であります。これは、防災拠点庁舎整備にあわせ、1号館設置の防災行政無線設備、災害対策用情報通信機器を移設するもので、31年度に関連工事を発注することとしておりますが、全ての工事が防災拠点庁舎の本体工事完了後の施工となりますことから、31年度から32年度にかけての事業実施をお願いするものであり、6億7,888万1,000円を計上しております。

次に、別冊の資料に移っていただきまして、決算特別委員会の指摘要望事項に関する対応状況という資料の2ページをごらんください。

個別的指摘要望事項としまして、消防団員の確保につきまして、関係市町村に対し消防団の活動実態等の住民への周知や団員報酬の格差の縮小など、必要な助言等を行うよう要望がありました。

この要望への対応状況について御報告いたします。

消防団員数は、本県のみならず、全国的にも減少傾向にあります。消防団は地域防災のかなめであり、団員の確保は大変重要な課題であると重く受けとめております。県といたしましても、消防団広報紙及び消防団員募集チラシ——このタイトルは「ダン」と言うものでございます——を作成し、県民に対して消防団の重要性や魅力を発信してまいりましたが、今年度から従来の配布先に加えまして、自治公民館等に配布するなど情報発信の強化に努めることとしたところであります。

御指摘のございました活動可能な団員数の把握、自治会を通じた住民への活動実態等の周知及び消防団員の処遇改善。この処遇改善につきましては、既に市町村宛に依頼文書を発出してありますが、今後ともさまざまな機会を捉えまして、各市町村に対して、必要な働きかけを行ってまいりたいと考えております。

また、昨日の委員会でも御報告申し上げました、みやざき消防団の日の制定を機に、広く県民に対しまして、消防団の重要性や感謝を訴えていくことにより、消防団員の士気高揚や消防団への加入促進を図っていきたくと考えております。

消防保安課は以上でございます。

○松村委員長 各課長の説明が終了いたしました。議案について、質疑はありませんか。

○右松委員 委員会資料の25ページで、危機管理課なんですけど、予算額2,566万2,000円ということで、その中で、自主防災組織の活動強化ということが出ていまして、私、8年前に一般質問で自主防災組織の組織率についても伺ったことがございました。当時は、東日本大震災の直後だったものですから、非常に意識が高い中で、8年前に調べた際に、この組織率に関しては26市町村でかなり大きな差があったと記憶していきまして、その後、いろいろと取り組みを進めていく中で、県の目標は達成したというふうに私は認識しています。そこがもし間違っていたらあれですけど。その後、26市町村での組織率の格差というか、その辺はどうなっていますでしょうか。縮まっているのかどうか。そこをちょっと教えてもらえるとありがたいです。個別の市町村はいいです。

○高林危機管理局長 市町村間の格差については、今ちょっと手元にないんですが、大分縮まっ

ているというようなことは聞いております。ちなみに、平成30年4月1日現在では、自主防災組織の組織率は、本県は86.8%ということで、全国では28位ぐらいの状況にはなっております。前回29年度が83.9%ですから、それから向上している状況でございます。

○右松委員 あの当時、8年前に数%台と100%だったと思いますけれど、かなり開きがあったんですよね。いろんな理由があるかと思っっているんですけど、その差が縮まってきたということで、組織率の定義というものも、きちっと市町村によってそれが理解されているのかどうか、そのあたりもちょっと気になったところでもございました。

以前もちょっと話したかもしれませんが、私の地元の自主防災組織で、救助班とか、誘導班とか、あるいは炊き出し班とか、いろいろ班構成をしていまして、自治会の班長がそこに割り当てられると。私のところでは、年に2回防災訓練をやっているんですけど、地震が発生して、避難所に指定されているところまでに到達する時間まで実際にはかかって、それで、年配の方とか、足の悪い方とかは誰かが一緒に介添していった訓練もしています。そういった組織率の定義と、それから、そういった訓練も含めて、これは市町村にかなり周知はされてきているというか、活動も広がってきていると認識してよろしいでしょうか。

○高林危機管理局長 まず一つが、組織率の定義でございますが、この自主防災組織のカバー率といいますか、組織されている地域の世帯数を管内の世帯数で割るという定義につきましては、自主防災組織の報告がうちにも上がっている関係で、そこでチェック等をやったりとかしておりますので、そこは大分周知されたんでは

ないかと思っております。

また、自主防災組織のカバーをするための活動とかにつきましては、今出たように、避難訓練とかされているところがございます。それにつきましては、例えば、うちで実施しております防災士養成というものがございますが、この防災士の方々が各地区に出前講座という形で行ったりとか、訓練に参加したりして、その地域の方にアドバイスをしていく形で、防災力を高めるような取り組みはしているところでございます。

○右松委員 わかりました。防災士も順調に数が伸びていると認識していますので、ぜひ今後とも引き続き取り組んでいただきたい。

それから、最後にもう一点ですけれど、指摘要望事項に関する対応状況で、2ページの先ほどの消防団員の確保の面で、今年度から従来の配布先に加えて、地域の自治公民館等に消防団広報紙及び消防団員募集チラシを配布することなど、情報発信の強化に努めることとしましたということで、大変ありがたく思っているところでございます。

私も現役の消防団員をやっていますが、やっぱり消防団って、地域防災力の向上に間違いなくプラスになるんですね。消防水利の点検とかを、私たちは日常的に、定期的にやっています。すぐ消防水利が使えるようにそういった点検をしたりとかですね。そこの住民には余り知られていないそういった活動も我々はやっているものですから、そういった面では、やはりそういったところも周知をしてもらおうと、消防団の意義というか、いざというときにやはり役に立つという、その辺の安心感も与えることができますので、ぜひこの取り組みは進めていただきたい。このチラシの内容とかについて、ちょっと詳し

いことを、もし今わかれば教えてもらえるとありがたいんですけども。大変ありがたい取り組みだなと思って、ぜひよろしくをお願いします。

○室屋消防保安課長 先ほど申しました消防団の加入のための広報、啓発用のチラシにつきましては、消防団の活動全般について掲載しまして、大学生・高校生全員に配布しているところでございます。

それと、広報紙「DAN!!」につきましては、今年度は年2回発行いたしましたして、内容につきましては、出初め式の状況ですとか、操法大会の状況、それと、各支部で、各消防団で実施されております催し等について委託先が取材をしまして、それにつきまして広報紙として発行しているというような状況でございます。

○井本委員 消防団、感謝の日とかつくるんでしょう。いいことだなと思うんですが、とにかく消防団の人たちがみんなから感謝されているという、これがやっぱりやりがいですよ。だから、感謝をする日はその日ですばらしいんだけど、やっぱり何らかの形で、もうちょっと具体的に形にあらわさないといかんのやないかなという気がするんだけど。日を定めたら、それで終わりじゃなくて、何かセレモニーなり、あるいは、できたら市あるいは公民館単位ぐらいで、もうちょっと具体的に形をあらわせんかな。そのことは今度、市町村のやることになるから、どうなるかはわからんけれど、単なる日を定めるだけじゃなくて、もうちょっと形をあらわせんもんかなと。そのための予算とかは今回はないのか。

○室屋消防保安課長 具体的にいろいろ検討したところではございますけれども、今回、消防団の日につきましては、消防大会の日に決定していただきまして、来年度から具体的な周知徹

底を図っていきたいと考えているところがございます。特別な予算は、現在のところ組んでございません。

○井本委員 わかりました。

危機管理課なんだけれど、延岡が、タワーが少ないとしょっちゅう言われる。隣の日向とか比べると。それで、数がえらい少ないらしいんだけれど、これも延岡市がやることだから、しょうがないということになるのか。

○高林危機管理局長 津波避難タワー等につきましては、津波の浸水区域からすぐに出れない方についてタワーに避難していただくんですが、その地域の人数を考えた上で積算をされているものだとは思っておりますけれど、それぞれの市町村で考えた上でしているものだと思っております。

○井本委員 恐らくそんな返事だろうと思ったんだけど、やっぱり日向がえらい多いんだよね。20か30かあって、それで、延岡が2つか3つしかないというもんだから、それでみんなが言われるんだよ。もうちょっとこっちからも啓蒙してやるようなことはできんのかな。

○高林危機管理局長 例えば、避難する場合には、津波避難タワーだけではなくて、津波避難ビルでありますとか、高台とかというのがございまして、そちらもそれぞれの市町村とかで整備しておりますので、それを合わせますと、沿岸市町の方が避難できる数はカバーしている状況ではございます。

○井本委員 もう一つ。学校とか県営住宅なんかを避難ビルにしているんだ。そうすると、屋上に上れんというわけよね。確かに踊り場ぐらゐに集まってもよ、3階、4階の踊り場なんて狭いもんだわ。やっぱり上に上がらんといかんと言っただけれど、上に上がるすべがないとい

うね。あの辺はどういうふうに考えているの。

○高林危機管理局長 今、委員の御質問の関係を、そこまで具体的には私たちも把握しておりませんでしたので、それについては、ちょっと市町村にもこういったお話があったということで、つないでおきたいと思っております。

○井本委員 いやいや、県営住宅なんかは、せめて県が把握しとかんといかんちゃねえか。その辺はどうなの。

○高林危機管理局長 済みません。今現在、そこまで把握しておりませんでしたので、県営住宅の担当のところとその辺については話をしたいと思っております。

○井本委員 だから、あそこの3階、4階の踊り場辺に逃げても5人か10人ぐらいしか。屋上まで上る訓練をしとかんと、何のためのあれかというね。

○高林危機管理局長 県営住宅につきましては、屋上に限らず、それぞれのフロアで使える面積を算出して、そこは何人という形で考慮をしているとは聞いております。

○井本委員 本当に踊り場なんか10人ぐらゐになればいっぱいだわ、みんなわ一つとかけてきたらどうするの。その辺の住民の人がそうやって言うんだけれどね。あんなところ、何で上に上がれんのだろうね。ぼんと上まで上がれる工面をしていけば簡単だがねという話をね。

○高林危機管理局長 各公営住宅については、それぞれの面積から人数を割り出していると思っておりますけれど、そのほかの避難ビルとかいった面もあると思っておりますので、そちらもありますというような周知といたしますか、そういった面が逆に必要になるのではないかなとは考えております。

○井本委員 屋上を開放するのは、そんな難し

いことなのか。難しいことなら、私もあまり言わんのやけれど、そんな難しいこっちゃないんじゃないかと思うから言うんだよね。だーっと来たとき、緊急避難の時期は、みんなどこに逃げていくやら。それこそどんな逃げ方するかわからんわけやから、やっぱりある程度余裕がないとよ。屋上だったら、だーっと上がっていけばいいわけやからよね。屋上をそういうふうに開放するのが難しいというなら、しょうがないんだけど、そんな難しい話じゃないんやないかと思うから言うんだよ。

○高林危機管理局長 私も若いときに県営住宅に住んでおりましたけれど、屋上に上がるためには、たしか外からはしごとかで上がっていったと思います。最近のはちょっとわかりませんが。

○井本委員 ちょっと研究してみて。

○高林危機管理局長 はい。それは土木サイドのほうにも、こういう話があったことについてお伝えしていきたいと思います。

○緒嶋委員 今のお話やけれど、避難タワーとか避難ビルというのは、地域に住んでいる人がそれをわからにゃいかんわけですよ。じゃから、標識をつくって、このビルは避難ビルですとか、その地域の人がかかることが一番。どこに避難していいかわからんのが一番困るわけ。だから、そういう標識をびしゃっとして、避難タワーですとか避難ビルを——県営住宅でも避難できるなら、県営住宅も屋上は避難場所ですとか明示せんと、そういうとき、何もわかるもんがないままに避難することはできない。右往左往するということになる。だから、それはもうハードというよりも、ソフト面でそういうものを地域住民に周知するという。やっぱり自分で自分を守るというのが防災の一番原点

じゃから、そういう点では、どこに避難していいかと右往左往するのが一番困るわけですね。地震が起きたら、自分のところの避難はあちらあたりがいいとかいうのを、日ごろから頭の中に入れておかにゃいかん。それから、そういう標識をできるだけつくるということ。そして、今、海拔何メートルとかいうのはあるけれど、どこに避難していいかというのを地域住民に徹底するようなものをやるべきだと思います。

それから次は、宮崎消防力充実強化事業。これは、国土強靱化みたいな感じにもとれんことはないのですが、今度の7兆円の中では、消防力強化、こういうのには充当できるわけですかね。国土強靱化というか、人を守るという意味。強靱化という意味は、やっぱり人を守るというのが前提での強靱化だと思うんですが、こういうのには充当できんのか。

○室屋消防保安課長 今回の宮崎消防力充実強化事業は、国のその政策とは別ということで現在対応しています。

○緒嶋委員 わかりました。

ところで、市町村から消防車の更新とか、いろいろ機材の充実とかいう要望があると思うのですが——消防署からもあるかもしれませんけれども、市町村から県に対して、こういう補助をいただきたいというような要望はどの程度来るわけですか。やはり毎年来る中で、なかなか全てを充足することはできんのではないかと思うんですけど、その実態はどうなっているわけですか。

○室屋消防保安課長 具体的に……。執行につきましては、ほぼ満額執行しております。これは、前年度の違う事業ですけれども、同じような機材の整備事業でございまして、これにつきましては、満額執行しております。

○緒嶋委員 満額というのは、予算の範囲で満額だと思うんです。要望が、満額と言われる以上に、もう次年度繰り越しというような感じであるのかどうか。繰り越しというのは、もう予算の範囲内だから、何でもじゃけれど、100%は充足できるわけですよ。そういう要望がどの程度あるのかということで。

○室屋消防保安課長 市町村の要望は、^{※1}ほぼ100%ということでございます。

○緒嶋委員 100%。そうですか。それはありがたいことじゃから、まあ市町村は遠慮して要望をしとるかもわかりませんが、できるだけそういう要望には応えてほしいなと思います。

それと、先ほどありました被災者生活再建支援基金拠出事業は、拠出することは基金をできるだけ充実させるために必要じゃけれど、どういうルールで災害に遭った人に給付されるわけですか。

○高林危機管理局長 被災者生活再建支援基金からの拠出につきましては、まず、その災害が宮崎県とか宮崎市で該当するかというのが基準になります。例えば、災害救助法の施行令の第1条、第1項、第1号で該当した場合——例えば、人口5,000人未満の市町村につきましては、30世帯以上の世帯が全壊したとかという場合につきましては、その地区の方が対象になるわけなんです。その際には、まず申請をしていただいて、市町村から県に上がって、それから、公益財団法人都道府県センターという基金を管理しているところがございます。そこに申請して支給されるんですが、その額につきましては、例えば、基礎の支援金といたしまして、全壊世帯に対しましては100万円。さらに加算支援金といたしまして、住宅を建設したりとか購入した場合には1世帯当たり200万ということで、この

世帯については、あわせて300万渡るということになります。また、全壊をしたんだけど、賃貸住宅に入ったりとかいうときには50万円を支給ということで、150万円の支給とか、そういう支給の流れになっております。それぞれの世帯に支給されることになっております。

○緒嶋委員 宮崎県でこれに該当したような災害というのは、どういうのがあるわけですか。

○高林危機管理局長 これまでに支給した実績につきましては、平成17年の台風14号、それと、平成18年の台風13号等がございまして、それ以降については、支給対象の実績はございません。

○緒嶋委員 それと、宮崎県大規模災害対策基金は、どういう形で基金を積み立てるとですかね。

○高林危機管理局長 大規模災害対策基金につきましては、一番最初は平成25年に、東日本大震災の発生の際に、最初は^{※2}東日本大震災被災者支援基金として設立されておりました。当初5億円で基金を造成されておりました。その後、27年度に、災害等に的確に対応できる人材育成でありますとか、広域連携体制の整備等を前倒しで実施して、防災・減災対策の強化を図っていくために、27億円を追加して造成されたものでございます。

○緒嶋委員 これは県費で基金をつくったのか。

○高林危機管理局長 県費でございまして。

○緒嶋委員 であれば、ことし基金を1億余り取り崩したと思ってるけれども、基金はあとのくらい残ってるわけですか。

○高林危機管理局長 見込みでございまして、30年度末で14億3,600万ほど残る見込みでございまして。

※1 105ページに訂正発言あり

※2 次ページに訂正発言あり

○緒嶋委員 これは、できるだけ有効活用するのが一番だと思いますので、消防力の充実とか、そのほかのことについても、できるだけ有効に活用して、万が一の南海トラフを含め、いろいろな災害に対応する努力はぜひやってほしいと要望しておきます。

○高林危機管理局長 先ほど私は、25年度に東日本大震災被災者等支援基金と申しましたが、もう25年度から宮崎県大規模災害対策基金の名称でございましたので、訂正をさせていただきます。

それと、先ほど緒嶋委員から、避難経路等の案内等が必要だというお話がございました。それにつきましては、実は、減災力強化推進事業というのが114ページの14番にございます。この中で、市町村が避難路について表示板を立てたりとかしたのについて、県が補助をする形にはしておりますので、また市町村にもそういったことがあったら点検して、こういったものを利用してもらうように周知していきたいと考えております。

○緒嶋委員 ぜひやってください。

○武田委員 予算説明資料の危機管理課の115ページの国民保護推進事業費が、前年が713万9,000円から今年度が249万3,000円に大幅に下がっているの、その要因を教えてください。

それと、消防保安課の119ページの航空消防防災推進事業費も、前年の2億5,900万から1億8,600万に大きく下がっているの、その要因をお願いします。

それと、120ページの消防学校費が、前年8,100万から本年5,900万と、ここも下がっているの、その要因をお願いします。

○高林危機管理局長 国民保護推進事業費が31年度大幅に減になっている理由でございますが、

実は、30年度はことしの1月31日に国民保護の実動訓練を実施いたしました。これは、消防庁、国、県、防災関係機関とともに、イオンモール宮崎、JR宮崎、コテージ・ヒムカ等で実際のテロを想定した訓練を行いましたので、30年度は予算が大きくなっておりますが、31年度に關しましては、そういった訓練を行わず、検証活動を行っていくということですので、31年度は予算が減になっているということでございます。

○室屋消防保安課長 まず、航空消防防災推進事業費の減の理由でございます。これにつきましては、本年度、防災ヘリの5年点検の時期と重なっております、この5年点検は、3カ月の運休で点検を実施するものでございます。この点検の委託料と、かわりのヘリのリースで今年度9,153万円計上してはおりますが、これが来年度はございませんので、その分の減でございます。

もう一件、消防学校の減の理由でございます。これは、本館空調改修工事が終了したことから、2,400万余の減額となっております。

○武田委員 わかりました。ありがとうございます。

次に、先ほどから出ている宮崎消防力充実事業なんです、消防団の活動で、大規模災害、津波等の災害のときに、他県の事例を見ますと、バイク隊であるとか、そういうものが。津波とか家が倒壊した場合になかなか車で入っていけないということで、バイク隊というのを組織されているところがあるようなんですが、県内においては、そういう事例はないでしょうか。

○室屋消防保安課長 通常そのようなバイク隊等は、機能別消防団というふうには呼ぶんですが、*バイク隊については、宮崎市の消防団

※次ページに訂正発言あり

で組織されております。

○武田委員 消防団とか、自主防災組織であるとか、防災士のリーダー育成等々も含めたときに、消防団の団員を募集するときに、やっぱり今の20代、30代の方から見て格好いいと思えるのが必要だと。先ほどから出ているように、消防団ってすごいんだよとか、一生懸命頑張っているんだよ、裏方でこんなに頑張っているのを見せることも必要だし、プラス、若い方々が防災士であったり、自主防災組織であったり、消防団に、構成組織に入っていただくためには、やはり格好よさも必要だと思うんですね。さっきのバイク隊については、バイクに乗って月に1回とか2カ月ぐらい練習するとか。あと、ユニフォーム、作業着も、僕たちがいたころから比べると、最近の消防服は大分格好よくなったなと思うんですが、でも、最近、作業をされている民間の作業員の方もそうですね。もっと体にフィットした形の作業服というか、防災服が今主流になってきているんじゃないかなと思うんですね。だから、そこらあたりを含めて、防災士、自主防災組織のメンバー、そして消防団という形で、バイク組織というのはちょっと格好いいですよ。若い人から見ると、バイクに乗れるのというのもあるだろうし、それを県内全部にやれという話じゃなくて、そういう形の切り口からの消防団員募集であるとか、そういうのもあるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○室屋消防保安課長 まず最初に、先ほどの答弁の訂正をお願いしたいと思います。

宮崎市は水上バイク隊でございまして、通常のバイクにつきましても、高千穂とえびのが持っておるといってございまして、お詫びと訂正を申し上げます。

今委員の御指摘にありますバイク等の切り口については、消防団員の確保について非常に有効だと思いますので、そのようなものにつきまして整備したいというようなことがございましたら、積極的に補助をしたいというふうに考えております。

○武田委員 ありがとうございます。

それと、防災士、地域防災リーダーの育成、まあ防災士なんですけど、うちだけかもしれませんけれど、串間でそういう研修に参加したりすると、結構平均年齢が高いような気がしています。宮崎市とか都城市なんかはまだ若い方が多いのかもしれませんが、若手の市町村の職員であるとか、商工会議所さんとか、地域JAさんとか、そういうところに働きかけて、または消防団とかに働きかけて、できれば若い方を防災士であったりとか、地域リーダーとして育てていくような方向性は、今のところはないんでしょうかね。

○高林危機管理局長 委員のお話がありましたとおり、防災士の平均年齢は今50.3歳ということで、年代別を見ますと、40代以上の方が、40代、50代、60代の方がやっぱり多い状況でございます。あと20代については、少ない状況でもあります。ということで、防災士につきましては、危機管理局におきましても、目標といたしまして、人口の1%程度は将来的には確保したいと考えております。

また、女性につきましても、お聞きしますと、家庭での防災知識を持っていると、避難をするときとか、いろんなときに必要な知識がつくということで、女性で資格を取られる方も多くなっておりますので、いずれにいたしましても、防災士をこれからまたどんどん確保するために、いろんな取り組みをしていきたいと考えており

ます。

○武田委員 ありがとうございます。

○前屋敷委員 総務事務センターにお願いします。110ページの上のところ、健康管理費の3番になります。職員のメンタルヘルスケア総合支援事業が新年度は増額になっているんですが、かなり中身の充実が図られることだろうと思うんですが、具体的にどういう中身になるのか教えてください。

○佐藤総務事務センター課長 メンタルヘルス事業につきましては、その重要性を認識しておりますので、充実させていきたいと思っております。

まず初めに、啓発事業といたしまして、啓発と、あと研修をしております。指定年齢とか管理監督者への研修、新規採用職員の研修等を行っております。

それと、年に1回ストレスチェックをしておりますけれども、それを利用して、職場の改善に生かせるような研修を今年度実施したところでございます。

あと、全職員へパンフレット等も配るなどしております。

あと、二次予防といたしまして、心の相談員を5名配置しまして、各地区にも配置するなどして、職員へのきめ細かな相談事業に応じる体制としていただいております。

また、三次予防といたしまして、病休・休職をされている方が復帰するための復職支援会議等を実施しておりますし、また、その方がスムーズに復帰できますように、復帰される方の職場に対して、復帰前の職場研修等を今年度から実施したところでございます。

○前屋敷委員 必要なことだと思います。メンタル的には、やはり相談窓口といいますか、そ

ういうところがもうどうしても必要だなと。ちょっと異変を感じたときに、すぐ相談できるような体制がどうしても必要だなと思っておりましたので、ぜひ充実強化を図っていただきたいと思っております。

○佐藤総務事務センター課長 済みません。いろいろ事業も充実したんですけれども、心の相談員の人件費を、今まで人事課で計上しておりましたのを、本年度からこちらの事業で計上いたしましたので、その分がふえているということで、心の相談員5名分のうちの3名を計上してふえているということになります。

○前屋敷委員 じゃあ事業内容としては、これまでも進めておられたということですね。

○佐藤総務事務センター課長 進めておりましたが、今年度は2件ほど、先ほどいいましたように、職場環境改善研修とか、職場復帰前の研修とかを強化したところでございます。

○前屋敷委員 よろしく申し上げます。

危機管理課でお願いします。115ページの災害救助事業費で、1番の災害救助法に伴う救助費が増額になっているんですけれども、これは、どういうところがどういった内容で充実を図られるのか。

○高林危機管理局長 災害救助事業費の増額の理由でございますが、一番大きな要因といたしましては、備蓄品を備蓄しております。その関係で、31年度は毛布を備蓄をすることを予定をしておまして、その単価がふえたために、今回ちょっと大きくふえております。

○前屋敷委員 今、毛布ということだったんですけれども、毛布に関して言えば、現在どの程度備蓄があるんですか。

○高林危機管理局長 備蓄につきましては、まず基本計画で、備蓄の期間を平成29年度から33

年度までの5カ年で予定しております。それで、29、30ということで、1月23日現在でございますが、毛布につきましては、まだ1万4,400枚でございます。最終的には7万1,200枚程度備蓄を計画することにしておりまして、そういったものを順次進めて、年や買うものによって単価が増減しますので、ちょっと増減することがあるかと思えます。

○前屋敷委員 わかりました。

○蓬原委員 簡単に聞きます。総務事務センターかどうかわかりませんが、110ページのところで、健康増進とか、保健体育とか、先ほどもメンタルヘルスのことがありましたが、この県庁の中にシャワー設備は何カ所あるもんですか。

○佐藤総務事務センター課長 シャワー室につきましては、保健体育施設に健康プラザというのがございますが、そこに男女の更衣室がありまして、その中に温水の出るシャワー室があります。それと、そういう健康管理の施設があるんですけれども、ほかに庁舎の地下にもシャワー室があります。

○蓬原委員 それは、かなりキャパとしては——例えば、昼休み時間に運動したりとか、散歩をしたりとか、例えば、朝、これから自転車もだんだんとメジャーになってくると思いますけれど、あるいは歩いてきたりとか、健康づくりですよね。そういうことで、例えば、自転車通勤をする職員さんとかがふえてくる。シャワーを浴びてから、もう一回仕事に。昼は、ミニバレーでも何でもいいけれど、自分なりの運動をして、またシャワーを浴びると。そういう動きというか、もうそれがだんだんと都会のほうでは進んできていて、県庁はどうなのかなということで今質問をしたんですけど、今の答弁からいくと、かなり少ないようでございますが、

シャワーの使い勝手がいいのかどうか、いかなるものでございましょうかね。

○佐藤総務事務センター課長 お昼休みにミニバレーをしたりとか、体育館を利用した方はシャワー室を利用しておりますが、数に不足があるというようなことは今のところはなくて、朝通勤されてきた方も、そこを利用することはできるようになっておりますので、利用は可能だと考えておるところです。

○蓬原委員 課長を責めているんじゃないんですよ。恐らくこれもちょっと上でよく考えないといけないことだと思うんだけど、将来に向けてもうちょっとあってもいいような、そんな気がします。御検討をいただくとありがたいなと思っています。

それから、トイレですよ。今、中国でも、昔は劣悪な環境の中にトイレがあるということで、世界的に有名でしたけれども、今、習近平さんが号令をかけて、トイレ革命だなんて言って、日本のトイレが大分輸出されているようですけれど、この議会棟は、もう全てかな。全てじゃないですけれど、ウォシュレットになっています。行政棟のほうに行くと、たまにウォシュレットもあるけれど、あとは昔のジャパニーズスタイルが大半なんです。もうそろそろこういうトイレとかも、トイレは市町村の文化度のバロメーターだと言う人もいたりしているわけですが、県庁のトイレは、狭いところで、かなり劣悪な環境だなと思って。そのあたりの部長の御見解はどうですか。

○畑山総務部長 私は……。そうですね。(笑声) 使うときには、比較的広いいいトイレをさがして使うようにしておりますので、私自身、比較的それで困ったということはないんですが、ただ、フロアによって見ていくと、なかなか古かつ

たり、1基しかなかったりとかいうところはありませんが、おおむね洋式でウォシュレットがあるとかという形にはなっていると思うので、それは引き続き充実を図っていきたくて思っております。やはり観光施設でもそうですし、こういう庁舎もそうですけれども、トイレがどういような状況かというのは非常に大きな印象を、与える印象も違ってきますので、県庁もいろいろと開かれた形で、内部のツアーをするための施設も少しずつ整えたり、いろんな掲示板なんかもつくっていますが、一方で、トイレについても、あわせてしっかりと充実をこれからも図っていきたくて思っております。

○蓬原委員 職場環境の改善という視点からぜひやっていただくと、また皆さんが仕事に精が出るんじゃないかなと思います。念のために聞きますが、防災拠点庁舎のトイレはどうなっていますか。

○楠田防災拠点庁舎整備室長 トイレについては、大のほうなんですけれども、基本的には洋式に一応なっております。ただ、職員にアンケートをとったときに、どうしても一部は和式を残してほしいということがありまして、奇数階に男女1つずつ設けております。

○蓬原委員 広さはどうなりますか。

○楠田防災拠点庁舎整備室長 広さは、十分規格以上に広いと思います。

○蓬原委員 その洋式は、全部ウォシュレットですか。

○楠田防災拠点庁舎整備室長 ウォシュレットです。最新バージョンになっております。

○蓬原委員 日本人が相撲が弱くなったのは、和式を使わなくなったからだという指摘もありますから、逆に和式が健康増進の部分もあるかもしれないけれども、しかし、そうは言いなが

らも、今のこの世の中の潮流を見ると、トイレはそちらのほうに少しずつ変えていったほうがいいのかと思いますので、また長いスパンで御検討いただくといいかなと思っています。意見として申し上げておきたいと思っています。

○室屋消防保安課長 先ほどの答弁につきまして、追加と修正をお願いしたいと思います。

改善事業の宮崎消防力充実強化事業の市町村への補助状況につきまして、緒嶋委員から御質問がございまして、ほぼ100%ということで答弁いたしました。詳細が判明いたしましたので、平成28年度が96%、平成29年度が94%ということでございますので、訂正いたします。よろしくをお願いします。

○井本委員 職員のメンタルヘルスで総務事務センターか。前、私が本会議場でマインドフルネス瞑想を考えてみたらどうだという質問をして、研究してみますということだったんだけど、はっきり言って、グーグルとか、アマゾンとか、ああいう大きなところのほとんどはマインドフルネス瞑想というのを会社で取り上げて、それこそメンタルヘルスのためにやっているんだよね。そんなのは、そちらではあれ以来研究しているのかなと思ってね。どうですか。

○佐藤総務事務センター課長 メンタルヘルスに対して、マインドフルネス瞑想とか、そういうのもいいというふうにお聞きしております。今、うちのほうでは、新規採用職員には取り組みやすいように笑いヨガというのを取り入れた研修もしております。委員がおっしゃったような方法も今後検討していきたくて思っています。

○横山財産総合管理課長 先ほどの蓬原委員から部長に質問があった件ですが、庁内の洋式トイレの率でございます。本庁舎は1号館から10号館までございますが、便器数が228、洋便器

が158で、約70%が洋式化されております。あと、出先庁舎につきましても75%が洋式化されていて、洋式便所になっているものについてはほぼ全て温水便座のものになっております。

和式トイレを残しておりますのは、先ほど整備室長が申し上げたとおり、洋式便所を使いたくないという方が中にはおられます。直接肌が触れるのがとかいう理由のようですけれども、そういった希望もありますことから、3つに1つだとか、複数個に1個は和式便所を残すというように今しているところであります。補足をいたします。

○松村委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、以上で、第3班の審査を終了いたしました。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○田村行政改革推進室長 行政改革推進室から2件報告させていただきます。

委員会資料の33ページをお願いします。

平成31年4月1日付の組織改正案について御説明いたします。

まず、1の基本的な考え方ですが、今回の組織改正は、組織の簡素効率化に配慮しつつ、みやぎ行財政改革プランに位置づけている行政需要等の変化に対応した組織体制の整備などの観点を踏まえまして、所要の改正を行うものがございます。

次に、2の主な組織改正の内容ですが、枠囲みの中の3件となります。個別に説明しますので、まず、34ページをお開きください。

初めに、国民文化祭・障害者芸術文化祭課の設置でございます。来年の10月から12月にかけて開催します第35回国民文化祭・みやぎ2020

及び第20回全国障害者芸術・文化祭みやぎ大会に向けた準備体制を構築するため、下の組織図では、上の段が今の組織で、下の段が改正後になりますけれども、総合政策部のみやぎ文化振興課の業務を再編しまして、国民文化祭・障害者芸術文化祭課を新たに設置いたします。あわせて、記紀編さん記念事業推進室を移管しまして、記紀編さん1300年記念事業の集大成とした取り組みを効果的・効率的に展開できる体制を整えてまいります。

次に、35ページをごらんください。

2巡目宮崎国体関連の改正が2点ございます。

まず、国民スポーツ大会準備課でございますが、スポーツ基本法の改正に伴いまして、2023年の佐賀大会から国民体育大会が国民スポーツ大会に名称変更されるため、総合政策部の国体準備課を国民スポーツ大会準備課に改称いたします。

続いて、営繕課スポーツ施設担当でございますが、国民スポーツ大会関連施設の整備を円滑に行うため、下の組織図にありますとおり、県土整備部の営繕課に、建設工事を担当するスポーツ施設担当を新たに設置するものであります。

次に、36ページをお開きください。

林業技術センター管理・林業大学校研修課でございます。林業の担い手育成として、平成31年度から実施する予定のみやぎ林業大学校担い手育成総合研修事業の担当課を明確化するため、林業技術センターの管理研修課を管理・林業大学校研修課に改称するものであります。

最後に、お手数ですが、33ページにお戻りください。

下の表になりますけれども、今回の改正に伴う知事部局の組織数の増減につきましては、全体で課が1増となっております。

平成31年度組織改正案についての説明は以上でございます。

続きまして、委員会資料の37ページをお開きください。

新たな行財政改革プランの素案がまとまりましたので御説明いたします。

素案の本体につきましては別冊1としてお配りしておりますが、概要について委員会資料で説明いたします。

まず、1の基本的な内容ですが、限られた人員・財源の中で多様化・高度化する県民ニーズに的確に対応するため、既存の人材やノウハウを最大限に活用するための環境整備や徹底した事務の見直し、新たなICTの活用などにより、公務能率の向上を図る働き方改革に重点的に取り組み、県民本位の行財政改革を推進することとしております。

その丸囲みでございますが、基本理念は、現行のプランと同様に、県総合計画の基本目標「未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦」を支える持続可能な行財政基盤の確立としております。

また、推進期間は31年度から34年度までの4年間で、推進体制としましては、知事を本部長とする行財政改革推進本部を中心に全庁的に取り組み、その進捗状況を毎年度公表してまいります。

次に、2のプランの体系ですが、改革プログラムとして、視点1から視点4までの大きく4つの視点で構成しております。このうち、視点1の効率的で質の高い行政基盤の構築では、行政運営の信頼を高めるための新たな項目を追加したほか、視点3の県政運営を支える人材づくりと働き方改革の推進では、人材の育成・確保と働き方改革の推進に重点的に取り組みます。

また、引き続き健全な財政運営を行うため、歳入歳出それぞれに財政健全化に向けた基本的指針を定めます。

次に、38ページをお開きください。

主な改革プログラムについてまとめております。

まず、1点目の効率的で質の高い行政基盤の構築のうち、①の組織体制の見直しについては、県総合計画の推進や社会経済情勢の変化等への対応に加え、2026年の国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の開催に向けた組織体制のあり方について検討いたします。

また、②の適正な定員管理につきましては、これまで大幅な職員数の削減を行ってきたことなどを踏まえまして、今後とも無駄のない人員体制を構築しながら、新たな行政ニーズへの弾力的な対応を図るため、スクラップ・アンド・ビルドを基本としまして、当面は現在の水準を上回らない程度で適正な定員管理に努めることとしております。

あわせまして、人口減少などの社会情勢の変化、危機事象への対応などを考慮した中長期的な定員管理のあり方についても検討することとしております。

次に、③の公社等改革の推進につきましては、新宮崎県公社等改革指針を改訂しまして、改めて選定した44法人を対象に、引き続き、統廃合や県の関与のあり方の見直しなどを行ってまいります。

そこにあります数値目標につきましては、表のとおり、平成30年度を基準に対象公社の数を4法人削減して40法人に、県職員派遣数を13人削減して85人に、県財政支出総額を14億円削減して約71億円にそれぞれ削減することとしております。

なお、別冊2として新宮崎県公社等改革指針の改訂案をお配りしておりますので、後ほどごらんください。

その他、⑤の信頼性を高める行政運営では、コンプライアンス意識の徹底に取り組みながら、新たに内部統制制度を導入し、また、適正な公文書管理にも取り組んでまいります。

さらに、⑥の県政運営の透明性の確保では、丸の3つ目になりますが、建設工事等における入札・契約制度の適切な運用として、入札参加資格申請等における虚偽申請などに厳格に対応するため、マニュアル等の制定やその適切な運用に取り組んでまいります。

次に、39ページをごらんください。

2点目の県民ニーズに対応した行政サービスの提供につきましては、①の県民ニーズを的確に把握しながら、ICTの活用等による県民サービスの向上を図るとともに、②のとおり、県民等との連携・協働に取り組むこととしております。

このほか、③の市町村等との連携では、高齢者人口がピークを迎えます2040年ごろを見据えた本県における圏域単位での行政のあり方の検討などを行うこととしております。

次に、3点目の人材づくりと働き方改革の推進につきましては、その①の人材の育成や優秀な人材の確保に取り組むとともに、②の女性が活躍できる職場環境づくり、③のワーク・ライフ・バランスの推進などの誰もが働きやすい職場づくり、④の公務能率の向上では、事務の廃止や簡素・効率化、RPAやAI等の新たなICTを活用した業務改革を推進することとしております。

また、4点目の健全な財政基盤の構築と資産の有効活用につきましては、税収の確保やコス

ト縮減、公共施設等の老朽化対策や県有財産の売却・貸し付け等の推進などに取り組むこととしております。

次に、40ページをお開きください。

4の財政健全化指針についてであります。

今後、多額の財政負担が見込まれる中、健全な財政運営を行うため、(1)にございますとおり、引き続き、歳入については、自主財源及び国庫支出金等の有利な財源の確保に努めつつ、今後の財政状況を勘案した県債発行に取り組めます。

また、歳出では、重点化、後年度負担の軽減に努めるとともに、不断の取り組みとして徹底した事務事業の見直しを進めていくこととしております。

これらの取り組みによりまして、将来を見据え、(2)に掲げております財政関係2基金残高の確保、県債残高の抑制、健全化判断比率の維持を図っていくこととしております。

さらに、(3)にありますとおり、公共施設の老朽化対策、国体開催に伴う経費等に今後多大な財政負担が見込まれますことから、適切な時期に長期的な財政見通しを作成する予定としております。

次に、5の今後の予定ですけれども、この素案につきましては、今月から来月にかけて行財政改革懇談会やパブリックコメントを実施しまして、幅広く県民の皆様の御意見を伺いながら最終案を策定して、6月議会に議案として提案させていただきたいと考えております。

次に、41ページをごらんください。

プランの数値目標の一覧となっております。

現行のプランよりも4項目多い31項目の数値目標を掲げております。23番、24番の働き方改革に関するものや28番の個人県民税の滞納繰越

額に関するものなどが新たな項目となっております。

最後に、43ページをお開きください。

素案の策定の参考とするために、県職員のアンケートを実施しております。それがそちらの県職員アンケート調査結果の概要でございます。11月の当委員会で報告させていただきました県民アンケート調査と同様、9月から10月にかけて約1カ月間実施しまして、2,000人を超える回答がございました。

3の調査結果の概要ですが、(1)の今後の行財政改革において特に重要だと思ふことでは、半数近い職員が①の事務処理の簡素合理化を挙げており、次に、適正な定員管理、職員の意識改革が続いております。(2)では、行財政改革の推進を阻害する要因について、(3)では、改善されてきたと思ふことなどについて、主な意見を記載しております。

なお、これらの意見は、県民アンケート調査の結果とあわせまして素案の取り組みに反映させたところでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○松村委員長 説明が終了いたしました。その他報告事項について質疑はありませんか。

○緒嶋委員 36ページ、林業技術センター、林業大学校はできたんですけど、校長先生という立場の名称がないわけですよ。学校ができて校長がないというような格好になるんですけど、校長の名称を入れんと、学校そのものが何かおかしいんじゃないか。センター所長が兼務でもいいけれど、林業大学校長とか、いろいろな名称を当然入れるべきだと思つたけれど、これはどうですかね。校長がないということになるわけですか。

○田村行政改革推進室長 みやざき林業大学校につきましては、農業大学校のような学校教育法に定める専修学校とはちょっと違っておりました。みやざき林業大学校担い手育成総合研修事業の名称になっているところがございます。ですから、おっしゃるような学校で言うような校長というものは位置づけているわけではないんですが、林業技術センターの所長がこの研修事業の統括のトップになっておりますので、林業技術センターのほうで校長のような役割を担うということになっております。

○緒嶋委員 これはあんまりかた苦しい考えじゃなくて、学生がおって、学校があつて、校長がいないということは、どう考えても理不尽な気がするっちゃけれど。便宜上と言つたらあれだけれど、何らかの形で校長の名前がないということは、学校として入学した人の意欲から見て、校長挨拶もなくして所長挨拶と、それで学校の学生というか。これは何とか知恵を出すべきだと思うんですけど、どうですかね。知恵がないとかな。

○田村行政改革推進室長 みやざき林業大学校研修事業は林業現場における実践的な人材の養成ということで、林業センターの事業とも一体となって研修事業を充実していくということで、今回、新たな事業として設けたものでございます。対外的に学校教育法に基づく専修学校と誤解を招かないようにということで組織の名前には使用せずに、組織の課の名称に盛り込んだところでございますけれど、ホームページとかではみやざき林業大学校という形でしっかり掲載されておりました。募集等も行っているところでございますので、委員がおっしゃったような趣旨について何か知恵がないか、また担当部局のほうにお伝えしたいというふうにご覧いただき

ます。

○緒嶋委員 これはもうぜひ。途中から校長ができたような格好じゃいかんから、やっぱり最初から校長の立ち位置は内部的に明確にせんと、所長挨拶が学校長挨拶じゃなくて。何か知恵がありそうな気がするっちゃけれど、まだ知恵の出し方が足らんっちゃないかな。

○吉村財政課長 今、行政改革推進室長から、林業大学校につきまして、行政の組織として校長を置いていないというような話がありました。一応、環境森林部のほうでは、今、緒嶋委員がおっしゃったような形で何らかの対応ができないかというのを検討しているように財政課では聞いておりますので、詳しくわかりましたら、環境森林部なりから御報告をさせていただきたいと考えております。

○緒嶋委員 これはぜひお願いします。県庁内部の組織をこういうふうに変えられるのはいいと思うんですけど、出先の形ですよ。将来は人口減少、少子化・高齢化してくる。そして、インバウンド・アウトバウンドとか、いじめとか、農福連携とか、いろいろなことで時代の流れはもう毎年変革しているわけですね。そうすると、県の組織は、基本的には昭和25年の流れを70年近くそのまま踏襲してきているわけです。そして、この中でも縦割りに問題があるとか職員も言われるが、熊本、大分、鹿児島、長崎とか、佐賀と福岡以外は地方振興局になっておるわけです。そやけん、今の宮崎県の組織が悪いというんじゃないけれども、時代に合うようにまだ前進させにゃいかんのよ。そして、熊本なんかは、ああいう災害があったのもあると思うんですけども、4つぐらいの地域本部を地域振興局以外にまたつくっているわけです。それで、現場主義と知事は言われるので、現場主義

とは何かといたら、地域を大切にすることやろうと思うとですね。そうなれば、このままの形態で宮崎県の行政組織はいいのかどうか。私は今の組織が悪いというよりも、これをまだ前に進めるため、そして、いろいろな課題があった場合、西臼杵の例を挙げていいかわからんけれど、西臼杵は自殺が多いということになったわけです。それで、どこがリーダーになるかということ、西臼杵支庁があったからうまくいった。警察、保健所、国交省、そして私たちも入っているんですが、どうやって自殺対策をやるかということで、橋が多くなって投身自殺が多いと。毎年5人ぐらいあるわけですね。そうすると、自殺が10万人当たり何人かということで、人口が少ないからカウントをすると比率が上がるわけですね。そういうことでどうするかということで、県土整備部にお願いしたけれど、西臼杵の橋だけ自殺対策で土木の予算でやることはできないと言われたので、それならどうするか。自殺ということになれば福祉保健部じゃないかということで、福祉保健部にお願いして1億4,000万を出してもらったんだよ。そして、5つの橋に落下防止のフェンスを立てた。西臼杵支庁のような総合事務所があれば、全体を引っ張りこんで相談ができる。ところが、農林振興局、土木事務所では、そういう調整をする機能が全然ないわけです。それと、観光振興ということで西臼杵支庁が中心になって3町の観光振興協議会をつくってもらった。そういうような時代の流れの中で、将来を見据えた行政組織というのが今のまま、昭和の時代から、もう平成も終わるわけで、将来の人口が80万人にもなるかもしれないという中で、横のつながりが密になるような組織を、今の組織をまだ生かしながら、さらに前に進めるための組織と

というのは当然考えていかにやいかんのじゃないか。医療福祉を考えても、広域連携が行政の中でいろいろ言われる中では、その地域の県の出先組織が地域の広域連携のリーダーというか、指導力を発揮するような形のを当然今後は考えていかにや、現場主義とは言えんのじゃないかという気がするので、今すぐそうしなさいとは言わんけれど、少なくとも将来を見据えた県の行政のあり方というのは、行政改革の中で1回検討してみる必要が私はあるんじゃないかなど。観光とかいろいろあるから、九州でも大半のところは地域振興ということでそういう組織にもう変えているわけですね。今は商工観光的な出先というのは、労政事務所ぐらいでそうないわけですね。そうすると、県の組織の中でもっと充実させる前提でどうするかを内部的にも1回検討してみたらどうかと思うのですが、これは総務部長かな。誰かな。どうですかね。私はそういう気がしてならんわけですよ。

○畑山総務部長 今御指摘の点は真摯に受けとめなきゃいかんことだと思います。

県によって総合事務所がほぼ大体、そういう形式でやっているところもあれば、例えば、地域によって離島があるようなところは総合支庁で、そうじゃないところは縦のそれぞれの事務所が音頭という言い方は悪いですけど、やっているところもあったりとか、県の環境によっていろいろ違うんだろうと思います。

宮崎の場合ですと、中山間地を含め、各地域ごとの特性もあったりする中で、御指摘の西臼杵については支庁ということで、総合事務所というか、そういう体制でやっているということがございますが、それぞれの地域によってどういった形がいいのかということも少し違ってくる場所もありましょし、一方で、お話があっ

たとおり、各県の状況というのものもあるので、それもいろいろと研究しながら、実際に機能するにはどういう形がいいのか。各専門職が集っている縦の事務所がいいのか、全体の傘がいいのか。その場合に、下手に束ねたところで、ただ単に屋上屋を架すようなことになってしまっはまた行革としてはよくないので、もしやるとしたらば、どのような形で機能させるのがいいのかとかいったところは不断の検討が必要だろうと思っております。

それで、行革のプランのほうでも、人口減少社会の到来、社会経済情勢の変化に伴って、行政サービスの維持や効率的な提供のあり方も変化していることから、国や市町村等との役割分担も含め、県の組織体制のあり方について検討しますというふうなうたっております。これは、文章としてはきれいにうたっているところではありますが、これを改めて、我々もしっかりプランとして出す以上、これを消化もしくはそしゃくしてしっかりと研究して行って、どういったことがいいのか。30年、50年先を見越したときにどういった形がいいのかというものをしっかり研究して、アウトプット、アウトカムの形で、どういった行政体制がいいかというのを折に触れてまた御報告しながら、一定の検討、それから結果・結論を導いていきたいというふうな思っております。

○緒嶋委員 特に、知事もこの4年間にいろいろな意味で問題だと。問題というのは、将来を考えた場合に大変重要な起点になるというような話もしておられるわけでありますので、拙速にそれを変えよとかいうことじゃなくて、将来を見据えた宮崎県の行政体系がどういうふうな将来進んだらいいかということも内部的にも研究していくという、私は当然、そういう時期が

来ているんじゃないかと。約70年前の組織がそのまま今まで来ておるという中で、本当にそれでいいのかという気がするので、今後の課題として検討して、今の組織は組織で機能しておることは私も間違いのないと思うけれど、そのままずっと行っていいのかというのに将来的に懸念を感じるものだから、十分検討していただきたいと思います。

○松村委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、以上で、その他報告事項について終了いたします。

○田村行政改革推進室長 済みません。先ほどの緒嶋委員の御質問に1点補足させていただきます。

林業大学校の校長をというお話で、聞いたところによりますと、名誉校長として外部人材を招聘するというのを聞いておりますので、いろんな形で検討は進めているということでございます。

○緒嶋委員 名誉校長がおって校長がいないというのもおかしなことでありますので(笑声)校長はぜひつくっていただきたいと思います。

○松村委員長 各課の説明・質疑が全て終了しましたので、これから1班、2班、3班を含めて総括質疑を行います。

総務部全般について質疑はありませんか。

○緒嶋委員 皆さんが努力されておるのはもう敬意を表するわけですが、将来的な財政運営について、やらにゃいかんことには金を入れないかんわけですが、そこら辺を見越した将来展望というのは、それがそのとおりに行くかどうかははっきりわからんけれど、少なくとも方針は明確に打ち出す中でやらにゃいかんし、今度、いろいろな施設ができるのも、できるだけ

コストを安くして、粗悪なものじゃいかんけれど、少なくとも陸上競技場でも3万人のスタンドをつくる必要はない。仮設である程度はカバーできるわけで、将来を見越した適正な規模というか、国体があるからと一過性のものを考えんで、それ以降のことを含めた考えの中で施設を整備していくということでない、余りに大き過ぎて、後のランニングコストがべらぼうにかかることも問題だと思いますので、財政の立場からもそこら辺のチェックを十分やるべきじゃないかなという気がしてなんののですけれど、そのあたりはどう考えておられる。

○吉村財政課長 今の委員の御指摘につきましてはそのとおりでと考えておりました、先ほどの常任委員会資料の40ページをお開きいただければと思います。

先ほど、行財革プランの御説明をさせていただきました。その40ページの4番で財政健全化指針を設けておりました、冒頭にありますように、社会保障関係費に加えまして、防災・減災対策、公共施設の老朽化、国体開催に伴う経費等に多額の財政負担が見込まれると。決して削減することなく、やることはやる必要があると考えておりますので、それをやった上で、引き続き健全な財政運営が行えるように、財政改革はこれまでどおり続けていくこととしておりますし、ただいまの委員の御指摘を踏まえた上で、昨年来からずっと御指摘いただいておりますが(3)に財政見通しの公表ということで、これらの実際にかかる経費がある程度見えてきましたら、それを踏まえた上で今後10年、そして、大規模施設に関しましては大部分を県債で賄うこととなりますので、これから20年、30年かけてその県債を返していくこととなります。そのあたりも踏まえた見通しをきちんと作成した上

で公表して、県民の方々にも十分に理解が得られるように努めてまいりたいと考えております。

○蓬原委員 財政的な話で、将来の話ですけれど、国体の話があるわけですが、今、体育館とプールと、陸上競技場については、大体のお金の見通しは幾らかかるといふ積み上げがある程度できたのかなと思うんですが、木花ですよ。既存のところ、ここも当然手を入れたいといけない。今、避難施設の話は出ました。そのほかの既存施設、あそこで国体をやる時に使わなきゃいけない施設というのが結構あるわけですが、そのあたりでどれぐらいかかるかという積み上げ的なことは財政上ででき上がっているんですか。これは総合政策部で聞く話かなと思っていたんですけれど。

○吉村財政課長 木花の総合運動公園に関しましては、毎年度の維持管理経費につきましては一定額を予算措置しておりますが、現在、各種競技団体から木花についても、今後、スポーツ施設として十分に使えるように改修の要望が来ているというのは総合政策部から聞いておりますけれど、具体的にどこにどういふ感じかという話はまだ聞いておりませんし、その金額についてももちろんまだ把握しておりませんので、財政見通しをつくるに当たっては、それぞれ明らかになればそれも踏まえた上でしっかり検討していきたいと考えております。

○蓬原委員 1つ具体的に言うと、自転車バンクというのがあるんですよ。私はこれに関連しているからある程度わかるんですけれど、鹿児島が国体を迎えるに当たって、大根占だったかな、どこかに物すごい施設があるんだそうです。プロの競輪場があるところは、例えば、愛媛みたいにプロのちゃんと掲示ができるところがあって、大きなスクリーンがあって、うま

くできるようになっているんですよ。今あるバンクだと、既に補修を必要とすることに加えて、国体仕様にするためにはかなり手を入れたいといけないやに聞いていまして。まだ大根占は見えていないので何とも言えないんですけれども、ただ、それ1つとってもそういうことだから、武道館は要らないのかなとか勝手に思うんですけど、ほかにもあると思うので。今の話からすればそのあたりを今のうちに。それと、つくった後の将来はどこまで活用できるかということを含めて、木花のほうはちょっと見えないなと思ったので質問したところでした。総合政策部でも1回質問してみたいと思っています。

○井本委員 最後のアンケートのところなんですけれど、行財政改革の推進を阻害していると思うものというので、1、硬直的な縦割りの組織・予算というのが一番多いんですよ。国は非常に縦割りが強いなど、私も国会議員の秘書をやっていたものだからそんな感じはするんですけど、県もこんなのがあったのかなとちょっと不思議なんですけれども、県も縦割りみたいなのがあるんでしょうね。これをどうしたらなくすというか、何か方法はあるんですかね。

○田村行政改革推進室長 行政だとどうしても縦の組織になるんですけれど、それだけではなかなか円滑な事業の進行が難しいということで、横のいろんな組織が一緒になって行うということで、例えば、プロジェクトチームみたいなものをつくって、縦じゃなくて横で仕事をする場合、また、本部会議みたいなものを設けて、その指示のもとに各部が連携して取り組むといった取り組みも行っているところでございます。

ただ、今、委員がおっしゃったとおり、今回、行革を阻害しているものの1番目に来たというのはしっかり受けとめて、今後はそのようなこ

とがないように考えていきたいと考えております。

○井本委員 プロジェクトチームとかは、私だって気がつかないんだけど、みんなは縦割りの意識がきつとあるんでしょうね。そういうものをなくせるのはそういうプロジェクトチームとか、横断的なものをつくる以外にはないのかな。私なんかは、県の職員は3年交代ぐらいでぐるぐるいろんなところを回っているから、そういう意識というものはないんじゃないのかなと思っていただけけれど、案外こういうのがあって、行財政改革を阻害しているということになっているよね。部長、お願いします。

○畑山総務部長 これは確かに、国の場合は省庁ごとに組織があるので、県と比べるとはるかに縦割りが強いところがありますが、県は、確におっしゃるとおり、3年ごとの異動でいろんな部をまたがって異動される方が多いところでございますけれども、一方で、その部に行ったら、その部の業務、予算が重要だということを、それぞれ責任感が強いので、職員も認識して、それをしっかりやっていかないかと、各部とも思うわけですね。そうすると、それぞれの部のそういう思いでいろんな事業を上げてきて重要性を意識してやっていくとなると、一種の均衡といいたいでしょうか、それがいい、悪いというと、悪いほうでいけば縦割りだとか、なかなか硬直的だという話にもなりますけれども、そういうようなところは組織の中で動く人間としてどうしても出てくる場所があるのではないかと。とりわけ、それぞれの職場で自分のやっている業務が重要だと思って、真摯にやればやるほどそういうところも出てくる。だから、なおのこと難しいんだろうなというのは非常にあると思います。

今、行革室長の話もありましたけれど、プロジェクトチームでというときに、それぞれの部を代表してプロジェクトチームをやりましょうという、そこでまたそれぞれの部の話になってくるのもあるので、比較的ざっくりばらんに垣根を越えた形で若手も含めて議論し合う場とかを、例えば、横のプロジェクトチームの中でも下のほうで議論し合うとか、そういうようなことなんかも、また運営の中で工夫しながら、その出てきた答えを持ち帰るときに、そこでまたそれぞれの部の論理なりで潰し合うようなことなく、やっていこうよという前向きな上司がそれを前に進めていくような形でやっていくと、それぞれいろんな業務がまた進んでいったり変わってくるところもあるのかなという思いもあるので、その辺は留意しながら業務運営、組織運営に心がけていきたいというふうに考えているところでございます。

○井本委員 緒嶋委員が言ったように、1つの阻害を認識づけしておるみたいな総合的なものが至るところにできるようになったら、逆にそういうのがなくなるということは考えられるんですかね。それはやってみなきゃわからんけれど。

○畑山総務部長 すぐになくなるとかはほぼないと思います。私は結構すぱっと本音を言ってしまうのですが、ただ、その中でも一つ、こういうふうなきっかけでこの業務については、もしくは、このプロジェクトについてはうまく進んだねという、いわゆるブレイクスルー的なものがあると、それを今後、ほかのものでもやっていこうということで少しずつ変わってくるところはあろうと思いますが、一方で、毎年ゼロから全てを考えるわけではない。ここまで成熟して、さまざまな業務をしっかりやっていかな

きゃいかん総合的な県庁という中では、どうしてもそれぞれ過去から来ているものも大事にしながらというところもあるので、そういった垣根が一切消えてしまうと、むしろ混沌、カオスが出てくるだけでございますので、そういうことではない。それはそれで大事にしながら、プラスアルファで風通しよく、さまざまな業務、もしくは、人口減少対策であれば人口減少対策で何が必要かを柔軟に考えていくというようなところもあわせて、それで業務を進めていくということが当面求められる姿なのではないかなというふうに考えております。

○緒嶋委員 今のことで、西臼杵支庁は土木も農政も林務も支庁の中で一緒におるわけですね。それだから、最終的には、支庁長のもとで、住民にとって土木がやったほうがいいのか、農政がやったほうがいいのか、環境森林でやったほうがいいのかというのを支庁の中でみんなで話し合うわけですね。それだから、それはうちじゃない、お前のところじゃないとかいうことじゃなくて、県民のためにどこのサイドでやったほうがいいのかという視点のもとに調整するから、うちのほうがよかったんじゃないかと思っておる人もいるかもしれないけれど、結果としては県民サイドを見た場合にこれがいいなという結論が出たらそれで進むと。そやから、一方が強くて一方が弱いじゃなくて、事業によつてですね。山の崩壊は復旧治山でやったほうがいいのか、砂防でやったほうがいいのかというのを支庁の中で議論して、そして、査定にどういう形で持っていくかという形まで調整してやるということで、ある意味では事業が前に進みやすいと。それは私のところじゃありません、どこではありませんじゃなくて、何がいかとお互いに県民サイドという視点が当然なきゃいかんわけで、

その中で職員が知恵を出し合うと。そういうのが西臼杵支庁の場合は確立されておるわけですね。上に支庁長がおるわけだから、調整役というか、そういうもので進むから、西臼杵の場合は仕事が割と順調にいくというのがあるそうです。

それから、今まで西臼杵支庁があることで地域は助かったなど。そして、また、国との関係も支庁長が国交省やらとの連携もうまくとってくれるというようなことで、そういうことは農政局やらにしても同じ。だから、そういう点では、地域振興局という名前の中でうまくいくということは、熊本とか鹿児島とか、これは全国を調べてみてもらうとわかると思うけれど、どういう流れになっておるかを研究して。今のままで宮崎はいいということになればそれでいいですよ。だけれど、将来を見越した場合は、やっぱり1回は検討してみる時期が来ておるんじゃないか。人口は減るし、県民のニーズも変わってくるし、いろいろな課題も出てくると。そして、インバウンドやら交流人口をどうふやすかということになれば地域連携も当然やって。西臼杵は地域連携で世界農業遺産やらを獲得したわけです。これは高千穂だけでもできなかった。日之影、五ヶ瀬、それだけではだめだということで、椎葉、諸塚も入れてそういうものが成り立ったわけ。これは1村がだめですと言えばもう成り立たなかったと思う。そういう地域連携ができる形をどこでもつくっていかなきゃいかんわけですね。そういう意味では、消防もそれで成り立った。今度は病院もそげんしようじゃないかと私も言っているんですけど、お医者さんを奪い合うようなことじゃないと。人口が減れば高千穂の町病院を核にして、五ヶ瀬、日之影は診療所でいっちゃいけないですかというようなことでお互いが連携し合う。そして、道路

がよくなれば時間もあんまりかからんということにもなるし、延岡も近くなるということで、そうしたらどうかということで、そういう方向に持ってくるように今はしておるわけですが、そういうことになると、組織のトップの人がそういうことをできるような組織をつくるのが県民にとってもありがたいことじゃないかなという気がするんですね。これは私の私見ですから、それがベストということではありませんので、検討してくださいとっておるわけです。

○畑山総務部長 先ほども申し上げましたけれども、各県、九州を中心に、出先機関の状況をまた研究してみたいと思います。その上で、一定の方向性を示すことが必要だという判断をするようなときには、もちろんまた御報告しながら、御議論もいただいてというふうに思っております。まずは、いろんな研究をしていって、それぞれの県の状況なんかを見ながら、今後の人口減少社会における地域の総合的な行政をいかにやっていくか、確保していくかというようなどころをしっかりと考えていく見地から、いろいろあり方を研究していこうというふうに思っております。

○松村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、総括質疑はここで終わります。

その他で何かありませんか。

○田口副委員長 きのうから一言もしゃべっていませんのでしゃべらせてください。

東九州自動車道、念願の道路で何年か前に延岡と宮崎がつながりました。ところが、非常に料金が高くてなかなか利用が進んでいません。

私は県庁に来るときには、ほとんど高速道路を使って来ているんですが、例えば、県庁前で

物産展をやるときに、北浦の人たちが魚を売ったりいろんなことをしているんですけども、話をしてみると、相当朝早い時間に北浦から出て下の道を通って来ているんですね。

何が言いたいかということ、一ツ葉有料道路のことなんですね。今、例えば、空港に行く、あるいは総合運動公園に行く、イオンに行くにしても、県北から来るにはJRで来ても往復で大体5,000円ぐらいかかります。高速でも5,000円近くかかります。JRで来るとそこからまたバスに乗ったりしなくちゃいかん。空港に行けばもっとかかるわけですから。実は、去年から私、いろんなところで、もうすぐしたら一ツ葉有料道路が無料になりますよと言うと、みんな非常に喜んで、特に土日に乗ると、西都でおいたら、広瀬バイパスというのがもうちょっとしたらできるので、それを使えば空港までかなり安くで行けますよということで、みんな非常にそれには食いつきもよかったんです。

ところが、ここにきて国土強靱化の話が出てきて、今は審議会みたいなものをつくって、無料にするのか、あるいは、工事費を出すために今の料金を継続するのかという話がどんどん出てきて、雲行きが怪しくなってきました。私はこれを非常に心配しているんですが、国土強靱化に関連していろんな補強をしなくちゃいかんということになってきたわけですけども、今回の170億近くのお金がついた国土強靱化、これは一ツ葉有料道路には使えないのでしょうか。これは財政課長になるのでしょうか。誰になるのでしょうか。

○吉村財政課長 済みません。そこは県土整備部のほうで所管しておりますのではっきりはわかりませんが、要は、どれだけ緊急的に避難設備を整備する必要があるかによって国土強靱化

の対象になるかどうかというのが決められているというふうに聞いております。工事そのものについては、強靱化の対象には当然なと思いますが、どこに予算がつくかに関しましては、国の予算等を対応した上でやっておりますので、そこは県土整備部等に確認しないとなかなか把握していないところです。

○田口副委員長 ぜひしっかりチェックしてほしいのは、国がハードルを上げて工事しなくちゃいかんことになってきたわけですから、それでこんなに大きなお金が170億ついて、それが使えないというのでは話にもなりませんし、特に今回の一般質問でも、予算はついたけれど、今は人手不足なのに工事ができるのかというような心配もされるぐらい大きな予算がついたわけですけれども、それが本来、来年の3月から無料になるはずだったものが、それによって工事はわからんでしょうけれど、どれぐらい延長しなくちゃならんのかということでは、もし一ツ葉有料道路が無料になったならば、国道10号線あたりの住吉地区の渋滞なんかは解消すると僕は思うんですね。あそこを通っている人はあそこに用事があるわけじゃないですから、通過車両なんです。それが一ツ葉有料道路を抜けたら、経済的効果は抜群にあると思うんですね。そういう意味では、170億というのをぜひ一ツ葉有料道路に使っていただければ、来年からは予定どおりの——それに合わせてつくっていた広瀬バイパスが何の意味もなくなってしまうので、それをぜひ検討していただきたい。国とのいろいろなやりとりの中で使えるように話をしてくださっていただけたらと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○蓬原委員 国土強靱化の予算がこれに使えるか、これは本当に素朴な質問ですから。例えば、

幼稚園が津波の想定区域に入っている。その幼稚園を建てかえたい。当然、子供たちがいざというときに避難できるようにとか、いろいろ考えてやろうとしたときに、幼稚園の改修に強靱化の予算が使えるか。財政課長、いかがなものございましょうか。素朴な質問ですから。

○吉村財政課長 今、国土強靱化対策の中で170ほどの具体的な措置項目を設けて、国が予算措置等をして実施する予定にしているようです。具体的に個別の事業内容等を把握しているわけではありませんが、今、委員から御指摘のあった内容については、福祉サイド等々を含めて確認させていただきたいと思っております。

○松村委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 ないようではございますけれども、私も一言いいですか。

最後に、一ツ葉有料道路の1つの御意見と要望が出ましたが、私は長年、一ツ葉有料道路はいつまでもきれいな道で、そして、間違いなく県北の人でも空港のそばまで行けるという定時性があるということの貴重な道である。これが将来的に一般財源化してくると、これからかなり道路改良・補修財源というのがなくなっていく中で、新たに補修する道が出てくることを考えると、これはしんどいなと。有料道路方式を継続したらどうかという質問もずっとやってきました。

ところが、有料道路方式ということで、お金を返した後には一般道路化しますよということなので、それは断念したんです。富士山とか一部の道路に限っては特例で有料道路を使っているんですけれども。ただ、今回は将来的には人口も減っていく。税収も減っていく。その中でどう維持するかと。

唯一の観光道路として、きれいな道を残したらどうかということで私もずっと述べてきたんですけれども、今回は耐震性ということで7つの橋梁を改修するには、将来的には予算的に厳しいんじゃないか。早急にするというわけではないんですけども、何年かかけて、10年かけてでも橋を改修していくんだらうと思うんですけれども、そういう意味で本当に必要な人たちは受益者負担という形で公共インフラを守っていくということも、そういう特殊性のある道ということも分けて考えていかないといけないというのが私の持論でした。田口さんは田口さんの持論がありますけれども、そういうところもあるので、トータル的に見てこれからの県政を担う皆さんたちには考えていってほしいなど。必ずしも県民は何でもかんでもゼロにしてくれとか言っているわけじゃないです。本当に時間とか、きれいさとか、住みやすさとか、そういう空間をサービスしてくれという県民の方もたくさんいます。そこに住みたいという県民もいるんです。安けりゃいいという時代ではもうないんです。というところをしっかりと考えて県民のために頑張っていたきたいと思います。

私ももう皆さんの前で発言することはないかもしれない。一言言って終わります。

それでは、ほかにないようですので、以上をもって総務部を終了いたします。執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 3 時28分休憩

午後 3 時30分再開

○松村委員長 委員会を再開します。

あしたは午前10時から総合政策部の審査を行うということといたします。

本日は以上で終了いたします。

午後 3 時30分散会

平成31年 3 月 8 日 (金曜日)

人権同和対策課長 磯崎史郎
 情報政策課長 斎藤孝二
 国体準備課長 岩切喜郎

午前9時58分再開

出席委員 (8人)

委員長 松村悟郎
 副委員長 田口雄二
 委員 緒嶋雅晃
 委員 蓬原正三
 委員 井本英雄
 委員 右松隆央
 委員 前屋敷恵美
 委員 武田浩一

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長 日隈俊郎
 総合政策部次長 (政策推進担当) 松浦直康
 総合政策部次長 (県民生活担当) 鶴田安彦
 総合政策課長 重黒木清
 部参事兼秘書広報課長 横山浩文
 広報戦略室長 渡久山武志
 統計調査課長 長倉健一
 総合交通課長 小倉佳彦
 中山間・地域政策課長 日高正勝
 産業政策課長 米良勝也
 生活・協働・男女参画課長 小川雅彦
 交通・地域安全対策監 水口圭二
 みやざき文化振興課長 川口泰夫
 記紀編さん記念事業推進室長 坂元修一

会計管理局

会計管理者 福嶋幸徳
 会計管理局次長 大田原節郎
 会計課長 福嶋正一
 物品管理調達課長 川上清

人事委員会事務局

総務課長 佐野由藏
 職員課長 原拓実

監査事務局

事務局長 郡司宗則
 監査第一課長 和田括伸
 監査第二課長 松原哲也

議会事務局

事務局長 片寄元道
 事務局次長 上山伸二
 総務課長 谷口浩太郎
 議事課長 齊藤安彦
 政策調査課長 日高民子

事務局職員出席者

議事課主査 弓削知宏
 総務課主事 浜砂貴裕

○松村委員長 委員会を再開いたします。

昨日に引き続き、当初予算の審査を行います。

当委員会に付託されました議案等の概要説明を求めます。

○日隈総合政策部長 おはようございます。総

合政策部でございます。本日はどうぞよろしく
お願いいたします。

座って説明いたします。

早速ですが、今回の委員会で御審議いただき
ます総合政策部所管の議案等につきまして、そ
の概要を御説明いたします。

お手元にお配りしております総務政策常任委
員会資料をおめくりいただきまして、まず、目
次をごらんください。

今回、総合政策部からお願いしております予
算議案は、議案第1号「平成31年度宮崎県一般
会計予算」と議案第2号「平成31年度宮崎県開
発事業特別資金特別会計予算」でございます。

資料の1ページをごらんください。

総合政策部の平成31年度一般会計当初予算額
は、一般会計の表の一番下の合計欄にあります
ように132億8,755万7,000円となりまして、平
成30年度当初予算と比較いたしますと1億5,700
万7,000円の減、率にいたしますと98.8%であり
ます。

また、宮崎県開発事業特別資金特別会計予算
につきましては、その下の表にありますよう
に2,103万4,000円となりまして、30年度当初予
算と比較して694万5,000円の増、率にしま
すと149.3%であります。これは、当該特別会計の
主な財源であります、九州電力になりますが、
株式配当金の増額が見込まれまして、繰入金
が増額したことによるものでございます。

続きまして、2ページをお開きください。

債務負担行為についてであります。

表にありますように、3つの事業について追
加をお願いするものであります。

なお、今回、計上を見送っております政策的
経費等につきましては、今後十分な検討を加
えた上で、いわゆる肉づけ予算といたしまして、

6月補正予算でお願いしたいと考えております
ので、よろしくお願いいたします。

資料の3ページから5ページにかけましては、
平成31年度の総合政策部事業の概要を掲載して
おりますので、これは後ほどごらんいただき
たいと思います。

また、主な事業の詳細につきましては、後ほ
ど、各担当課長から御説明いたします。

次に、6ページをごらんください。

平成31年度の総合政策部の組織改正案でご
ざいます。

全体の内容は、昨日、総務部から説明があ
ったかと思っておりますけれども、総合政策部
のほうでは、平成32年度に開催いたします国民
文化祭及び全国障害者芸術・文化祭の開催準
備を円滑に推進するため、国民文化祭・障害
者芸術文化祭課を設置することとしております。

また、スポーツ基本法の改正に伴いまして、
国体が国民スポーツ大会と変わりますので、
国体準備課の名称を国民スポーツ大会準備課
に改称することとしております。

お手数ですが、もう一度目次にお戻りいた
だきたいと思っております。

ローマ数字のⅡの特別議案でございます。

3本でございます。議案第46号「宮崎県総
合計画の変更について」、議案第21号「使
用料及び手数料徴収条例の一部を改正する
条例」、議案第31号「公の施設に関する条
例の一部を改正する条例」、以上3件ござ
います。詳細は、各担当課長から御説明
いたしますので、御審議のほど、よろしく
お願いいたします。

次に、下の3のその他の報告事項について
あります。

今回は、目次に記載のとおり、宮崎県中
山間地域振興計画の改定素案についての1
件を御報

告させていただきます。

これにつきましても、後ほど、担当課長から御説明をいたします。

冒頭、私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○松村委員長 概要説明が終了いたしました。

引き続き、3課から4課ごとに班分けして説明及び質疑を行い、最後にその他報告及び総括質疑の時間を設けることとします。執行部の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、歳出予算の説明については、重点・新規事業を中心に簡潔に行い、あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いいたします。

それでは、これより総合政策課、秘書広報課、統計調査課の審査を行いますので、順次、議案の説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は、3課の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○重黒木総合政策課長 総合政策課でございます。

それでは、当課の当初予算案につきまして御説明いたします。

お手元の平成31年度歳出予算説明資料の11ページをお開きください。

総合政策課の平成31年度の当初予算につきましては、左から2列目にありますとおり、総額で7億9,558万1,000円でございます。内訳は、一般会計が7億7,454万7,000円、その下の開発事業特別資金特別会計が2,103万4,000円となっております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

次の13ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)連絡調整費1,423

万7,000円は、説明欄にありますとおり、部の連絡調整ですとか、新たな政策立案のための政策調整研究などに要する経費であります。

その下の(事項)総合企画調整費1,487万5,000円は、全国知事会ですとか九州知事会の負担金、それから国への提案要望活動などに要する経費でございます。

次に、その下の(事項)地方分権促進費334万6,000円は、県内の市町村連携や隣県等との広域連携の推進に要する経費であります。

続きまして、次の14ページをお開きください。

一番上の(事項)県外事務所費7,989万5,000円は、東京、大阪、福岡の3つの県外事務所の運営ですとか、その事務所の維持管理等に要する経費でございます。

次に、中ほどの(事項)県計画総合推進費4,092万9,000円でございます。これは、説明欄にありますとおり、県総合計画の推進、それから政策課題に関する調査・研究等に要する経費でございます。

主なものを説明いたしますけれども、まず、2の総合計画等推進費884万3,000円は、政策評価ですとか県総合計画審議会の開催、アクションプランの重点施策を推進するために要する経費でございます。

次に、3の県総合計画策定費277万3,000円は、今、作業を進めております新たなアクションプランの策定等を行うための経費でございます。

次に、改善事業と書いておりますけれども、4の「地産地消県民運動促進事業」412万4,000円は、広い意味での地産地消の拡大を図りまして、県内経済の循環を促進するために、県内の経済団体等と連携して県民運動の展開を行うものでございまして、改善点といたしましては、来年度新たに地産地消を促すキャッチフレーズ

を募集してまいりたいと考えております。これによりまして、さらなる県民運動の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、6の新規事業「東京2020オリンピック聖火リレー等企画事業」1,865万3,000円でございますけれども、これは後ほど委員会資料のほうで説明させていただきます。

その下の(事項)エネルギー対策推進費725万4,000円につきましては、説明欄2の水素エネルギー利活用促進モデル事業におきまして、県内市町村ですとか関係団体、大学、それから関係するエネルギー関係の企業等と連携いたしまして、水素の研究、それから活用、こういったものに対する支援ですとか、水素利用の普及啓発を行っていくものでございます。

一般会計につきましては、以上でございます。

次に、15ページでございます。

開発事業特別資金特別会計でございます。

この特別会計につきましては、九州電力の株式配当金を原資とする開発事業特別資金を主な財源としております。

中ほどの(事項)積立金1,391万6,000円につきましては、株式配当金のうち、運営費、それから一般会計の繰出金に充当した後の残額につきまして、開発事業特別資金積立金に積み立てるものでございます。

その下の(事項)繰出金686万1,000円につきましては、一般会計に資金を繰り出しまして、先ほど御説明いたしました水素エネルギーの利活用促進モデル事業の財源とするものでございます。

特別会計につきましては、以上でございます。

続きまして、委員会資料の8ページをお開きいただけますでしょうか。

新規事業の東京2020オリンピック聖火リレー

等企画事業につきまして御説明いたします。

まず、1の事業目的・背景でございます。

聖火リレーにつきましては、東京オリンピック・パラリンピックの組織委員会が主催するものでございまして、県の役割といたしましては、実行委員会を組織しまして、聖火リレーに係る本県のルートですとかセレモニー、それからランナーなどの案について検討を行いまして、組織委員会へ提案するということとされております。このため、この事業におきまして、本県で実施される聖火リレーの内容につきまして企画を行うというものでございます。

なお、本事業は、聖火リレーの企画が中心でございまして、実際に聖火リレーを実施する段階に至りましたら新たに必要となる経費が発生しますので、そちらにつきましては、この企画の内容ですとか組織委員会が今後示すさまざまな条件が明らかになった段階で、改めて予算措置をお願いしてまいりたいと考えております。

右の9ページのほうに、東京2020オリンピック聖火リレーの概要を書いております。日程につきましては、一番上に書いておりますとおり、来年の3月26日に福島県をスタートいたしまして、7月24日の東京でゴール。本県では、4月26日と27日の2日間、大分県側から入りまして鹿児島県のほうに抜けるルートで行われる予定になっております。

左の8ページにお戻りください。

2の事業の概要でございますけれども、予算額は1,865万3,000円、事業期間は平成31年度の単年度事業としております。

(4)に事業内容を掲げておりますけれども、①から④までにありますとおり、聖火リレーのルートの案の検証ですとか関係機関との協議調整、それから出発式ですとか到着時のセレモニ

ー——セレブレーションとっておりますけれども、これの内容、企画の検討でございます。それから、県実行委員会として選出いたします聖火ランナー等についての公募、それから県全体の機運醸成を図るための関連イベントの企画、こういったものを考えております。

3の事業効果としましては、聖火リレーを通じて、オリンピック・パラリンピックに向けた県全体の機運醸成ですとか、本県の魅力につきまして国内外へのPRにつながるものと考えております。

予算関係につきましては、以上でございます。

続きまして、特別議案になりますけれども、議案第46号「宮崎県総合計画の変更について」説明させていただきます。

委員会資料の30ページをお開きください。

県の総合計画につきましては、2030年を展望した長期ビジョンと、知事の公約等を踏まえて4年間の実行計画を示すアクションプランで構成されております。このうち、長期ビジョンにつきましては、県の総合計画審議会の答申を受けまして最終案を取りまとめましたので、今議会に議案として提出させていただいているところでございます。

まず、1の改定の考え方でございます。

今回の改定は、前回、平成27年に改定して以降取り組んできた施策の状況ですとか、社会情勢の変化などを踏まえて行ったものでございます。長期ビジョンとしての性格から、基本目標ですとか目指す将来像、こういったものにつきましては維持をしながら、長期戦略ですとか、その下の分野別施策を中心に見直しを行ったところでございます。

次に、長期ビジョン案の概要でございますけれども、別冊の資料1の冊子で説明させていた

できます。別冊の資料1、未来みやざき創造プラン（長期ビジョン）の（案）でございます。

長期ビジョンの概要につきましては、前回の11月議会の委員会でも素案を御説明させていただいておりますけれども、その後の修正等もありましたので、改めて、またページをめくりながら、少々長くなりますけれども、説明させていただきます。

まず、1ページをお開きください。

1ページから2ページにかけまして、計画改定の趣旨ですとか役割、そういったものを記載しております。前回も少し申し上げましたけれども、今回の改定を機に、この総合計画そのものをまち・ひと・しごと総合戦略としても位置づけることとしております。

次の5ページからが、時代の潮流という章になります。中身は7ページからになりますけれども、この総合計画の展開に当たりまして、時代をどう捉えているのか記述しているところでございます。少子高齢・人口減少ですとかグローバル化、資源環境問題、それから科学技術の発展ですとか大規模災害対策、広域的行政の推進、こういった時代の変化について記載しております。

それから、15ページのほうでございますけれども、今回の改定で、新たにSDGsという概念も時代の潮流の中の一つとして位置づけたところでございます。

次の16ページをごらんください。

将来推計と予測となっております。

改めて簡単に御説明させていただきますけれども、中ほどの四角の中にございますように、2030年の人口ですとか経済活動につきまして、ケース1とケース2に分けて推計しております。上の四角がケース1でございまして、こ

ちらは現状で推移した場合。その下の四角がケース2でございまして、人口動態につきましては、2030年代、すなわち2030年の終わりまでに合計特殊出生率が2.07に改善いたしまして、全体の社会減も解消すると仮定した推計でございます。

16ページの下の表に記載しておりますとおり、ケース2では、2030年の人口は99万5,000人、100万人程度というところ。それから、就業人口は約47万人となりまして、1人当たりの県民所得も増加する推計となっております。

こういったことから、この長期ビジョンの中ではケース2を目指していくというところで、後ほどまた御説明いたしますけれども、長期戦略の目標設定を行っているところでございます。

次の18ページから25ページまでは、今言った各圏域ごとの人口ですとか経済の推計を記載しております。中身の説明は割愛いたしますけれども、各圏域とも、傾向は同じとなっております。

また、26ページから28ページにつきましては参考データを記載しております、パブリックコメント等での意見もありましたことから、より長期の人口推計の表ですとか詳細な人口動態の資料を追加したところでございます。

次の29ページからが、宮崎県の特性というところでございます。

本県の強みとなります部分を踏まえまして整理しているものでございまして、地理的特性ですとか自然環境、産業の特性などを記載しております、東九州自動車道の整備の進展といったところすとか、ユネスコエコパークの登録などの新たな動き、それから産業関係のデータを記載しております。

その次の39ページからが、基本目標と目指す

将来像になります。中身のほうは、41ページからとなっております。

まず41ページでございますけれども、長期ビジョンという性格上、基本目標であります「未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦」につきましては維持をしつつ、その次の42ページからでございますけれども、目指す将来像ということで、人、くらし、産業、それぞれ将来像を描いているところでございます。

この中で、43ページのくらしにつきましては、前回のこの委員会におきまして、人口のダム機能という表現のところで、特定の市を拠点に、地域における役割を記載しておりましたけれども、地域間連携の必要性につきまして、より明確で誤解のない表現、こういったところでちょっと表現を修正したところでございます。

次の44ページ、産業の将来像でございますけれども、こちら、前回の委員会におきまして、本県の産業を活性化していくためには、やはり生産性の向上の意識を産業界全体が持つことが重要だという御指摘をいただきましたので、その御意見を踏まえまして、一番上の産業の将来像のところに「生産性を高め」という文言を最初に書き加えまして、生産性を高め、時代のニーズに応える産業が地域に展開し、安全して働ける社会という将来像を記載したところでございます。

その下の内容につきましても、そういった趣旨を踏まえて、少々文言の修正を行っております。

次の45ページ、それから46ページにつきましては、県づくりの基本姿勢を記載しております。

今の時代認識に基づきまして、経済拡大を前提とした社会・価値観からの転換、それから住民主体の地域経営、人財の育成、こういった基

本姿勢を記載しているところがございます。

次の47ページからが、長期戦略になります。

前回御説明した素案から大きな修正はございませんけれども、今回の見直し作業の中心となるところがございますので、改めて具体的に御説明させていただきます。

まず、49ページに長期戦略の基本的な考え方を記載しております。

最初の段落のところがございますけれども、基本目標であります新しい豊かさを築き目指す将来像を実現するために、重点的・集中的に取り組むのがこの長期戦略であるというふうにしております。

次の50ページをお開きください。

長期戦略の展開に当たりますには、左のほうに書いておりますけれども、5つの長期的視点、人口問題、人生100年時代、グローバル化、科学技術・環境、危機対応、こういったものを踏まえまして、それぞれを総合的に勘案しながら、中ほどの戦略1の人口問題対応戦略から一番下の戦略5、危機管理強化戦略まで、5つの戦略を推進して、基本目標であります、未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦をやっていくということにしております。

それぞれの戦略の中身につきましては、次の55ページから内容を記載しております。

55ページでございますけれども、まず、戦略1の人口問題対応戦略でございます。

戦略の狙いといたしましては、社会減、自然減対策による人口減少の抑制ですとか、地域や産業を支える人材の育成、それから人口減少が進む中であっても活力が維持される地域づくりというふうにしております。

戦略の内容でございますけれども、結婚・出産・子育て等への支援ですとか、若者にとって

魅力ある産業・雇用の創出、戦略的な移住・定住の促進、また、次の56ページになりますけれども、中山間地域を中心とする地域全体の暮らしを守る仕組みづくり、さらには学校・家庭・地域が一体となった教育の推進などとしております。

その上で、2030年度に向けた戦略目標として、先ほど少し申し上げましたけれども、総人口100万人程度のほか、合計特殊出生率1.9程度、高校生や大学生などの県内就職率の改善、こういったものを掲げております。

次の57ページでございます。

戦略2の産業成長・経済活性化戦略でございます。

産業を取り巻く環境の変化等を背景に、戦略の狙いといたしましては、本県の特性や地域資源を生かした産業づくりですとか交通物流ネットワークの充実、また中核企業の育成、それから地域経済の循環促進などとしております。

戦略の内容でございますけれども、フードビジネスを初めとする成長産業の育成加速化ですとか、58ページになりますけれども、農林水産業の成長産業化、輸出の促進、また新技術やイノベーションの創出、再生可能エネルギーの導入促進、さらには高速道路ですとか港湾などの交通ネットワークのさらなる整備などを進めるというふうにしております。

また、戦略目標につきましては、売上高が30億円以上となる企業を10社ふやすことですとか、1人当たりの農水産業、食料品の生産額などの増加というふうにしております。

次の59ページが、戦略3、観光・スポーツ・文化振興戦略になります。

ゴールドンスポーツイヤーズですとか国文祭、芸文祭など、本県の魅力を発信する絶好の機会

を迎える中、スポーツ・文化を通じた交流の拡大が必要とされておりますことから、戦略の狙いとしたしましては、世界から選ばれる観光みやぎきの実現とスポーツや文化を通じた交流人口、関係人口の拡大を図ることとしております。

戦略の内容でございますけれども、魅力ある観光地づくりですとか、インバウンドを含む誘客の強化、それからスポーツランドの魅力向上、アスリートの育成や生涯スポーツの振興、次の60ページになりますけれども、世界ブランドづくりですとか、国文祭・芸文祭を契機とした文化力の向上などを図ることとしておりまして、目標としましては、観光入り込み客数ですとか観光消費額、それから文化に親しむ県民の割合の向上などを掲げております。

次の61ページからが、戦略の4、生涯健康・活躍社会戦略でございます。

人生100年時代の到来ですとか、医療福祉ニーズの拡大と担い手不足、さらには社会的孤立や子供の貧困の問題、さらには人権問題ですとか、そういったものの多様化・複雑化などが進んでおります。

このため、戦略の狙いとしたしましては、医療や福祉が充実しまして、将来も安心して暮らしていける社会、多様な個性が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現としております。

戦略の内容でございますけれども、福祉・医療サービスの充実等によります健康寿命の延伸ですとか地域包括ケアシステムの構築、また市町村等の連携による困難を抱える人を支える社会づくり、それから女性や高齢者、外国人など、一人一人が活躍できる社会づくり、次の62ページになりますけれども、多様性を受け入れ、誰もが自分らしく生活できる社会づくり、こういったものを進めるとしておりまして、目標とし

ましては、医療満足度の向上ですとか健康寿命日本一としております。

次の63ページをごらんください。

最後ですけれども、戦略5の危機管理強化戦略でございます。

南海トラフ地震の発生への備えとか、災害対応の要となりますインフラの老朽化の問題、また感染症対策や家畜防疫体制の強化への対応等が求められております。

このため、戦略の狙いとしたしましては、自助・共助・公助が連携した危機事象に強い環境づくりを目指すものでございまして、戦略の内容にありますとおり、ソフト・ハード両面からの防災・減災対策ですとか、災害時の支援体制の強化、インフラ機能の充実・強化、さらには次の64ページになりますけれども、感染症対策ですとか家畜防疫体制の強化を進めることとしておりまして、目標としたしましては、防災士の数ですとか緊急輸送道路の災害対策などとしております。

長期戦略は以上でございまして、次の67ページから後半部分は分野別施策となります。内容につきましては、施策全体を網羅している関係上、非常に細かい部分に入りますので、また後ほどごらんいただければと思います。

以上が長期ビジョンの内容でございますけれども、改めて長期ビジョン、それから戦略の全体像を見ていただきたいので、委員会資料に戻っていただいてよろしいでしょうか。委員会資料の31ページ、A3の三つ折りに折り込んでおりますけれども、こちらをお開きください。

長期ビジョンの全体像でございますけれども、左側が現行の長期ビジョン、右側が今回お願いしております改定案でございます。

御説明しましたように、全体構成は改定前を

踏襲しております、一番上の点線で囲んでおります、時代の潮流、それから将来推計、こういったものについて直近の状況を踏まえて見直すとともに、中ほどの長期戦略を中心に見直しを行ったところでございます。

次の32ページをお開きください。

こちらが長期戦略の戦略目標の全体像でございます。

右端のほうに新たな長期戦略を掲げておりますけれども、改定案では、従来が一番左のほう、現行の長期戦略が8本の長期戦略だったんですけれども、これを5本に統合いたしまして、戦略目標も現在の25から19に絞り込んでいるところでございます。

絞り込むに当たりましては、従前ございました、県民の意識調査をもとにした目標、こういったものを減らしまして、できるだけ客観的な目標にするように努めたところでございます。

また、目標値につきましては、これまでの取り組みを踏まえて改めて設定したところもございます。新たにつくった目標といたしましては、二重線で囲んでおりますけれども、新規高卒者ですとか大学・短大新規卒業者の県内就職割合ですとか、医療満足度ですとか、下のほうになりますけれども、県内の防災士の数、こういったものも新たな目標として設定したところでございます。

人口問題の関係では、総人口100万人程度ですとか合計特殊出生率1.9程度といった非常に高い目標を掲げておりますし、また、産業の関係、それから観光の関係では、これまでの取り組みをベースに、さらに高みを目指して頑張っていくというふうな目標設定にしたところでございます。

今後、そのような目標の実現に向けましては、

関係部局と連携して、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

長期ビジョンの改定につきましては以上でございますけれども、現在、この長期ビジョンとあわせて検討を進めておりますアクションプランにつきまして、少しだけ御説明させていただきます。

次の33ページをお開きください。

33ページでは、現行のアクションプランを左に置きまして、これから検討していきます新しいアクションプランを右のほうに置いております。基本的な構成につきましては、長期ビジョンと同様なんですけれども、現行のプランを踏襲する形にしております。

その上で、右側の新プランにつきましては、今回改定いたします長期ビジョンの5つの長期戦略に対応する形で、資料の下のほうに重点施策と書いておりますが、長期ビジョンの戦略に対応する形で、重点施策、枠に囲んでおりますけれども、知事の公約も踏まえながら、中身はこれから検討していくんですけれども、それぞれ人口問題対応プログラムから危機管理強化プログラムまで5つのプログラムを設定いたしまして、今後4年間に取り組むべき施策を構築することにしたいと考えております。これからそれぞれのプログラムの下に重点項目の柱立てを行って、具体的な取り組みの内容をつくり込んでまいりたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールでございます。

委員会資料の30ページにお戻りください。

30ページの下の方の3、策定経緯及び今後の予定に記載しておりますけれども、長期ビジョンの改定後はアクションプランの策定作業を本格化させ、3月以降、専門部会等を開きまして、5月に総合計画審議会の開催、6月には答申を

いただき、6月議会では、このアクションプランを議案として提出させていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○横山秘書広報課長 秘書広報課の当初予算につきまして説明をさせていただきます。

歳出予算説明資料の17ページをお願いいたします。

秘書広報課の31年度当初予算は、左から2列目のとおり、5億517万7,000円となっております。

主な内容を説明いたします。

19ページをお願いいたします。

中ほどの(事項)秘書業務費4,931万9,000円でございます。これは、知事、副知事の出張旅費等の活動経費でございますとか、秘書・栄典業務に要する経費でございます。

次に、その下の(事項)広報活動費2億1,908万9,000円でございます。これは、各種の広報媒体を活用しまして、県政全般の広報活動を行うための経費でございます。

事業の内容でございますけれども、まず、説明欄の1、印刷広報事業4,858万9,000円は、県の広報紙、県公報みやざきを年6回、市町村の自治会組織などを通じまして県民の皆様に配布するものでございます。

2の新聞広報事業6,978万5,000円は、新聞の紙面に毎月2回の県政掲示板ですとか随時の広告を掲載しまして、広く県民の皆様に県政に関する情報提供を行っているものでございます。

3のテレビ・ラジオ放送事業7,286万2,000円は、テレビ2局、ラジオ2局で県政番組を制作、放送するものでございます。

4の県ホームページ情報発信事業899万円及び5の県ホームページ魅力発信・充実強化事業647

万7,000円は、県のホームページ運用に係りますヘルプデスクの設置ですとか、システムの保守・管理を行いまして、利用者にとってわかりやすく使いやすいものになるよう工夫しながら、効果的な情報発信を行うものでございます。

6の広報活動事業1,168万2,000円は、取材や番組ロケなどの各種広報活動、機材の整備等に要する経費でございます。

7の情報発信力強化事業70万4,000円は、職員向けに広報に係るスキルアップのための研修を行うものでございます。

20ページをお願いいたします。

(事項)広聴活動費97万6,000円でございます。これは、県民の皆様の御意見を直接お聞きし県政に反映させるための知事とのふれあいフォーラムですとか、電話、メール等により県民の声事業などを実施するための経費でございます。

最後に、(事項)県政相談費1,756万5,000円でございますが、これは県庁本館1階の県民室のほか、各総合庁舎や西白杵支庁に10カ所設置しております県政相談室の運営経費でございます。

秘書広報課は以上でございます。

○長倉統計調査課長 統計調査課の当初予算案につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の21ページをお開きください。

統計調査課の平成31年度当初予算額は、左から2列目にありますとおり、4億7,072万2,000円となっております。

それでは、当初予算の主な内容につきまして御説明いたします。

23ページをお開きください。

下から5段目、(目)委託統計費には10の事項がありますが、これらは全て国庫10分の10の事

業であり、10のうち9つの事項につきましては、基幹統計調査に必要な経費であります。

このうちの主な調査について御説明いたします。

25ページをお開きください。

まず、1つ目の(事項)農林業センサス費9,421万9,000円ではありますが、農林業の生産構造や就業構造等を把握するための経費であります。この調査は5年ごとに行う周期調査で、農林業行政推進のための基礎資料を得ることを目的としております。

次に、その2つ下の(事項)全国家計構造調査費3,481万6,000円につきましては、家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握するための調査経費であります。この調査も5年ごとに行う周期調査で、税制・年金・福祉政策等を検討するための基礎資料を得ることを目的としております。

次に、26ページをお開きください。

中ほどの(事項)新みやざき統計BOX事業費、説明欄の㊦「データで未来を切り拓け!「新みやざき統計BOX」構築事業」であります。こちらは、常任委員会資料で御説明いたしますので、委員会資料の10ページをお開きください。

新規事業、データで未来を切り拓け!「新みやざき統計BOX」構築事業であります。

1の事業の目的・背景であります。本事業は、誰でも簡単に統計データを取得、分析ができるウェブサイトを構築し、県民のデータ利活用に関する利便性の向上を図るとともに、職員の政策立案能力の向上を図るものであります。

右のページの図をごらんください。

現在も統計BOXというのはあるんですが、上の図のように、表の形式、数字の羅列で統計データが提供されており、イメージがつかみに

くいものとなっております。これを下の図のようにグラフ化やマップ表示することにより、いわゆる見える化し、イメージをしやすくするものであります。

左のページにお戻りいただきまして、2の事業概要であります。 (1) 予算額は2,090万円、 (2) 財源は県営電気事業みやざき創成基金を活用いたします。

(3) 事業期間ですが、平成31年度でシステム構築を完了するものであります。

(4) 事業内容につきましては、1つ目は、E B P M支援機能であります。これは、統計データが見える化することにより、使用者が主体的に統計データを活用することを支援するものであります。

2つ目は、操作性の向上であります。これは、スマートフォン対応や検索性の向上などにより、使用者の使い勝手を向上させるものであります。

3の事業効果としましては、E B P M支援機能の活用により、職員の政策立案能力が向上するとともに、民間企業・団体等における産学官民の統計データを活用した取り組みが活発になるものと考えております。

また、使い勝手の向上により使用者の負担が減少し、利便性が高くなるものと考えております。

統計調査課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○松村委員長 各課の説明が終了いたしました。議案について、質疑はありませんか。

○井本委員 未来みやざき創造プランだけでも、人口減少問題。原因が完全にはっきりわかるとは思えんけれども、ある程度やっぱり原因をはっきりさせることには対策の打ちようがないわね。その辺の原因分析というのはしたの。

○重黒木総合政策課長 人口減少につきましては、大きく申し上げますと、いわゆる自然減、生まれてくる子供の数が少なくなってくるというところと、社会減というところになっているところでございます。それぞれの要因は、非常に複雑なものが絡み合っていて発生しておりますので、一概にこれが原因というのはなかなか、一つだけではないと考えておりますけれども。

まず、自然減につきましては、合計特殊出生率につきましては比較的高い水準にはあるんですけども、やはり子供を産む女性の数が非常に少なくなっているというところ、それが今後も続いていくだろうという中で、どういった対策を講じていくのかというところで、今年度からもやっているんですけども、特に若い女性向けの県内定着率を支援していくような取り組みが必要かなと考えているところ。それから、子供を産み育てやすい環境づくり。これは、当然ながら、これまで以上にやっていく必要があると思っております。

それから、社会減につきましては、人口の構造について、現在非常に高齢化が進んでおりまして、生まれる子供の数が少ない等に加えて、大きくは、自然減にもつながるんですけども、高齢者の方々が亡くなる数が非常にふえてきているというところ。それから、若者の県内定着率が非常に芳しくなくて、県外に出て行って、数が少なくなっていくというところがございまずので、そこに効果的な対策をしっかり打っていく必要があろうかなと思っております。

人口構造的なところにつきましては、高齢者の方々がどんどん多くなってくることへの対策はちょっと難しいんですけども、若者が都会のほうに出ていくといったところにつきましては、これまで以上に踏み込んだ対策をやってい

く必要があるんじゃないかということで、現在、検討を進めているところでございます。

○井本委員 社会減の話はいいわ。問題は、自然増・自然減のことよ。やはりどうして子供を産まなくなったのか。いろいろ理由はあるだろうと私も思うんだけど、ある程度はつきりしとかんと、原因がわからんのに手の打ちようがあるというのは世の中考えられんわけやから。これが原因だとは私ももちろん言えないんだけど、やっぱり何らか幾つかの要因があったからこんなふうになっているんだろうということはある程度分析せんことには。

日本の中でも、沖縄なんかはまだ結構高いわけだね。まあ、宮崎も高いほうですわね。だから、単に経済的なものをよくすればいいということではないということはいわかんないです。

55ページに書いてある人口問題対応戦略の戦略内容の1、誰もが希望を持って結婚・出産し、安心して子育てできるように書いてありますよね。これをいかにして達成するか。その後は、要するに、企業が連携しなさいとか、子育ての負担の軽減に取り組むとか、ライフステージのとかいうことが書いてあるんだけど、これが果たしてぴたっと合っているのかなというね。

私がちょっと本なんかで読んだところでは、人口問題で成功しとるというのか、何とか乗り切ってるのが、北欧なんかの福祉国家じゃないかなと。あそこは経済成長もそれなりに遂げとるし、人口ももちろん維持しとると。

だから、何で子供を産まないかというときに、やっぱり先行きが見えないというか。不安でしょうがないというか。年寄りが一番金持っとるのに、使わんわけよ。これは何でか。先行きがどうなるかわからんという、これはやっぱり若者

でも同じだろうと思うんだよね。大きな原因はその辺にあるんじゃないのかなと私なんかは思うんだよね。そういうところを福祉国家はぴしっと手当てしてあるんです。私もそれと断言はできんけれど、この先行きが見えないという不安感が大きいんじゃないのかなと私なんか思うんだよな。それを取り除くことができるのかどうか、ちょっと私もわからんのだけれども。

ただ、どうもその大きな問題というのはその辺にあるんじゃないのかなと私なんかは思うんだよな。それに対してぴたっとこの戦略が合つとれば、私も文句言わないんだけども。まだ、その分析のところがまずどうかなと。分析がしっかりしとらんのに対策のほうはどうかなという、そんな気がするものだから、これはどうかな、大丈夫かな、どうですか、課長。

○重黒木総合政策課長 非常に難しい問題だと思っております。

分析、特に、自然減につきましての御指摘ですけれども、分析とまで至らないかもしれませんが、いわゆる意識調査をやっている段階では、やはりおっしゃるとおり、将来に不安があると。経済的な不安、ここが一番大きいので、結婚に踏み切れないというお答えが一番多いところでございます。それによって結婚する方が少ない、あるいは結婚年齢がおくれることによりまして、生まれてくる子供も必然的に少なくなってくるというところがございますので、そのところがベースとしては、やっぱり経済的な不安感、負担感をいかに減らしていくかというのがあるかと思っております。

したがいまして、今回、この長期ビジョンの中では、人口問題対応戦略に加えて、産業の活性化ですとかも含めてやっていく必要があるというところで、いわゆる人口問題を全ての産業

とか観光交流人口の増とかのベースとする戦略と置きまして、そういった産業の活性化も含めてやっていこうというところが一つございます。

それから、出産に関しても、やはり子育て世帯がふえているところもありますし、そのあたりの不安を持っていらっしゃる方がたくさんいらっしゃるというところで、そういったところをしっかりとケアしていくことが必要なんじゃないかなと考えておりまして、具体の対策は、これからアクションプランをつくっていく中で、今言いましたような分析も含めてどのような対策ができるか、これまでやってきているところはあるんですけども、それを踏まえて、さらにどういうことをやっていかないといけないのかというふうなことを考えているところでございます。

いずれにしても、今、減り続けている中で、具体の対策をもっとしっかり打っていかないと、どこまでいけば人口問題が落ち着くのか、先が見えない状況にありますので、その対策をしっかり打っていきたいと考えております。

○井本委員 人口問題を経済問題にすりかえようとするから問題があると思うんだよ。確かに何が不安かという、経済がしっかりしていないから不安だという若者もいるんだけど、まず、何でそういう経済問題が起きるのかという、江戸時代なんかもっと貧乏なのよ。多分、我々の今の生活に比べたらずっと、恐らく何十分の一の、100分の1以下かも知らんけれど、そのくらい貧しい時代ですよ。それでも、彼らは安心して暮らしているというわけ。何でかって、貧しくてもみんなで助け合っておるわけですよ、分かち合っているんですよ。

そういうものが今の日本にあるのかなと、はっきり言ってね。何でこんなわずか2%、3%消

費税上げるのに、みんなワーワー、統計とつたら福祉国家にしてほしいとみんな言うんですよ。福祉国家にするには金が要る。じゃあ消費税を上げると言ってもみんなは反対するわけです。はっきり言って、政治に対する不信ですよ、これは。国家に対して信頼がないわけですよ。これをやっぱり本当に正さない限り、なかなか人口問題も解決できんのではないかと、私はそんな気がするな。

そういう意味でも、国家に言ったって、ここは県議会やから、県は、やっぱり本当にみんなから信頼される、そういう姿勢をみんなの中に持たせるようなことが必要なんじゃないのかなと私は思うんですけれどね。どうですか。

○重黒木総合政策課長 大変、重要な観点からの御指摘だと考えております。

おっしゃるとおり、戦後というか、日本が豊かになって、家庭の一定の経済的豊かさは従来に比べると随分高い水準まで来ていると考えております。

そういった中でなぜ子供を生むというところが減ってきているのかというところは、おっしゃるような部分がやっぱりたくさんあるのかなと思います。個人主義が進んでいったとか、核家族化が進展していったとか、経済が豊かになる一方で、そういったところが進展して行って、人と人のつながりが薄くなったり、社会の中で子供を見る、子供を社会全体で見ていこうというところが随分薄くなってきているのかなというふうな感じがしております。

そういった部分をいかに今の現代社会の中でシステム的に位置づけてやっていくかというところで、今、地域全体で子育て支援をしていこうというところで、子育て支援拠点の整備ですとか、福祉のほうになりますけれども、そういっ

たことをやっていますので、そういったことをさらに進めながら、ベースとしては委員のおっしゃるような人の心の問題とか、地域のきずなの問題、そういったところも考えていきながら、今の社会に合ったシステムをつくっていく必要があるんじゃないかなというふうに思うところでございます。（「ちょっと違うけれど、ままいや」と呼ぶ者あり）

○松浦総合政策部次長（政策推進担当） 済みません。データというか、統計の数字だけで見ると、合計特殊出生率の推計値なんですけど、県内の市町村によってそれぞれ違いがあります。一番低いのは宮崎市です。高いところは、どちらかというところ中山間地域の市町村なんですけれども、もう3に近いところもあります。というふうなところで、市町村によってばらばらな状況がございます。

何が違うのかなということなんですけれども、女性の年齢層ごとに出生率とか婚姻率とかも含めてみますと、ある程度若いところで婚姻率の高いようなところは、やはり出生率も高くなっているという傾向がございます。宮崎市はその逆なんですけれども、その背景として、ある程度、大学とかを出て働いている、結婚する機会というのがなかなかないような場合もあるでしょうから、そういった雰囲気や少し変えていかないといけない——都市部では変えていかなければならないのではないかなというふうなこと、あと中山間地域のところになりますと、やはり周囲の支援が得られやすいとか、そういったところも当然あると思いますので、市町村によってそういった要因というのがそれぞれありますので、それぞれに話し合いをしながら、どういったところを一緒にやっていくんだらうかというところをこれからしっかりやっていく必

要があるのではないかとというふうなことは考えるところでございます。

○松村委員長 井本さん、いいですか。じゃ関連してどうぞ。

○右松委員 人口問題、少子化について、もう本当に頭を悩ませる極めて大きな課題だなと思ってしまして、先ほど井本委員が言われたのは、まさに本質的なところだなと思ってます。先行きが見えない。それから、社会で助け合い、分かち合うのがなかなか難しいことになってきていると。それから、政治不信。この三つはまさに本質的なところございまして、私も同感であります。

その中で、個人への干渉をちゅうちょする社会のありようというのは、これは変えられない、この流れは変えられないと思います。これは変えられませんので、じゃあどうすれば、この問題を少し前に進めていけるかという、先ほど井本委員も言われていましたが、やはり制度的な支援であるとか、財政支援とか、こういった形で対応していく中で、干渉されることなく、やっぱり生みたくなるような、そういう社会、環境を造成していくしかないのかなと。もうやはりそこになってくると思います。

ですから、個人の価値観とかももう変えられない状況に来ていますので、そこはもう手をつけられませんので、そういった中で、先ほど次長も言われましたが、国も出生率を上げていく。直結するのは、より早く、より多く結婚の希望をかなえてあげると、これがやはり大事だというふうになっています。

ですから、やはりできるだけ早く結婚していただけるような、あるいは結婚したくなるような、そういったところをふやしていけるかということになってくると思うんですよ。

それで、この創造プランで16ページに、このケース1とケース2が書いています。この2.07という数字は、政府も上げている数字でありますけれども、これは物すごい高い数値になっていまして、これを土台にして右のページに、例えば、平均所得の推移とか記載していますが、ケース1とケース2では、年間でかなりの差、40万ぐらいの差が出ていますよね。ですから、これはケース2のほうに持っていくのが一番いいんですけれども、非常に高いハードルを掲げているなというのは感じています。

でも、それは何とか達成していかないといけないんですが、その中で、私はやっぱり官民一体の取り組みがどうしても必要になってくると思っています。行政だけではちょっと厳しいものだと思いますので、普通の一般の人は社会のほとんどの時間を会社で過ごすこととなりますので、会社と自宅、もちろんプライベートの時間もあるわけなんですけれども、やっぱりその会社、その企業とか団体における結婚支援であるとか、制度的な支援もしくは財政的な支援、それを行政が後押しをしていく、やはりこういった形をつくっていくのが大事になってくるのかなと思うんですよね。

そこで、いろんな方策を考えていかなければならないと思うんですが、県内企業で、例えば、その結婚支援、子育て支援に熱心な企業、そういったところをどれほど県として把握されているのか。そのあたりはどうでしょうかね。そこを教えてください。

○重黒木総合政策課長 県内企業の中で、子育て等に非常に熱心に取り組んでいただいている企業につきましては、認定制度がございまして、労働サイドのほうで認定しているところがございまして、済みません。ちょっと具体的数は今手

元にございませぬけれども、まだ余り数は多くないというふう聞いておまして、そういった企業をさらにふやしていくために、大変貴重な視点から御指摘いただいたところで、人口問題に関する企業に対するアプローチですね。ここは我々行政も今までそんなに手厚くやってきていないところがございますので、そこは、今後検討していく非常に大きなヒントがあるんじゃないかなと感じたところがございます。

○右松委員 わかりました。私もちょうどその熱心な企業に対する認定については、それもちょっと伺おうと思っていたところでしたので、ぜひそういった企業が目立つような、そういう取り組みも必要な。

一方で、企業が取り組んでいる制度もしっかり周知していくとか、あるいは、その財政的な支援をどういう形でやっておられるのか、その取り組みを周知していく、あるいは行政として国も含めてですけれど、それを後押しできるような、そういった財政的な支援も、どうしても必要なかなと思っています。

先ほど言いましたけれども、おせっかいしてでもという風潮では今ありませんし、仲人も今立てませんし、私も立てなかつたんですけれども。ですから、この社会の流れというのは、もう変えられないのです、そういった形で官民一体の取り組みが必要だということは申し上げたいと思います。

それから、もう一つ、本県の離婚率についても、いろんな課題、いろんな問題、原因がありますので、一概に対策を打つのはなかなか難しいんですが、本県の昨年度直近の婚姻件数が4,688件、1,000人当たりの率が4.3%で、全国平均は4.9であります、婚姻率は4.3と。4,688婚姻しているんですが、離婚件数がやはり平成29

年、同じ年で2,132件離婚しているんですよ。やはり離婚率が1.97、全国で1.70、そういう形です。

いろんな要因がありますから、もう深く立ち入るのはなかなか難しい問題ではあると思います。でもやはりいろんな相談体制であるとか、いろんな課題にも目を向けながら、どうすれば、その改善といいましょうか、どうすればいい数字が出てくるのか、そこもちょっと考えていくながら取り組みが必要かなと思っていますので、また、そういう視点もぜひ考えてもらえるといいかなと思います。

○蓬原委員 先ほどの次長の中山間地は高いとか、そのとおりだと思うんですよ。だから、そうすると、この少子化の戦略はわかりますが、戦術としては都市部で政策をその自治体と連携してやらないとなかなか上がらないなということなんだろうと思います。

この前、東京の総務省の方の講演を聞いて、これ大都会、いわゆる日本全体の話ですが、「若者を吸収し老いていく。そして、衰退する都会」というようなキャッチフレーズの講演を聞いたところでしたけれど、それはこの宮崎の中でもある程度言えることかなと。宮崎市に集中して、そこの人たちは、婚姻率も低い。したがって、子供を生む数も少ないということですから、そういうことで、その市町村ごとの出生率のようなものを出してあるわけですよ。それによって、どこを重点的にやるかということも必要かなというのもあったところですけど、まず、そのことについてどうでしょうかね。

○重黒木総合政策課長 おっしゃるとおり、出生率は、市町村によっていろいろ差がございますので、それぞれ市町村単位でどういった対策を講じていくのが一番人口減少問題について有

効な手だてになるのかというのを講じていきたいと考えております。

現在、市町村ごとに我々総合政策課の担当職員を一人ずつ張りつけておまして、そういった意見交換をしているところがございます。そういった市町村ごとの分析を踏まえて、どういったやり方であれば一番有効な手だてが講じられるのかというのを今1市町村ごとに1担当を置きまして、それぞれ話し合ってきておりますので、その協議の結果を踏まえて、いろんな制度がございますので、それを活用して実際事業化を今後はしていくような仕組みをつくっていかないかなというふうには思っているところです。

○蓬原委員 だから、中山間地の出生率が高くても10人しかいないところの出生率3と、1万人いるところの出生率1.5となると目減りは、はるかに都市部のほうが大きいわけですね。だから、日本全体としては、東京に集中する若者たちをできるだけ地方に分散しようということにつながると思うんですけど、これさっきも江戸時代の話がありましたけれど、貧乏の子たくさんと言って、貧乏な家庭のほうがいっぱい子供はいるもんだったんだけど、今逆にはるかに豊かになったはずんだけど子供が少なくなっていくということで、その辺の原因というのは何なのかなと思います。

私は仲人を60組ぐらいしましたけれど、今は個人的なことに立ち入っちゃいかんという風潮の中で、挨拶の中で必ず入れること、来賓でも呼ばれましたけれど、子供をいっぱいつくってくださいねとか、スポーツ少年団のチームができるぐらいつくってくださいとか言っていたけれど、今ああいう挨拶したらとんでもなかったんだろうなと思いますけれどね。そういう風潮になったから大変難しい時代ではあるなとは思

います。

そこで、先ほどの何が原因かということですが、いろんなアンケートをとっておられますね。就職のこととか、若者がなぜ都会に出ていくのかとか。何かこういう意識アンケートみたいなのを、その原因を探るという意味で、それで完全にわからないかもしれないけれども、何かそういう調査を改めてできないものでしょうかね、結婚観とか、子供を生むこと、育てることへの意識とか、できないものかなと思うんですけど。このアンケートをとることによって、その分析を何か進められないかということについてお考えはありますか。検討される考えはありませんか。

○日隈総合政策部長 私個人的に、これまでにこども政策局長と福祉保健部長をしておりますけれども、アンケートという形ではとっていないんですが、いろいろ各地域で話し合いはしてきております、福祉保健部内で。

宮崎県の合計特殊出生率、割といいほうで全国2位という状況がありますけれども、これは他県と比べて総体的に見て、なぜうちが高いかということで御意見いただいているのは、あくまでも総体的と見たときにですね。宮崎県の場合は他県より一つは排他性が少ない。要するによそ者扱いしないというような、社会全体が割と受け入れやすい、若い女性にとって、そういう環境があることと、そしてサポート体制が、これは自分の親も含めてなんですけれども、親兄弟、あるいは隣近所含めて、割とサポート体制が他県よりも意識的にはとれているということで、要するに女性から見て、子供を生んでも育てやすい環境というのが少しはよその県よりも多いのかなというのが傾向的に伺えました。

ただ、これからその環境整備を進めていかな

いといけないんですけれど、これは、次長、課長が申し上げたとおり、市町村ごとで違います。環境が悪いのは、正直申し上げて宮崎市です。待機児童がおられるように、これは宮崎市だけです。一番は宮崎市を重点的に取り組まなくてはいけないというような状況なんですけれども、具体的に申し上げますと、宮崎県のやり方は、これまで幼稚園、幼稚園は午後があいているので、ここを認定こども園に持って行って、保育園のかわりにここで子供を預かってもらうというやり方を進めてきました。

これは実は、財政的な負担も非常に少なく、保育園をたくさんつくっていくよりは、定数割れている幼稚園に御理解いただいて、これまで進めてきました。熊本県、鹿児島県に比べると、宮崎県は、認定こども園が3倍ぐらい多いです。それが、そういう法律的にというやり方と、割と幼稚園が多かったということで御理解いただいて進めてきていますが、ただ全ての幼稚園がそういう認定こども園に踏み切っているかという、そうではなくって、やはり昔ながらの幼稚園の考え方というものもあって、そのままやっていらっしゃるところもあります。

けれども、宮崎市内の幼稚園でまだそういうところが多いものですから、郡部のほうは割と認定こども園に進んでいただいているんですけれども、あるいは保育園が充実しているんですけれども、宮崎市内については、もう少しやっていく必要があるのかなと思いますので、ただ、ここだけは中核市ですので、県が直接というわけにいきません。ですから、そのところはしっかりまた話し合いをしながら進めていかななくてはいけないのかなと思います。

一番数が多いところで、やはりそういう環境整備を図っていかなくては、大体今申し上げた

とおり待機児童がいるということは、これはやっぱり問題です。そういう雰囲気があること自体が、やっぱり働く女性にとっては2人目、3人目なんてとんでもない、そういう感覚もありますので、子供を生んでも預けられる体制がしっかりとれているということがあって、初めて所得の若干低い宮崎ですので、その担保があって、子供さんをもうけられるという傾向があるのかなと思いますので、これは今申し上げたとおり市町村ごと違います。市町村ごとまたお話をしていく必要があるのかなというふうに考えております。

○蓬原委員 そういうことで、ちょっとこう視点を変えて今のような幼稚園のキャパをもう少し多くして受け入れの容量を大きくするとか、いろんなそこがまた安心化につながるでしょうから、ぜひお願いしたいと思います。

この前新聞を読んでいましたら、韓国ですね。韓国も1切ったんじゃないかというような情報で、もうちょっと確認しないといけませんけれど、台湾もかなり低いみたいですね。もう1切っているということはすごい人口の減少の要因になっているわけで、それからいうとまだ日本はいいみたいですけれど、宮崎県もその中でいいわけで、その中でも数の多い都市部を対策しないと、なかなか人口は目減りをいかに少なくする、減少曲線の勾配を緩やかにすると言っても大きな人口のところに入れないとなかなかだと思ふので、ぜひ御検討方、よろしくお願ひしたいと思います。

○緒嶋委員 いずれにしても長期ビジョンを改定することは、必要なことですが、本当に言われたように、原因がはっきりこれだということがわかれば対策も立てやすいですが、複合的にいろいろな要因でこういうことになって

きておると思うんですね。

その中で中山間地が出生率が高いというのは、もともと人口が少ないから、分母が全体的に少ないから、二、三人でも子供を産めば率は上がるわけですね。実数は少なくとも率は上がる。だから、問題は、実数をどう上げるかというのが一番問題なわけだよ、地域では、率ではなくて。

そういう中で、11年後ですか、2030年、もう本当に100万にするためには、この作文的にはこれはこれで間違いはないけれど、そのためにどうするか。この前も言われたように、今でも年に8,000人も宮崎県で人口が減っているわけね。ならそれを5,000人に減らせば、また、この人口の100万人の目標も変わってくる。そのためには、どういう対策を立てるかという具体的なものがアクションプランで出てこないか、10年後こうなりますで、その道筋がこうなるためにはこういう政策をアクションプランで具体的に立てますというようなもの。これ県内企業でも売上高が30億以上の成長企業10社つきますよ、これは県がつくるわけにいかんわけですね。民間の会社がそうしないといかんわけで、そのためにはアクションプランでどうやるかと。いろいろなことをせんと、作文的にはこういう1人当たり350万とか、いろいろ出るけれど、その道筋が見えんと、本当に政策と言えるのかということになる。これ予算的なことも含め、また、民間の力、そして、各市町村のこれに対する対応。やっぱり同じ認識で進めていかなければ、なかなかこの数字が本当に目標どおりに達成できるかというのは、ちょっと疑問があるわけですね。達成してほしいけれど。それが、我々も具体的にこういうことでこうなりますという何か確証的なものが写ってこんわけですね。それ

をアクションプランでは明確にされるわけですかね。

○重黒木総合政策課長 今後アクションプランを検討する中では、今言われた御指摘も踏まえて検討していくことになると思っております。

具体的には、アクションプランの中でそれぞれ実施すべき重点的な項目をつくり込んでいきまして、それをアクションプランですので、今後4年間、どういったふうに進めていくかという工程表的なものをつくって管理していくことになろうと思います。

いずれにしても、長期ビジョンもアクションプランも、県だけではなくて、県と企業と県民、それぞれ共有の計画と位置づけておりますので、官民と連携をしっかりととりながら、厳しい目標なんですけれども実現に向けてしっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 この目標数値をおかしいと言いたくないわけですよ。こうなってほしいから。しかし、本当にそれができるかなという、そういう要らん、我々の杞憂であってほしいのだけれど、杞憂で終わらないのじゃないかという気がするもんだから。そのあたりが政策的に市町村民間含めて、本当にみんながその気になって取り組まなければ、「笛吹けど踊らず」という言葉があるけれど、県がどんなに笛吹いたって、みんながその気になって盛り上げていかんことには、これは実現できんのじゃないかという気がしてなりません。

それで、またこういう計画を市町村は市町村ごとに綿密な計画、もう限界集落という言葉が出てくるぐらい市町村は厳しいところもあるわけですね。そういう地域を、市町村としてどう取り組んでいくのか。そういう市町村のこういうアクションプランまで含めて長期計画。やっ

ぱりそれを数値目標を上げさせて、市町村もこういうのをつくらせないといかんと思う。そして、その整合性の中で県の計画と合致するような、そういうものが出てこんど、私は難しいんじゃないかと思ってるけれど、市町村はこういうものがある程度つくっておるわけですかね。

○重黒木総合政策課長 市町村は市町村で、それぞれ総合計画的なものはつくっております。特に、人口については、いわゆるまち・ひと・しごと総合戦略の中でそれぞれ将来的な推計を各市町村ごとつくりまして、それに基づいて施策を打つという仕組みになっております。

この長期ビジョンもそうなんですけれども、策定に当たっては市町村の職員の方々、あるいは地域の方々とも地域別会議という形で意見交換をしていきながらつくってまいりましたので、長期ビジョンの目指す姿、これが実現できるように市町村の方々と一緒になってやっていきたいと考えております。

○緒嶋委員 特に市町村では、やっぱり社会減をどう減らすかと。自然減は、これはもう仕方がないわけですよね。寿命を延ばすといっても、いずれ我々みんながあの世に行く、これは宿命であるのでどうにもならん。だけれど、社会減を減らすことによって、人口減の現象をいかに遅くするか、それをやはり県もですが、これは就職率を高めるとか、いろいろある。これはそういうことをやっぱり市町村も、この前1年だけ日之影町で社会減がゼロだったですよ、社会減が。それはやっぱり町の政策として頑張ったから。だから、どこの市町村でもそういう社会減をどう減らすかと。そこに視点を。それは医療とかで寿命を延ばして、自然減も減らすというのも必要だけれど、私はやっぱり社会減をどう減らすかというのに視点を置いた政策を、そ

れは自然減が高くてでもいいというわけじゃないですよ。やっぱり全体ではそういうものを目標に持っていく政策が必要じゃないかと思うんですけれど、そのあたりはどうですかね。

○重黒木総合政策課長 おっしゃるとおりだと思っております。市町村それぞれどうやったら社会減を抑制できるかというのは、それぞれの特徴を踏まえて一生懸命考えていただいております。

先ほど少し申し上げましたけれども、市町村ごとにそれぞれ一緒になって考えていく体制等をつくりましたので、今後、我々も市町村の皆さんと一緒に、それぞれの市町村の実情に応じた対策を練り上げていけるように支援してまいりたいと思います。

○緒嶋委員 今度予算のほうですけれども、オリンピックの県内の聖火リレーというのは、2日間で県内全ての市町村をリレーすることができるわけですかね。これ特別なことだけということ、これはどう考えておられるんですか。

○重黒木総合政策課長 聖火リレーにつきましては、非常に限られた時間とか日程の中でやりますので、恐らく全ての市町村を回るのは難しいというふうに思っています。

ただ、できるだけたくさんの方に聖火リレーを見てほしい、あるいは参加してほしいという観点から、いろいろと検討を今後進めていきますので、ルートを選定に当たっては、ある程度、そういった地域的な配慮もしながら検討してまいりたいと考えております。

○緒嶋委員 その中で、やっぱり青少年というか、子供たちに聖火リレーを見せる。我々が見るんじゃないくて、ある程度子供たちをバスなんかで聖火リレーの沿線にできるだけ宮崎県の若い者を。将来に向けて日本をつくるのは、やっ

ぱり青少年だから、そういう人たちがそういうものにできるだけ多く参加される。我々のような賞味期限が切れたようなもんじゃなくて、今から頑張るような人をできるだけ、参加させるというような知恵を出すべきじゃないかと思ってるんですけど、どうですかね、これは。

○重黒木総合政策課長 委員のおっしゃるとおりだと思っております。

聖火リレーというか、オリンピックの目的が、やはり未来に希望をつなげていくというところでございますので、そういった子供たち、小学生、中学生の方々が聖火リレーをしっかりと見て、将来に希望、地域の活性化につながっていくというふうなところも含めて、いろんなイベント等を検討していくことも考えておりますので、そういった中でどんな工夫ができるか、検討していきたいと思っております。

○武田委員 総合政策課の14ページの地産地消県民促進運動事業について、もう少し詳しく教えていただきたいんですが。

地産地消と昔から言われ続けて、観光でも何でも県内で流通、経済を回す。県外を海外として貿易収支を黒字化にするということが、基本市町村もですけど、宮崎県自体が自主財源が少ない。国から交付税いただいて回している状況で、このいただいた交付税を外に流していけば、宮崎の経済はやっぱり回らないわけですよ。これは皆さん誰でも一番よくわかっていらっしゃると思う。ここをどうしていくかが、宮崎の浮沈にかかっていると思うので、そこあたりで、もうちょっとこれをかけ声だけではなくて、本当に県民全員で地産地消しよう。まず、市町村なら市町村の中で金を回そうというのを一生懸命やること自体が宮崎の活力につながると思うんですが、この事業の中身と今後の見解を

教えてください。

○重黒木総合政策課長 この地産地消県民運動促進事業でございますけれども、事業の中身としましては、地産地消運動県民会議というのを我々行政と県内のいろんな商工団体の方々、たくさんの方々に入っていて構成しております。

具体的には、その県民会議の事務局を宮崎の商工会連合会に委託しております。その中で地産地消に関するさまざまな啓発ですとか取り組みをやっていただいているところでございます。

委員がおっしゃるように、地産地消につきましては、県民意識調査を毎年やっておりますけれども、例えば食材ですね。食べ物については、できるだけ地元のものを食べようという意識は8割以上の方が持っていていただいているという結果が出ております。

ただ、我々広い意味での地産地消というふうに申しております。そういったものだけではなくて、県内企業の製品を使いましょうとか、あるいは県産材をもっと使っていきましょうとか、あるいは地元の商店街を活用しましょうとか、そういったところまで含めて広い意味での地産地消をやっておりますので、そういった観点からさまざまな部分、地域経済の活性化につながるような取り組みをこの県民会議を中心にさらに展開してまいりたいと考えております。

○武田委員 ありがとうございます。例えば、観光地に行くとパッケージだけ違う、中身はほぼ同じような県外産の商品が多数見られるわけですよ。これを何とか地元の食材を使って、地元の加工場で地元の人たちがつくったものを少々高くてもここだけ、宮崎だけの商品として売っていく。頭では僕もこうやって言うのは簡

単なんです、実際なかなか大変だと思うんですが、これをこつこつ一つずつやっていくことが、結局、宮崎の力につながると思うんですよね。

公共事業もそうですし、できるだけ地元落实到位に。特に、議会でもよく出ますけれど、宮崎の中でも土木関係もどんどん減ってきて、今回、もう相当の防災減災の予算が出ていますけれど、実際、業者の方に話をすると、受けたいんだけど、なかなか受けられないし、今回は年度を超えて大丈夫ということなので、何とか工面してみんなで受けている状態だと。

結局、地産地消することによって、県の力も上がりますし、市町村の力も上がってくると思うんですよね。これ、やっぱり継続して今回は一気に国の予算が3カ年で出ますからいいとして、その後もやっぱりずっと継続して、ある程度の仕事を地元に出して、そこで働く方々が生活ができるような。その方々がまた地元の商品を買って、地元の商店街で買い物をしてぐるぐる回っていく。どうしても日用品であるとか、そういうものは地元でできるだけ買ったら、例えば車であるとか、趣味の部分であるものはなかなか難しいかもしれませんが、そこを県内全体でこういう予算を使って醸成していただくとありがたいなと思っていますので、もうちょっとこれ予算をふやして、結果的にこういう結果になったと、こうなりましたよというのを2年後、3年後、5年後でも皆さんにまた発表していただくとありがたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○右松委員 緒嶋委員のお話されたオリンピックの聖火リレーで1点だけ伺いたいと思いますが、2020年東京オリンピック、オリ・パラで3月26日に福島県を出発して、そして、本県は4

月26日、27日と2日間ということでございます。

それで、9ページのポイントに、地域の特色を生かしたリレーということでございます、これは2日間ですから限られた期間の中でどうやって宮崎をアピールするかということになるかと思いますが、具体的なコースはこれからだと思いますけれども、この地域の特色を生かしたリレーというのは、具体的にどういったところを考えておられるのか、そこをちょっと教えてください。

○重黒木総合政策課長 具体的なリレーのコースそのものは、ちょっとまだ公表できないということで、夏ごろになれば組織委員会から公表されるということだと思います。

そういった中で、考え方としては、地域の特色といいますか、地域の魅力をしっかり発信できるような場所というか、コースというか、そういったところも織り込みながらやっていこうと考えております。

そういった観光地的なところですか、リレーが走ることによって地域の方々に元気を与えられるようなコースですか、そういった観点から考えていきたいというふうに考えております。

○右松委員 コースの話はもういいんですけれど、具体的に地域の特色、本県の特色、どういったところを生かしていこうとされているのか。分野的なものを、今答えられる範囲で教えてください。

○重黒木総合政策課長 やはり宮崎県の魅力といいますか、特色と言いますと、神話ですとか神楽ですとか、そういったものが一つあると思います。

それから、さまざまな観光地もありますので、そういったところを伝統芸能的なもの、コース

だけではなくて、付随してやるいろんなイベント、そういった中でも地域の特色をしっかりと出せるようなコースづくり、それから、イベントの企画の中で今後検討していきたいと考えております。

○右松委員 わかりました。神話ということが出ましたけれど、まさに本県の固有の地域資源だと思いますので、高千穂、それから、西都原もそうですし、宮崎市内もいっぱいございます。県西地区もあります、県南もありますから、ぜひそういったところをしっかりと加味していただいで組んでいただくといいかなと思いますので要望させていただきます。

○前屋敷委員 秘書広報課で予算書の20ページで、県政相談費というのがあるんですが、直接県民の皆さん方が県に対していろんな相談、私どももいろんな相談も受けたりするんですけど、昨年度からするとかなりの予算規模になっているんですが、どう充実を図られたのか。いろんな方々からの相談を受ける体制なのかなど、そういうふうに思ったんですけど、中身について。

○渡久山広報戦略室長 この県政相談につきましては、出先の総合庁舎に10カ所、それから、本庁でも県民室を設け、さらに県民の声などいろいろな声を受けているところでございます。

予算のことについて御説明を申し上げますと、これは非常勤職員の予算の計上の仕方が昨年と変わったことに伴う増加になっております。

具体的に申しますと、7名の非常勤職員が本庁と出先機関でございまして、昨年度までは人事課との計上の仕方の分担上、1名分だけを秘書広報課で計上しておりましたが、新年度の予算からは7名全ての人件費を当課で計上することで整理をいたしました。そのために1,300万ほ

ど予算がふえているということでございます。新年度に特に体制を大幅に変更するものではございません。これまでどおりの取り組みを継続的に続けていきたいと思っております。

○前屋敷委員 じゃあ昨年も10カ所で運営をされていたんですかね。それがふえるとか、そういうことではないんですね。体制上の問題ですね。

○渡久山広報戦略室長 おっしゃるとおりでございます。体制を大幅に変更するものではございません。

○蓬原委員 総合計画の44ページです。生産性のことを前回ちょっと意見を言わせていただいて、これを取り入れていただいたということ非常に評価すべきものであります。

それで、その生産性なんですけど、日本は先進国の中でもまだまだ生産性は低いと言われております。その中で、じゃあ日本の中での宮崎県はどうかと見たときに、何かデータがありますか、宮崎県の実産性というのは、どのぐらいの順位であるという。

○重黒木総合政策課長 済みません、ちょっと確認させていただきます。——今あるのは労働生産性に関するデータがございまして、これにつきましては2015年のデータでございまして、全国順位が46位となっておりますので、やはり、生産性を向上するということは大きな課題であろうかと思っております。

○蓬原委員 それを見て一目瞭然だと思います。それが所得の差にもあらわれるわけだし、私はUターンですから、それを痛切に感じて、ずっとそれを言ってきましたけれど。ですから、この生産性、日本そのものが世界の中で低い、その中でも宮崎は低いわけですから、逆に言うところ上げしろもそれだけあるということですので。

署 名

総務政策常任委員会委員長 松 村 悟 郎